

近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化

美濃口 紀子

熊本市都市政策研究所 研究員

キーワード：熊本城跡、軍用地、官有財産、土地管理、熊本市、都市計画、近代、公文書

1 研究の背景と目的

熊本城は「文化財保護法」による「特別史跡熊本城跡」（指定面積：約 57.8ha¹）であると同時に、「都市公園法」による「熊本城公園」（開設面積：約 54.3ha²）でもある。前者は文化庁、後者は国土交通省管轄の法律で、熊本城の管理団体である熊本市は国の関係省庁と連携・調整しながら城の管理を行っている。

熊本市では近年、主に前者（文化財行政）の視点から、これまでの整備事業・調査研究成果をまとめた『特別史跡熊本城跡総括報告書』（整備事業編・歴史資料編・調査研究編）³や『特別史跡熊本城跡保存活用計画』⁴を刊行した。HP 上でも公開しており誰でも閲覧可能である。

一方で後者（都市公園行政）の視点でみると、復元整備計画⁵や熊本地震被災からの復旧基本計画⁶など「熊本城公園」としての事業計画は刊行されているが、そもそも熊本城跡が公園化される以前の経緯を詳細にまとめた報告等がない。熊本城跡は戦前に公園として開園することなく、戦後も昭和 37（1962）年の都市計画決定で初めて都市計画公園「熊本城公園」に位置付けられた⁷。これは全国の城跡に比べて遅い年代であるが、他と比較した考察等も見当たらない。熊本城跡の公園化以前の歴史的背景を認識しておくことは、熊本城公園の現状や政策課題を再認識し、今後望ましい公園整備を進める上でも必要な作業であろう⁸。特に近代の熊本は鎮台・師団が置かれた軍都であり、戦前は熊本城跡を 70 年以上、陸軍省が管轄した歴史がある。

そこで本研究では、近代における熊本城跡の土地管理の実態について究明する。手法としては陸軍用地の土地貸付や買収・交換等に関する近代の公文書を「土地管理」の記録として捉えて研究に取り組み、城下の近代化に与えた影響について考察する。その研究成果を庁内の関係各課と情報共有することで、今後の熊本城関連、都市公園関連の政策立案等に役立てることを本研究の最終的な目的とし、政

策研究の役割を果たしたい。

2 既往研究の概要

大略 1868 年から 1945 年を指す「近代」における熊本城跡の土地管理の変遷については、前述した総括報告書にそれぞれ掲載がある。『整備事業編』に「廃藩置県後の熊本城」「地形改変に関する経緯」等の解説、『歴史資料編（史料・解説）』に近代史料の翻刻・解説や「熊本城関係文献資料目録」（土地利用変遷の資料を中心とした一覧表）、『歴史資料編（絵図・地図・写真）』に近代地図・古写真の掲載、『調査研究編』に「熊本城研究史」「各地区の概要と調査成果」など、従来の熊本城における調査研究成果が計 3 部にまとめられている⁹。

維新後のいわゆる「廃城令」¹⁰については森山（1970）が全国の城郭の存廃決定や当時の経緯等を詳述しており、存城決定した熊本城への鎮台設置や西南戦争等についての言及がある。さらに近年は奈良文化財研究所（2017）や城郭談話会（2019）が近現代における全国の城跡の保存・改変状況に関する研究集会を開催し、後者には河本（2019）や鶴嶋（2019）が熊本城関連の論考を報告している。

城内の土地管理に関しては、存城が決まった熊本城内の土地は陸軍用地となった。そこで、これを研究対象とするには国による法制度の変遷もみておく必要がある。貴堂（2012）は明治政府が「地券渡方規則」、「公用土地買上規則」、「土地収用法」と 3 度にわたり土地収用制度を制定・改変し、用地を確保することで道路・港湾・鉄道などの公共事業を促進し近代化を進めたことを指摘しており、熊本城内における私有地の公有化を考える上でも参考になる。また遠藤（2007）は西南戦争後の陸軍会計経理の研究で税外収入や所有地貸下料に言及し、鈴木（2013）は「臨時軍事費特別会計」で日清・日露戦争など戦時下における会計制度について研究を行った。これらは熊本城の土地管理を

研究する上でも重要な示唆を与えるもので、陸軍省の財産管理規則等との関係もみる必要がある。

そして城跡の公園化に関しては、まず日本の公園緑地全般の動向について佐藤（1977）が、都市公園整備の歴史については坂本ら（2005）が全国規模で詳しくまとめている。その中で近代における城跡の公園化事例も紹介している。また野中（2014、2016、2017）は近代における城跡の払い下げ・土地利用・公園化の実態や、明治時代に城跡公園となった愛媛県松山城・三重県上野城・岡山県津山城など個別城郭の公園化についても研究を行っている。こうした研究成果は、近代を通して公園化されなかった熊本城を研究する上でも、比較対象として有用と考える。

以上、先行研究の概観を通じて、近代の熊本城跡についてはまだ研究の余地が充分あり、特に「官有財産」としての管理実態や、「公園化」動向の有無に関する調査研究等が不十分であると考え、本研究で取り組むこととした。

3 本研究の構成

前述した研究の背景・目的並びに既往研究を踏まえ、関係資料を調査して熊本城跡の土地利用及び管理の実態を探る。特に陸軍省の公文書（防衛省防衛研究所蔵）に着目し、近代の熊本城跡が「軍用地」すなわち「官有財産」であった観点から、国の関係法令・規則や時代背景等とも照合して時期区分を考案し、土地管理の変遷を考察する。陸軍省による近代の土地管理が、熊本城跡の土地改変のみならず鉄道敷設や水道事業など都市の近代化及び熊本市の都市計画に与えた影響や、その歴史的意義についても究明する（図1）。

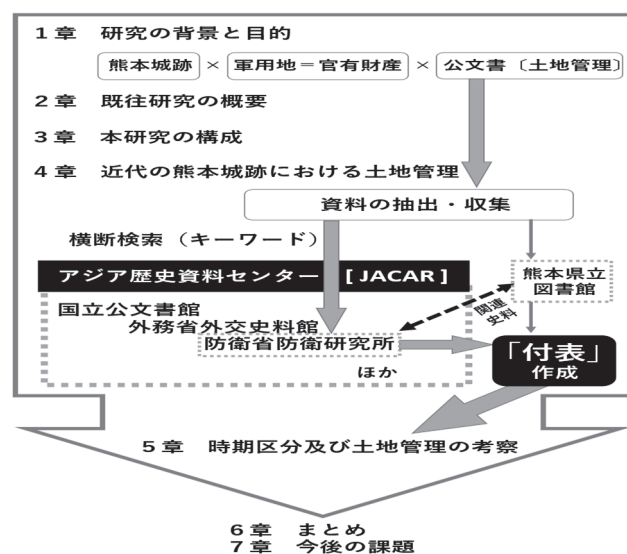


図1 本論の構成

4 近代の熊本城跡における土地管理

4.1 陸軍省が管轄した近代の熊本城跡

明治4（1871）年の廃藩置県後、明治6（1873）年1月に全国の城郭の存廃が決定した（いわゆる廃城令¹¹）。全国の城・陣屋・要害は陸軍用地として利用する「存城」と大蔵省の財産として民間に払い下げる「廃城」とに区別され、熊本城跡は存城が決定した。同年7月の「改訂鎮台条例」【1873・7・19】により「熊本鎮台」（表1）が設置された後、近代の熊本城跡は昭和20（1945）年の終戦まで陸軍省による所管が70年以上続いたため、その間の記録は国（旧陸軍省）の公文書として保管され、現在に至る。

表1 「改訂鎮台条例」記載の六鎮台【1873・7・19】

軍管	鎮台	師管	師管管内営所
第一	東京	第一（営所東京）	小田原 静岡 甲府
		第二（営所佐倉）	木更津 水戸 宇都宮
		第三（営所新潟）	高田 高崎
第二	仙台	第四（営所仙台）	福島 水沢 若松
		第五（営所青森）	盛岡 秋田 山形
第三	名古屋	第六（営所名古屋）	豊橋 岐阜 松本
		第七（営所金沢）	石川県内七尾 福井
第四	大坂	第八（営所大坂）	兵庫 和歌山 西京
		第九（営所大津）	敦賀 津
		第十（営所姫路）	鳥取 岡山 豊岡
第五	広島	第十一（営所広島）	松江 浜田 山口
		第十二（営所丸亀）	徳島 高知県内須崎浦 宇和島
第六	熊本	第十三（営所熊本）	千歳 釧路 鹿児島 琉球
		第十四（営所小倉）	福岡 長崎 対馬

4.2 陸軍省の土地管理（資料の抽出・収集）

陸軍省を含む近代の国の公文書等については、アジア歴史資料センター（JACAR¹²）のホームページで閲覧することができる（図1）。今回、横断検索等¹³の機能を利用して検索した結果、本研究に関連する440件の公文書を収集することができた（付表）。これらは国（陸軍省）の土地取得状況（買収・所管換・交換）や、県・市・市民等から上申された城内各所（古京町・宮内町・古城町・千葉城等）の借地希望に対する可否の伺い、回答等の文書である。その内容は借地の面積、期間（更新年限）、借地料、使用目的、申請者の住所・氏名、許可理由のほか、位置図を添付したものもある。その他、付表には熊本城内の土地管理に関連の深い公文書（国の法令・規則、測量・地図作成、不要建物売却、新築建物落成等）も掲載した。以降、本文中で付表掲載の文書に言及する場合、文末に【西暦・月・日】で示すこととする（例【1890・1・27】）。

表2 熊本城内の土地貸付記録と本稿の時期区分

[illegible]

5 時期区分及び土地管理の考察

5.1 公文書の記載による時期区分（Ⅰ～Ⅴ期の考案）

付表のうち、特に城内の土地貸付を示す用語に着目すると、「貸渡」「貸下」「準貸付」など微妙に異なる複数の表現がみられ、これが時期により変化していることがわかる。中には借地内容に変更がない継続申請（本丸町：撃剣道場敷地）であっても、その用語が「貸下」【1920・10・28】から「準貸付」【1922・10・9】に変わっている例もある。このことから申請書で使用する用語の違いは、申請者や用途の違いに起因するものではなく、何らかの理由で用語自体が置き換わった結果と推察される。当時の熊本城跡は陸軍省の所轄地すなわち官有財産であり、その公文書における用語変更の時期は、国の法令改正の時期、つまり国の財産管理や方針の転換と連動している可能性が高い。付表のうち陸軍省所轄地に関する公文書には①明治8（1875）年11月「陸軍省所轄諸城並土地家屋貸渡方」【1875・11・14】、②明治11（1878）年11月「陸軍省所轄土地家屋人民ニ貸渡規則」【1878・11・2】、③明治18（1885）年12月「陸軍省所轄土地家屋貸渡規則」【1885・12・26】、④明治42（1909）年3月「陸軍営繕費補充資金特別会計ノタメニスル陸軍ニ於ケル土地ノ貸付ニ関スル件」【1909・3・30】、⑤大正11（1922）年3月「陸軍省所管国有財産取扱規程制定」【1922・3・27】などがあるが、①②③では「貸渡」、④では「貸下」、⑤では「準貸付」の用語がそれぞれ条文の中で使用されており、ちょうど用語変化の時期と合致する。

そこで公文書におけるこれら土地貸付の用語の変遷と、公有地管理に関連する国の法令・規則及び陸軍省の組織改編等とを対照させることで、近代における熊本城跡の土地貸付をⅠ～Ⅴ期に区分した（表2）。以下ではⅠ～Ⅴ期における熊本城跡の土地貸付の状況と時代背景について詳細を記す。なお本研究では近代の公文書の中でも鎮西鎮台が熊本に設置された明治4（1871）年以降を調査対象とするため、明治元（1868）年から同3（1870）年までの3年間は、分析対象外とした。

5.2 Ⅰ期の土地管理と時代背景

熊本に鎮西鎮台が設置された明治4（1871）年から、西南戦争がおきた明治10（1877）年までの7年間で「Ⅰ期」とした。明治天皇の最初の熊本行幸、熊本鎮台設置、神風連の変などを含む時期である。

明治元（1868）年の神仏分離令の影響もあり、明治4

（1871）年に熊本城内の平左衛門丸に錦山神社（後に加藤神社に改称¹⁴）が創建された。その後、明治6（1873）年に熊本城の存城が決定したことで熊本には熊本鎮台が設置されて軍施設が整備されることになった。当時、現頼当御門付近には参詣者向けの茶屋や酒店も出店し人々の往来で賑わっていたが、鎮台の本丸移転にあたり「日夜雑還甚不体裁、且不用心」【1873・3・28】との陸軍側の理由で、錦山神社（加藤神社）は京町新堀へ移転することになった。この例からも熊本鎮台の設置当初から軍施設と一般市民の往来・賑わいは共存が難しい問題だったと考えられる。

水堀により北（上段）と南（下段）に隔てられていた古城には、明治3（1870）年に古城医学校（下段西側）が、同4（1871）年に洋学校（上段西側）がそれぞれ開校した。医学校の東隣に治療所（古城病院）が、洋学校の東隣に外国人教師マンスフェルトやジェーンズの官舎が建てられ¹⁵、明治時代初頭には熊本城跡の一角に洋風建築が登場することになった。また明治5（1872）年に二の丸から二本木へ移転した熊本県庁が明治8（1875）年には古城病院跡へ移転、明治9（1876）年9月洋学校跡地へ臨時裁判所と県警本部を設置、外国人教師館も県官舎として利用されるなど、古城一帯には官庁が多く立地した。明治8（1875）年には札ノ辻に熊本電信局も開設している【1875・3・20】。

明治7（1874）年、熊本鎮台は「鎮台病院建設」のため二の丸（現在の国立病院機構熊本医療センター一帯）の土地を取得した【1874・11・2】。明治8（1875）年、国は「公用土地買上規則」【1875・7・28】を定めた。熊本城跡については明治7～9（1871～1873）年頃の伺い文書に土地「買収」や他省から陸軍省への土地「御渡」の記録が多く認められ、軍施設整備のための土地取得を急速に進めたことがわかる（付表）。こうして明治8（1875）年4月に歩兵第十三連隊が二の丸に屯営、明治9（1876）年2月に衛戍病院が落成¹⁶するなど、熊本城跡はわずか数年で鎮台の主要施設用地へと変貌した。明治9（1876）年に陸軍省が作成した「城郭之図」¹⁷には、翌年に西南戦争直前の火災で焼失する近世建物、すなわち大小天守・御裏五階櫓・長局櫓などが残存しており、当時は本丸御殿も鎮台本営として使用されていた。同図では本丸上段に「熊本鎮台」と記載するほか、二の丸に「歩兵営」、三の丸に「野砲兵営」、古城上段に「病院」、同下段に「山砲兵営」、千葉城に「工兵営」などが記載され、鎮台設置後に整備された軍施設の城

内配置を確認できる。

明治7(1874)年に国は錦山神社(加藤神社)の城外への移転費用を支払っている。具体的には「新堀氏家甚三郎大木兼■」両家の屋敷地を新たな社地として選り、「神殿引移之並地代価地形築立其他共悉皆」を調査した結果「目論見金之内八歩通金九千二百四十六円」という内容で、白川県権令安岡良亮から陸軍大輔津田出宛ての文書がある

【1874・4・18】。明治9(1876)年の名古屋城内の素戔鳴神社及び東照宮両社の引移に関する記載では、「熊本県下加藤神社及び元金沢城内尾崎神社転移之節」すなわち錦山神社(加藤神社)と尾崎神社の引移費用を国が負担した前例がある旨を併記しており【1876・10・3】、各地の城跡で類似する神社移転問題が発生したことがわかる。なお城外移転後の錦山神社(加藤神社)では明治8(1875)年に「熊本博覧会」¹⁸を開催しており、神社所蔵の加藤清正遺物、書画、刀剣、銅製仏像、勸業寮製見本、古銭、西洋食器、鉱石、薬種等が展覧された。

明治8(1875)年には陸軍省所轄地の「諸城並土地家屋貸渡方」【1875・11・14】が定められるが、熊本城跡においてはまだ土地「貸渡」の記録は見当たらない(付表)。

明治9(1876)年には神風連の変【1876・10・26】が発生し、桜馬場の砲兵営や二の丸の歩兵営が襲撃を受け、それぞれ6棟、3棟が「兵営舎焼失跡」となった¹⁹。当時の城内には私有地が残存していたが、陸軍は「警備上」の理由から「熊本城近接地買上」【1876・12・27】の伺い文書で民有地を買い上げて公有地化する必要性を説き、私有地6件(住江常雄・田中典儀・細川興増・長岡知暢・旧一日邸・続敏邸)の詳細調査の上、買上を行った。

明治10(1877)年の西南戦争で城内・城下を広く焼失した後、陸軍用地の囲込はさらに拡大する【1877・7・22】。同年11月の熊本鎮台工兵第六方面による景況報告のうち「城郭内鎮座神社替地ノ件」には、城外移転後も本丸に馬場のみが残っていた「加藤神社」や、同じく戦災で焼失した「藤崎八幡社地」「山崎天神社地」の計3社について、「転移スヘキ替地渡方県官ヨリ照会アリ先年加藤社移転ノ例ニ倣ヒ替地ヲ買求シテ渡サザルヲ得ザル者トス」として移転補償の前例を記したほか、「千葉学校地所建物買求ノ件」²⁰や「山崎練兵場増ノ件」など、西南戦争直後における陸軍の土地囲込状況の一端を記す【1877・11・15】。

西南戦争で被災した後は施設の復旧・整備だけでなく、熊本県による大規模な道路改変も行われた。陸軍省は明治

10(1877)年に所轄地の「旧花畑元病院仮設地のうち521坪1合7勺」と「同所練兵場のうち299坪」を内務省へ返付しており【1877・11・5】、これは「熊本県下道路修築ノ図」²¹の「新道立并潰地ノ色」(赤色)の一部である。

また明治10(1877)年の西南戦争中には、陸軍参謀局地図課が九州に出張して「西海道全図」「熊本近傍図」などを政府軍の作戦用に作成しており、同年3月から7月頃にかけては、全国の関係機関からの地図入手を求める文書が多数みられる【1877・4・21、1877・6・25ほか】。

このようにⅠ期は、7年という短期間であるが軍施設の整備に伴う急速な土地買収・取得が進み、土地所有や所管も、国・県や省庁間で大きく変動した時期であった。その他、電信局の設置や地図作成も行われ、西南戦争後には城内外の道路新設に着手し、大規模な土地改変も実施した。

なおⅠ期は、国による軍用地の「取得」が主であり、陸軍省による熊本城跡の土地管理は始まったばかりで、城内の土地「貸渡」の記録等はまだ見られない(付表)。

5.3 Ⅱ期の土地管理と時代背景

西南戦争の翌年から日清戦争の前年までの、明治11(1878)年から明治26(1893)年までの16年間を「Ⅱ期」とした。師団司令部条例制定による第六師団の設置【1888・5・12】、大日本帝国憲法の制定【1889・2・11】、市町村制の制定翌年の熊本市発足や翌々年の市条例裁可【1890・6・20】などを含む時期である。陸軍所轄地については明治11(1878)年に「土地家屋人民貸渡規則」【1878・11・2】が、明治18(1885)年に「土地家屋貸渡規則」【1885・12・26】が制定されている。

「Ⅱ期」には熊本城内の土地「貸渡」の記載が多くなる(表2)。「貸渡」以外では明治12(1879)年に熊本城跡の「避暑」や将来の「利便」を図り松・杉・檜等の苗木1万本を植樹する伺いもある【1879・6・5】。

土地「貸渡」の許可理由については「目下所用之目途も無之」など陸軍用地の利用上何ら支障がないことを記す事例が多い【1881・12・13など】。「貸渡」には借地料の支払いが必要な場合もあり、明治13(1880)年千葉城町「工兵営東崖下空地」【1880・7・28】では合計1,586坪(約5,234㎡)の土地を草花菜園等として使用するため、東阿弥陀町の士族に対して借地料(月20銭、年2円40銭)で1年間の貸渡を許可した【1880・7・28】。熊本電燈會社(河野政次郎)も明治23(1890)年以降、梅屋敷(約333坪)への機械設置のため年96銭の借地料を支払い、3年毎

に更新して使用した【1890・2・25 など】。こうした陸軍省所轄地に対する借地願は県を通して国（陸軍省）へ上申され、現在も国（防衛省防衛研究所）で保存されている文書だが、中には当時添付された平面図も確認できる。例えば、図2【1880・1・27】は「花畑工兵作業場外石垣下」

（現長堀通り付近）493 坪、図3【1880・6・28】は「古京町有終社脇南側空地」（現三の丸第一駐車場付近）195 坪、図4【1880・6・28】は「砲兵第三大隊営西岸下空地」（現熊本博物館西側付近）930 坪、図5【1880・7・28】は「工兵営東崖下空地」（現熊本市教育センター付近）1,586 坪、図6【1880・10・27】は「記念碑建設隣地」（現清爽園付近）9 坪の「貸渡」と具体を知ることができる（付表）。

このように「Ⅱ期」は、城内の土地「貸渡」事業が本格的に始動した時期であり、その目的・用途は戦没者の慰霊、戦災復興、城内の植樹など様々である。

5.3.1 借地平面図にみる熊本城跡の土地改変状況

公文書に添付された平面図からは、土地「貸渡」の場所や面積だけでなく、当時の地形、道路、建物の配置等も知り得る。熊本城跡一帯の地形や道路は近代から現代にかけて改変された部分が多く、それ以前の姿を留める記録として、これら平面図は貴重である。以下では、図中の明治時代前半の地形や道路が、都市の近代化の中でどのように改変されてきたのかを図から読み解く。

図2中の「下馬橋」は明治35（1902）年天皇行幸に伴って少し下流に架け替わり「行幸橋」となる【1902・9・30】。また花畑の貸渡地と坪井川左岸に挟まれた道路（現長堀通り）は前述の明治10（1877）年「熊本県下道路修築ノ図」では既設の「道路」（黄色）として彩色されている。ここは後に大正13（1924）年の市電敷設によって電車軌道となった。当時の花畑町は歩兵第二十三連隊の広大な敷地が一帯を占拠していたため、市電はその西側（坪井川左岸沿い）を通り、現市役所前から長堀通り、さらに現市民会館前、現花畑公園とサクラマチクマモトの間を通って辛島町へと抜けるルートであった。やがて歩兵第二十三連隊が渡鹿へ移転し、跡地（27,752 坪）は用途を廃止し陸軍省から大蔵省に引き継がれた【1924・9・20】。その後、熊本市が付替工事を行って現在の市電ルートに変更された。

図3には明治10（1877）年の西南戦争後に新設された「法華坂新道」が記されている。これは前述の「熊本県下道路修築ノ図」で「新道立并潰地ノ色」（赤色）と表示している新設道路（現市道：京町1丁目宮内第1号線）であ

る。現熊本県立美術館と現熊本県護国神社の間にかつて存在した堀を利用し、併せて現宮内橋以南を削平して新設されたもので、新町札の辻（一丁目御門付近）から新堀橋まで城内を貫く道路となった。その結果、二の丸と三の丸が区分された²²。

図4は他と同様、三斜法²³により借地面積を求積した平面図である。図の多角形からなる借地（予定地）を7つの三角形「イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト」に分割し、それぞれの面積を求め、その合計面積「ㄆ千七百四拾壹坪五合」（約5,747 m²）を算出している。「甲・乙・丙・丁・戊」の面積「ㄆ百八拾九坪」（約624 m²）も同様に計算し、「合積千九百三十坪零五合」（約6,371 m²）を借地として申請したことがわかる。

図5は同年に「工兵営」が立地していた千葉城一帯の平面図で、東崖下の土地のうち甲（イ・ロ）、乙（イ・ロ・ハ・ニ）の合計面積が「千五百八十六坪」（約5,234 m²）と記されている。図中の坪井川はその後、昭和初期の河川改修工事で直線化されたため、図中借地の一部は坪井川の河床、もしくは対岸（坪井川左岸側）となった。河川改修前の旧地形や面積を知ることができる貴重な資料である。

図6は記念碑周辺（現清爽園一帯）の平面図で、この付近には近世に高札場があったため「札の辻」と呼ばれる。本来は城内と城下が濠で隔てられていた場所であるが、既に濠は埋め立てられている。図5には「法華坂新道」の起点（南西端）が描かれており、図2（北東端）と併せて西南戦争後の新道設置状況を確認できる。記念碑と道路を挟んだ西側には「電信分局」と記す。熊本における電信は明治8（1875）年3月に長崎・熊本間の電信回線が開通し、熊本電信局が開局したことに始まる²⁴。当初の局舎は明治9（1876）年神風連の変で襲撃を受けて電信機械を破壊され、さらに明治10（1877）年の西南戦争で焼失した。明治11（1878）年6月、その跡地に新築・竣工したのが熊本電信分局（図中の「電信分局」）である。木造の総2階建、屋根瓦葺き、漆喰外壁で当時「電信局型」と称された西洋風建物で、後に熊本商業学校の一部に使用された²⁵。この建物建設に先立ち、「電信分局」を囲む四方の既設道路も西南戦争後に一部拡幅されていたことが、前述した明治10（1877）年「熊本県下道路修築ノ図」の「新道立并潰地ノ色」（赤色）からわかる。

古城一帯には現在、熊本県立第一高等学校が立地し、堀跡の一部は古城堀端公園となっている。図7は「県庁周囲

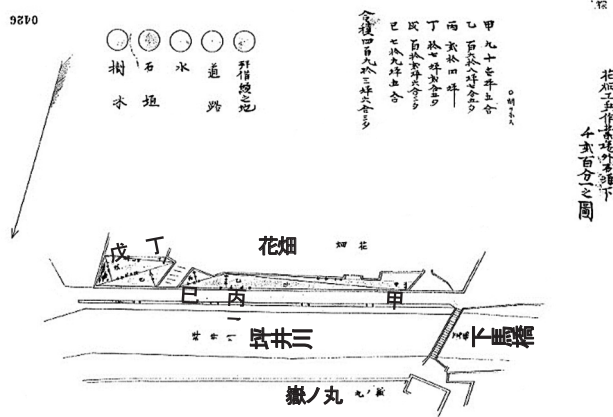


図2 「熊本山崎町地貸渡の伺」付図「花畑工兵作業場外石垣下」(JACAR Ref. C04029749800 防衛省防衛研究所蔵)【1880・10・29】に筆者加筆。図下が「北」

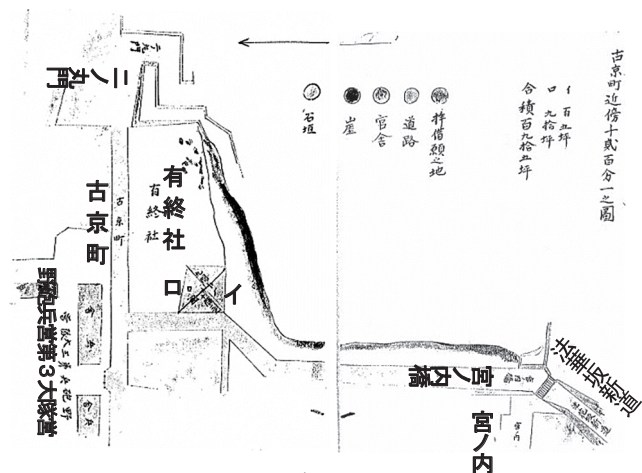


図3 「古京町有終社脇南側空地」付図「古京町近傍千式百分一之図」(JACAR Ref. C04029667700 防衛省防衛研究所蔵)【1880・6・28】に筆者加筆。図左が「北」

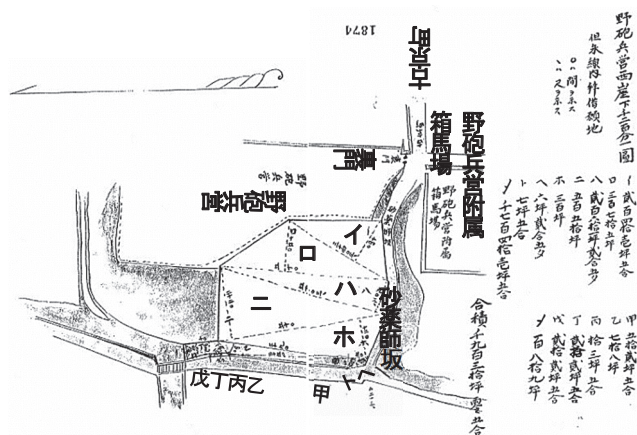


図4 「砲兵第三大隊營西岸下空地」付図「野砲兵營西崖下千二百分一之図」(JACAR Ref. C04029667700 防衛省防衛研究所蔵)【1880・6・28】に筆者加筆。図左が「北」



図5 「熊本城工兵營東崖下空地貸渡」付図「工兵營東崖下空地式千四百分一之縮図」(JACAR Ref. C04029730500 防衛省防衛研究所蔵)【1880・7・28】に筆者加筆。図右が「北」

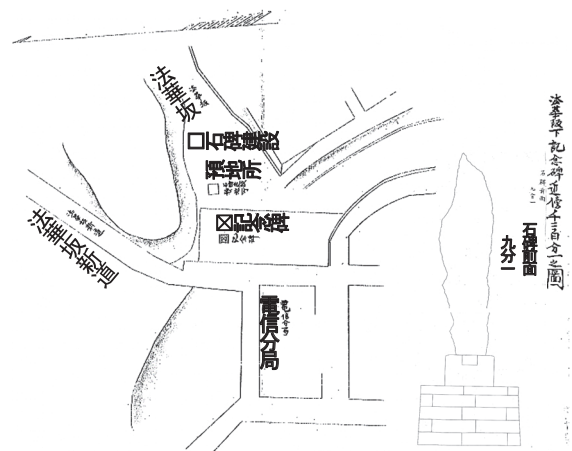


図6 「熊本記念碑建設隣地貸渡」付図「法華坂下記念碑近傍千三百分一之図」と「石碑前面九分一」(右下)(JACAR Ref. C04029751500 防衛省防衛研究所蔵)【1880・10・27】に筆者加筆。図左が「北」

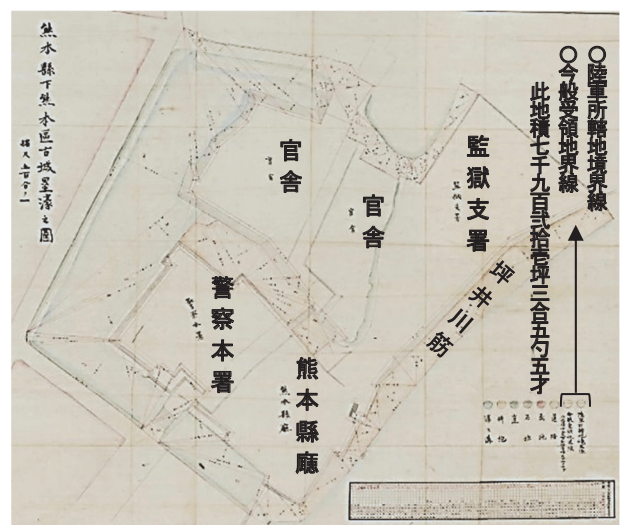


図7 熊本県公文類纂「県庁周囲濠壘陸軍省引渡」付図「熊本県下熊本区古城壘濠之図」(熊本県立図書館蔵)【1884・12・27】に筆者加筆。図上が「北」

濠壘陸軍省引渡²⁶の付図「熊本県下熊本区古城壘濠之図」である。凡例には「陸軍省所轄地境界線」や「今般受領地境界線」を記載している（工兵第二方面実測・作成）。Ⅱ期には明治16（1883）年4月から同17（1884）年11月にかけて、古城の県庁敷地の「坪数調査」に関する地理局²⁷、陸軍省、内務省の照会・回答の記録が残る（付表）。明治17（1884）年に内務省が「兵備上必須ノ地」である古城町の土地について陸軍省へ土地「受領」の詮議を要請し【1884・5・24】、翌月には内務省の照会に対して「将来熊本城ノ守備上ニ於テ関係不少」という「受領」理由を陸軍省意見として通知【1884・6・14】した。8月に地理局から陸軍省へ陸軍省領収分の坪数について取調の回答を要請し【1884・8・13】、11月に県が面積「7,921坪3合5勺5才」（約26,139㎡）と記載した稟議により地理局から陸軍省へ面積確認の照会【1884・11・7】があり、翌週には地理局から総務局へ面積の照会を行っている【1884・11・14】。こうした敷地面積に関する省庁間の確認作業を経て、明治17（1885）年に陸軍省は「右正ニ領収候也」と熊本県へ伝え【1884・12・27】、翌月からは改めて熊本県へ「貸渡」を行っている【1885・1・31】。

また図7では古城の堀の埋め立て状況も確認できる。明治16（1883）年の公文書には「古城堀埋跡地」1,059坪（約3,500㎡）を借地した記録もあるが【1883・7・18】、その後も「蓮堀」「養魚」を目的とした古城の土地「貸渡」契約も頻繁に更新されており（表2）、古城堀の大半は

その後も水堀の状態を保ち続けたことがわかる。後に古城堀の埋め立てはさらに拡大し、明治44（1911）年開通の軽便鉄道「宮内一知足寺町」間²⁸の古城以西は、水堀跡に沿って敷設され、鉄道会社と陸軍省との間で土地交換が行われた【1911・12・15】。同年開通の軽便鉄道「上熊本一広町」間も新堀を利用【1910・11・2】しており、かつて熊本城の北端・南端を区画していた新堀・古城堀の跡が、それぞれ明治時代の鉄道敷設に利用されたことがわかる。

明治17（1884）年当時、古城には「熊本県庁」「警察本署」「監獄支署」「官舎」などが立地していた（図7）。熊本県令富岡敬明は、明治20（1887）年1月の熊本県庁の城外移転²⁹に先立つ明治18（1885）年に、県庁・警察署・官舎建物等の代金と監獄支署の移転料等費用（金39,046円41銭3厘）及び県庁移転に係る敷地買上代と、在来民家の移転料や地形直し等費用（金5,953円58銭7厘）の合計「金45,000円」での買上を内務省と陸軍省に上申している【1885・7・10】。明治20（1887）年に県庁が南千反畑へ移転した後は、陸軍省が「監督部長外間」として使用するため県庁建物を本丸へ「転築落成」【1888・4・9、同4・11】や「建物公売」【1890・10・8】を実施した。こうした中、最後まで古城に残存していたのは元警察署の建物（図8）であった。明治20（1887）年5月に熊本への設置が決まった第五高等学校³⁰は「地所家屋貸渡」【1889・7・18】によりここを使用し、明治22（1889）年の金峰山地震による被災を経て、翌年に黒髪へ移転した。

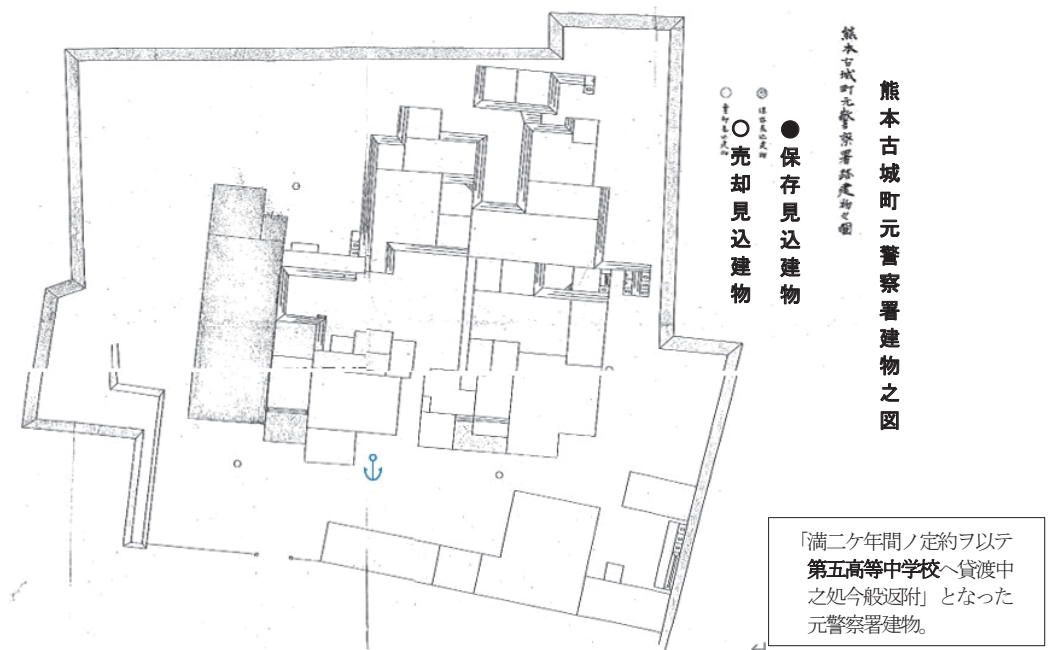


図8 明治22（1889）年「貸渡地所家屋受領済御届」付図「熊本古城町元警察署跡建物之図」

（JACAR Ref. C07050284100 防衛省防衛研究所蔵）【1889・7・18】に筆者加筆。図の右上が「北」

5.3.2 熊本県統計表にみる陸軍省の土地管理

明治14（1881）年熊本県統計表「官有地」の欄に、「地種」「地目」「地名」「反別」「地価」が記載されている。ここでは熊本鎮台の所轄地である「本丸」「二の丸」「宮内町」「千葉城」「古城町」「古京町」「新堀町」「山崎町」のほか、当時は古城町に所在した「県庁」と「囚獄」の記載部分を抜粋して示した（表3）。当時は崖地を明確に区別して管理し、陸軍用地のうち旧城内の合計面積は約800反（約79万4500㎡）で、「鎮台」（崖地を除く本丸部分）の面積は旧城内の約20.7%を占めていることになる。

この統計表には熊本城跡の「本丸」「二の丸」「宮内町」「千葉城」「古城町」「古京町」「新堀町」等を示した図がないため正確な範囲は不明だが、当時の呼称と江戸後期の「熊本所分絵図」³¹の地名とでは大差ないものと考えられるので、それぞれの位置・範囲については熊本市（2019）『歴史資料編』「地区の範囲と呼称」を参照されたい³²。

表3 明治14（1881）年時点の熊本鎮台所轄地面積等
熊本県1883『明治十六年熊本県統計書』

（国立国会図書館蔵）

地種	地目	地名	反別*	地価
第二種	鎮台	熊本区本丸	166反10414	8,167.82
	同崖地	〃	32反40482	
	陸軍用地	〃区二の丸	201反31406	12,492.52
	同崖地	〃	23反72000	
	陸軍用地	〃区宮内町	18反30489	1,371.52
	同崖地	〃	6反31580	
	陸軍用地	〃	69反00398	5,167.71
	同崖地	〃	21反00731	
	陸軍用地	〃区千葉城	42反00750	2,964.60
	同崖地	〃	12反40796	
	陸軍用地	〃区古城町	31反82892	2,695.81
	同崖地		12反61099	
	陸軍用地	〃区古京町	6反11279	442.27
	同	〃	98反91768	7,125.04
	同崖地	〃	36反31428	
	同川敷	〃	62952	
	陸軍用地	〃区新堀町	16反12303	1,707.30
	同崖地	〃	6反00243	
	陸軍用地	〃区山崎町	274反50810	34,944.54
	※以下、「託麻郡健軍村」「合志郡豊岡村」「〃郡須恵村」「〃郡津久礼村」と続く。本稿では郊外の鎮台所轄地の記載は省略			
	県庁	熊本区古城町	20反80309	3,560.43
	囚獄	〃	9反70465	1,662.22

*面積「1反」をメートル法に換算すると、約991.736㎡

5.3.3 第六師団の官有財産管理、災害復旧、地図作成

明治21（1888）年の改編で熊本鎮台にかわり第六師団が置かれた。翌年に大日本帝国憲法の制定【1889・2・11】と「土地収用法」【1889・7・30】、翌々年に「官有財産管理規則」【1890・11・24】と「官有地取扱規則」【1890・11・24】が勅令で公布された。また「官有財産管理規則」に基づき、各省は「官有財産目録」を作成した。陸軍省においても、明治24（1891）年に「官有財産目録（土地之部）」【1891・3・31】を作成し、以後はこれを基に毎年の増減を報告した。

こうした国の法令改正等を受けて、第六師団の所轄地においても土地貸付の契約更改が行われた。例えば段山作業場の一部（図9）は鉄道敷設のため九州鉄道会社が既に使用していたが、明治26（1893）年に九州鉄道会社社長高橋新吉は「官有財産管理規則 第七條第二項」³³に基づき、同地の30年間無料使用を内務・陸軍両大臣宛てに上申した。これを受けて内務省は「官有地取扱規則 第十一條但書」³⁴及び「県知事ノ名ヲ以テ下附スヘキ」「相当使用料ヲ徴収スヘキ」などの条件を付けた熊本県宛ての指令案を作成し、陸軍省に稟議している【1894・3・19】。

他にも明治23（1890）年には勅令「官有地処分規則」【1890・7・21】が出されており、その条文「官有地ヲ競争ニ付セス随意ノ契約ヲ以テ貸渡又ハ売渡スコトヲ得」については、その後も条文が引用され続けており【1912・2・1】、大正10（1921）年の「国有財産法」に改正されるまでの間は、上記の法令・規則に基づいて、陸軍省所轄地の借地許可手続きを行っていたことがわかる。

一方この頃、明治22（1889）年7月28日の金峰山地震で熊本城跡も被災した。第六師団監督部長は陸軍大臣大山巖宛てに「損害報告」や「震災損害届」【1889・7・29、同7・31】、さらに「城郭修築保存之件」【1889・8・19】を提出し、陸軍省により崩落石垣の復旧工事等が行われることになった。第六師団が「名城ノ旧跡」【1889・8・19】を保つため経常費の増額や臨時歳出等の予算を獲得して災害復旧にあたった経過については、木下（2020）³⁵に詳しい。

なお明治11（1878）年から同13（1880）年に熊本鎮台で測量器具や製図用具を取り揃えた記録【1880・9・14】があるが、これは後の第六師団による明治22（1889）から同27（1894）年の迅速測図作成にも繋がる動きと考えられる。迅速測図は正確さに欠け、図描内容の不統一など問題も多いが³⁶、熊本の正式地形図（2万分の1）が完成する

明治34(1901)までの間、地方の陸軍演習用等の応急図として需要に応えるものだった³⁷。その背景としては、陸軍参謀本部測量局が明治18(1885)年に開始した正式地形図の作成が、その後の日清戦争開戦により作戦地図の作成が優先されて、既に迅速測図が存在する地域が後回しになったことも要因とされている³⁸。第六師団の迅速測図は、明治時代半ばの戦時下ではもちろんのこと、平時における官有財産管理という観点からも必要とされた可能性がある。

以上からⅡ期は、軍用地管理のために熊本城跡一帯の正確な面積並びに地価など土地統計の整備を進め、地図作成を進めた時期と言える。

5.4 Ⅲ期の土地管理と時代背景

日清戦争勃発の明治27(1894)年から明治41(1908)年までの15年間で「Ⅲ期」とした。山崎練兵場の大江への移転、明治天皇の2度目の熊本行幸、日露戦争などを含む時期である。

Ⅲ期は、Ⅱ期に比べて新規の「借地」申請は少ないが、熊本電燈会社【1894・4・27】のように「継続使用」を申し出る事例がみられる。「継続使用」であっても国の法令改正に伴って借地の条件が変更される場合もあり、例えば段山の基部を切り通して鉄道を敷設した当初は「無料無期限」で借地を許可した九州鉄道会社に対して、内務省と陸軍省は明治27(1894)年の契約更新時に年限を区切り、かつ「官有地取扱規則第十一條」を理由に「但相當使用料ヲ徴収スル」ことを条件に土地の使用を許可している

【1894・3・19】。なお図9で「工兵作業場」と記す「段山」は戦後の更なる削平工事により完全に消滅したため、一帯の旧地形を知る上でも公文書は貴重な資料である。

またⅢ期は国が軍備を拡大した時期で、山崎練兵場などの陸軍省所轄地(官有地)では手狭となった第六師団が、熊本市との土地「交換」により郊外の大江村へ軍用地の一部を移転させた記録が公文書で確認でき、明治31(1898)年には、土地交換3件【1898・5・1、同5・3、同12・17】が実施されている。このうち12月の土地交換は翌年の兵器支廠移転³⁹に関わるもので、桜橋の架橋と新道(現在の桜町新町1丁目第1号線)設置で陸軍用地を東西に2分した結果、新町方面へ抜ける新たなルートとなった(図10)。当時の記録には「其交通便利ニシテ其困郭モ火災等ニ対シテ安全ナリ」とあり、交通の利便と延焼遮断帯の両面を考慮した計画だったことがわかる【1898・12・17】。

明治35(1902)年には明治天皇行幸に伴い、南坂の改変

や下馬橋の位置変更も行われた(現在の行幸坂と行幸橋)。この道路改変に合わせて「第十一号国道ノ終点ヨリ陸軍所轄地内へ通スル下馬橋ノ位置変換シ其終点ヲ第六師団司令部前迄延長」、すなわち当時の国道11号線の終点は行幸坂を通して本丸の第六師団司令部前まで延長されたことがわかる【1902・9・30】。

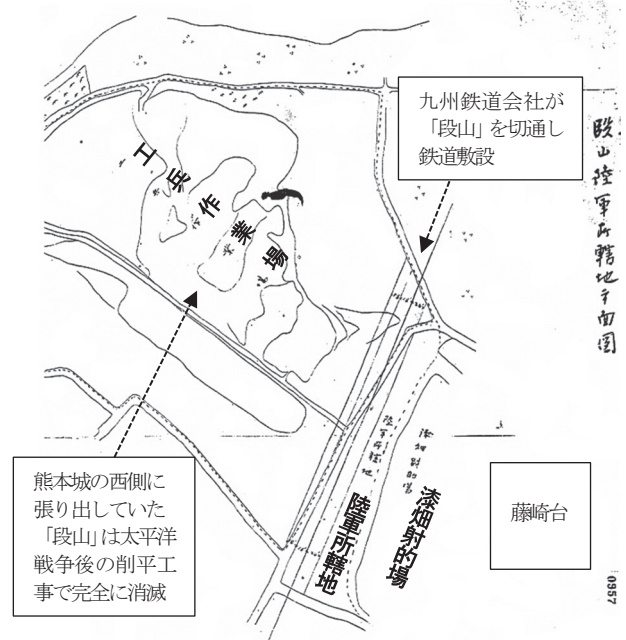


図9 「地所貸下期限の件」付図「段山陸軍所轄地平面図」
(JACAR Ref. C03030841600 防衛省防衛研究所蔵)
【1894・3・19】に筆者加筆、図上が「北」

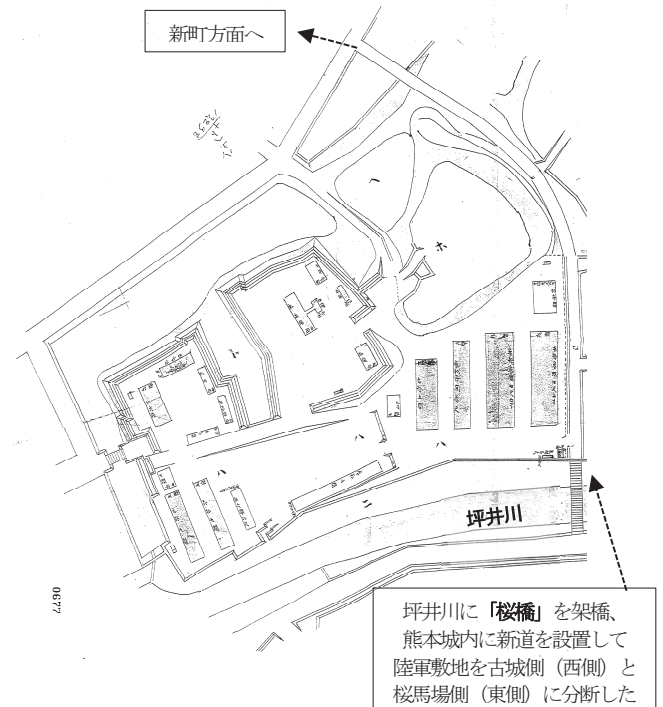


図10 「兵器支廠建物移転」付図
(JACAR Ref. C04013563500 防衛省防衛研究所蔵)
に筆者加筆【1899・4・10】、図上が「北」

一方、明治30年代は公園の新設が全国的に増加した時期で、明治32（1899）年には熊本市初の「下河原公園」が開園した⁴⁰。明治35（1902）年10月に熊本県知事徳久恒範は陸軍大臣寺内正毅宛てに熊本城内の藤崎台が「本縣熊本公園ニ尤適當之場所」として借地を上申したが、却下された。当時は明治天皇行幸（11月）を控え、熊本城内の南坂・下馬橋を行幸坂・行幸橋へと改修する工事を実施していた。藤崎台の公園化は陸軍が却下して実現しなかったが、和歌山城跡等の公園化⁴¹とほぼ同時期に熊本でも城跡の公園化を模索していたことがわかる。

このように「Ⅲ期」の公文書からは、明治後半の熊本市で都市の近代化事業が進められた結果、熊本城周辺にも大規模な土木工事が押し寄せ、土地が改変された状況を知ることができる。

5.5 IV期の土地管理と時代背景

日露戦争勃発後に定められた臨時軍事費特別会計のうち「陸軍営繕費補充資金特別会計」に伴い、明治42（1909）年3月には「土地貸付ニ関スル件」の勅令が出され、4月には「営繕費補充資金特別会計施行規則」が定められた。この年から、国有財産法を制定した大正10（1921）年までの13年間を「Ⅳ期」とした。Ⅳ期には明治44（1911）年に「陸軍ニ於ケル土地建造物ヲ貸渡ストキ随意契約ニ依ルコトヲ得ル件」の勅令も出されており、第六師団による城内土地貸付も活発に行われている。文書では土地「貸下」と記載し、面積・金額・理由など陸軍側の書式も定型化・標準化される傾向がある。また、「蓮栽培」「材木置場」「撃剣道場敷地」「養魚」「軌道敷地」等の用途で、同一申請者が借地を「継続利用」で申請する事例も多い（表4）。

表4 土地「貸下」継続利用等（内容詳細は付表参照）

西暦・月・日	申請者	場所	用途
1914・7・23 1917・1・29	（記載なし）	古城町	蓮栽培
1913・4・8 1918・2・5 1921・1・28	熊本市長	宮内町	招魂祭壇建設
1913・12・11 1916・11・9 1919・3・11	飯田平五郎	古城町	材木置場 及石置場
1918・10・22	大麻勇次	本丸町	撃剣道場敷地
1919・8・26	飯田平五郎	本丸水濠	蓮・養魚
1920・5・29	菊地軌道 株式会社	新堀町・古 京町	軌道敷地

なお「招魂祭」自体は、既に明治10（1877）年の西南戦争後に山崎練兵場で行われており⁴²、日清戦争後の明治29

（1896）年にも山崎練兵場において「臨時招魂祭」が3日間開催され、競馬、犬追物、撃剣、角力、見世物、俄手踊など例年奉納されるもの以外に戦利品の展示、在熊各部隊による造物なども奉納されていた⁴³。明治33（1900）年に山崎練兵場が大江村へ移転した後、明治44（1911）年7月に熊本県知事から「招魂祭壇敷地トシテ用地使用」として、藤崎台への招魂社（常設祭壇）設置申請が出されていた【1911・7・7】。その後は熊本市長（招魂祭団）から宮内町の継続利用が申請されている（表4）。

一方で大正5（1916）年9月、上水道配水池敷地として、熊本市長は陸軍大臣宛てに熊本城内の「借地願」⁴⁴を提出した【1916・8・18】。上申書には「熊本市水道工事目論見書」【1916・9・27】や平面図も添付され、箱馬場に「第一配水池」、天守台に「第二配水池」（図11）を計画していた⁴⁵。熊本市長が城内の土地借用について内議を行ったが、「該地ハ軍事上必要ナルニ依リ貸附シ雖キ」との陸軍側の回答により実現しなかった【1916・9・30】。その後、立田山へ計画を変更し配水池が設置された。

このように、近代の配水池は自然流下を図るため高所に計画する都合上、他の近世城郭においても最も高い場所である天守台に計画される例がみられる。類例は後述する。

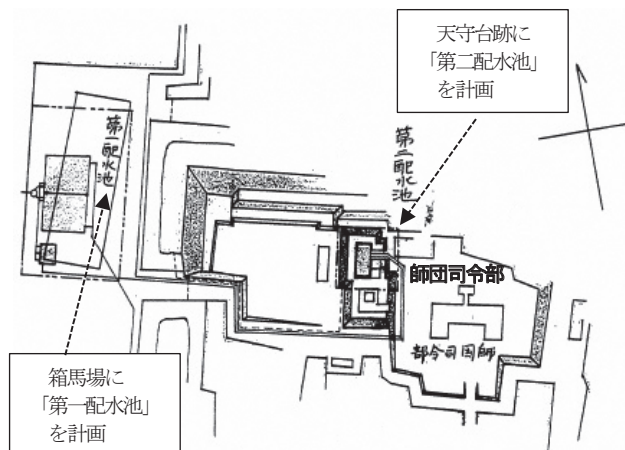


図11 「借地願 熊本城内箱馬場 天主臺跡」

付図「配水池附近平面図」【1916・9・27】

（JACAR Ref. C03010912500 防衛省防衛研究所蔵）

に筆者加筆、図上が「北」

その後、大正8（1919）年に旧「都市計画法」が公布されるが、熊本市への都市計画法適用は大正12（1923）年であるため、その影響は次の「Ⅴ期」になって現れる。

以上のように、「Ⅳ期」は陸軍による熊本城内の土地「貸下」手続きが定着し、継続利用の事例もみられる一方

で、城跡の一部が「公園化」されることはなく、あくまでも陸軍直轄地として管理され続けた。その反面、配水池計画を陸軍側が拒否するなど、結果的に城跡の遺構（天守台など）の破壊を回避した側面もあった。

5.6 V期の土地管理と時代背景

旧「国有財産法」が施行される大正10（1921）年から太平洋戦争が終結する昭和20（1945）年までを「V期」とした。それまでの「官有財産管理規則」は勅令で、財産管理も各省それぞれが行い統一的な管理ではなかったが、「国有財産法」は大蔵省を中心とする官有財産調査会が法案を提出し、帝国議会の議決を経た法律である点が異なる。

「V期」の城内土地管理の記載には、「準貸付」の記載が多い。陸軍側の書式はさらに定型化が進み、伺い文書の省略化も認められる。同一申請者が同一内容で繰り返し申請する「継続利用」は「IV期」に引き続き「V期」にも多くみられ、その用途は「撃剣道場敷地」「銅像建設敷地」「公共飲料用」「牛砲用火薬倉庫」「牛砲敷地」など多種多様である。借地願の申請者（代表者名）として「熊本市長」の名前が多くみられるのも、熊本市の都市計画が土地利用に関係してくる「V期」の特徴と言える（表5）。

表5 土地「準貸付」継続利用等（内容詳細は付表参照）

西暦・月・日	申請者	場所	用途
1922・10・9	大麻勇次	本丸町	撃剣道場敷地
1924・7・26 1926・4・29 1936・3・12	熊本市長	旧城門跡石垣 上ノ一部 (行幸橋脇)	記念碑移転 改め谷村計介 銅像建設敷地
1925・10・10	熊本市長	宮内町	公共飲料用及 び防火用
1927・3・23 1937・2・26	熊本市長	本丸町	牛砲用火薬倉庫
1929・5・3 1935・3・25 1939・3・17	熊本市長	本丸町	牛砲敷地改め 防空警報及午 報用サイレン

以下、V期の「準貸付」以外の土地管理の特徴を記す。

大正11（1922）年10月の「土地管理換」で本丸の一部が陸軍用地から神社用地⁴⁶（内務省所管）へ管理換された【1922・10・3】。当地にはこの頃に熊本城稻荷神社⁴⁷が、昭和2（1927）年には熊本大神宮⁴⁸が移転・建築され、現在も同地（県道四方寄熊本線沿い）に鎮座している。

一方で大正12（1923）年に新堀を掘り下げ平坦道路と市電を整備した際、新堀橋・磐根橋をRC方丈ラーメン橋⁴⁹で架橋し、陸橋2基が堀を跨いで並んだ。これ以降、加藤神社（錦山神社）への参詣者は市電電停からの登道や磐根

橋等を利用し、京町台地上に鎮座する神社へと向かった。なお後述するように、他の城跡では城内の神社へ至る参詣道の整備が公園設置の契機となる例もあるが、熊本城跡では大正時代にも城内に公園が開設されることはなかった。

昭和初期には旧都市計画法の熊本市への適用の影響もみられるようになる。昭和4（1929）年に「藤崎台練兵場の一部管理換」、すなわち熊本市電の第2期線（上熊本線）が藤崎台練兵場西側の一部を通過することが決まり、敷設工事に伴う道路幅員や軌道敷確保のため熊本県と陸軍が協議して一部管理換を行った【1929・6・7】。また昭和5（1930）年開催の第5回都市計画熊本地方委員会において、地方都市では初めて風致地区（八景水谷・立田山・水前寺成趣園・江津湖・花岡山・万日山・本妙寺山付近の7箇所）を指定した。委員会では熊本城の指定に関する意見も出たが、風致地区ではなく史蹟名勝天然記念物保存法で保存するため昭和4（1929）年に申請済みと熊本市が回答した。なお熊本城内の藤崎台に繁茂するクスノキ群は大正13（1924）年に国の天然記念物に指定されている。

大正13（1924）年の「歩兵第二十三連隊跡地引継」の記録には「跡地二万七千七百五十二坪」は用途廃止の上で陸軍省から大蔵省へ引き継ぎ、地上の物件とも熊本税務監督局へ引き渡すこと、土地払下の見込価格「百六十五万円」を財源として「大正十二、十三両年度継続事業トシテ当連隊ノ移転費予算ヲ編成」することを記載している【1924・9・20】。移転後、大正14（1925）年3月20日から熊本市は歩兵第二十三連隊跡地を第一会場として「熊本市三大事業記念国産共進会」⁵⁰を45日間にわたり開催した。

また熊本市では都市計画法の適用を受けて都市公園を設置し、昭和3（1928）年に辛島公園、翌年には花畑公園を開設した⁵¹。歩兵第二十三連隊が移転したことで、それまで連隊地の西側（坪井川沿い）を走っていた市電も現在のルートに付け替えられた（図12下）。

さらに昭和9（1934）年、熊本市は国有地（花畑）と市有地（元山崎校と元手取校）の土地交換を願って土地を入手し（付表【1934】大蔵省議案第9号）、貯金支局⁵²に敷地200坪を無償提供するとともに、鉄筋コンクリート造の建物（建坪1,000坪、3階建）も貸与するという好条件を通信省に提示し、貯金支局の誘致に成功した（図12上）。

「歩兵第二十三連隊跡地」には熊本貯金支局、熊本通信局、熊本中央放送局等が新築され、熊本市役所とともに官庁街を形成し、後の中心市街地の礎となった。

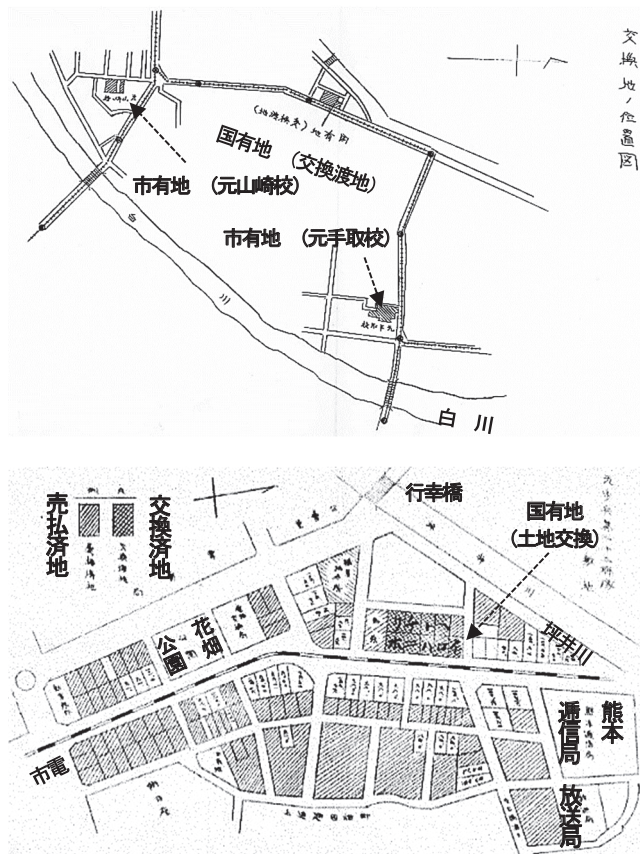


図12 「元歩兵第23連隊敷地の一部と熊本市有地の交換に関する件」⁵³ 昭和9（1934）年

（JACAR Ref. A09050465700、国立公文書館所蔵）

付図「元歩兵第二十三聯隊敷地」（上）、同「交換地ノ位置図」（下）、それぞれに筆者加筆、図右が「北」

なお「V期」でも熊本城内に都市公園は開設されなかったが、昭和4（1929）年に地元の奉仕で美観を取り戻したことを記念して辛島知己市長が「清爽園」と命名した庭園がある。明治11（1878）年に四役記念碑を設置し、翌年に明治天皇から300円が下賜されて整備された庭園で、その後も明治18（1885）年に旧花畑屋敷の庭石の払い下げを受けて翌年に整備されるなど近代の様々な歴史が残る。近代の公文書【1880・10・27】でもその一端を確認できる。

さらに大正15（1926）年には谷村計介銅像建設敷地に伴い、熊本市長（辛島知己）に対して「行幸橋北東」石垣上⁵⁴の「無償準貸付」を許可している【1926・4・29】。ここは熊本市電軌道の第2期線拡張に伴う「日清戦役記念碑」の移転先として大正13（1924）年に熊本市長（高橋守雄）が申請した場所であったが、その後の記念碑移転中止・契約解除を経て、あらためて銅像の建設予定地として申請、10年間の「無償準貸付」が許可されたものである。

また昭和2（1927）年に熊本城址保存会（現在の熊本城顕彰会）が宇土櫓の修理を行う際には、陸軍は土地の「準貸付」で工事の実施に対応している【1927・4・28】。このように大正末から昭和初期にかけては、熊本市の都市計画や昭和2（1927）年の西南戦争50周年記念事業（銅像設置、宇土櫓改修など）に関連して陸軍用地の借地願が出されたことがわかる。

その後、昭和6（1931）年には陸軍大演習に伴う天皇の熊本行幸があり、さらに昭和8（1933）年には熊本城が史蹟と国宝（建造物）に指定された。なお当時は昭和6

（1931）年の大阪城天守閣再建の影響もあり、熊本城でも天守再建の世論が高まったが、これに対して第六師団は同年、「天守閣再建には同意を表し難し」との意見を陸軍省に提出している【1933・7・21】。こうして結局、昭和初期の熊本城でも天守再建や城跡全体の「公園化」は実現しなかった。但し、昭和12（1937）年の文献⁵⁵に「激戦地藤崎台の西端片山邸、及び段山は美化して記念公園とし、此所に西南役記念塔を建設し、大いに激戦の昔を偲ばんとするの計画がある」との記載がある。公園計画が実現した記録は見い出せないものの、翌年には「丁丑記念碑」⁵⁶が段山に建てられた。また行幸坂では明治35（1902）年の天皇行幸を記念し、翌年に熊本県が桜を植樹⁵⁷した後、樹木が成長した大正6（1917）年頃には桜の名所となり新聞にも掲載されている⁵⁸。昭和13（1938）年の新聞記事には、行幸坂の花見に伴う露店・電飾や観桜橋の設置を前年まで師団が許可していた記録があり⁵⁹、昭和12年（1937）年の古写真⁶⁰には夜桜見物の様子が写り、「熊本百景」の絵葉書にも花見客で賑わう行幸坂の写真が使用されるなど、名所として一般に広く認知されていたことが伺える。

戦時下では熊本市による防空サイレン台設置に伴う城内の「無償準貸付」など戦時下の状況を示す記録もみられる【1939・3・17】。その後、土地貸付の記録はほとんどみられなくなり、昭和20（1945）年の終戦を迎える。

このように「V期」の24年間は多種多様な目的で申請される土地の「準貸付」を陸軍省が認めていた。城下では昭和初期に都市公園が開設されるものの、城内には「公園」が設置されないまま終戦を迎えた。しかし行幸坂の観桜や西南戦争50周年（1927年）・60周年（1937年）記念の銅像や記念碑設置など、場所や時期を限定して師団が城内を開放し一般市民で賑わう様子は、「公園」的な利用がなされていたと言える。

以上、Ⅰ～Ⅴ期の土地管理の特徴をまとめた（表6）。

表6 近代の熊本城跡における土地管理の特徴

区分	年代	熊本城跡における土地管理の特徴
Ⅰ期	1871-1877	鎮台設置、陸軍用地の「取得」・「買上」期
Ⅱ期	1878-1893	土地「貸渡」始動期、官有財産目録の作成
Ⅲ期	1894-1908	土地「交換」、大規模工事、鉄道敷設・新道設置
Ⅳ期	1909-1921	土地「貸下」、配水池計画の不許可、軽便鉄道
Ⅴ期	1922-1945	土地「準貸付」期、都市計画による「管理換

熊本城跡を陸軍が管理したことで、明治時代前半には城内における民有地の買上（公有化）や官有地の受領（陸軍による直轄化）が進められた。また城内における県の「公園化計画」や市の「配水池計画」を拒否した。こうして近代を通して陸軍による一括管理が継続した城内の土地においては、「分割」「払い下げ」「私有地化」が行われることもなかった。これは大正時代まで陸軍用地であった「歩兵第二十三連隊跡地」が市有地になった後、昭和初期になって「分割」「売却」「交換」が進められ、やがて市街地化した状況とは対照的である。また官有地であるため土地管理に関する公文書の記録が多数残されたことも重要である。

こうして終戦後まで熊本城跡が「公園」として開園することはなかったが一部で公園化の構想はあり、西南戦争の記念碑と密接な関係にあったことがわかった。また花見客など一般市民の城内への立入許可が陸軍の管理下で限定的ながらもなされていた状況も明らかにすることができた。

最後に本研究の分析・考察から得られた熊本城跡の土地管理の特徴を、全国の他の城跡におけるものと比較してみたい。

5.7 城跡における近代の土地管理（類例との比較）

「Ⅰ期」には、存城決定した城跡に限らず、松山城跡のように明治6（1873）年に一旦「廃城」が決定し太政官布達第16号直後に公園となった城跡でも、後に陸軍省が買収した事例がある。明治7（1874）年松山公園（聚楽園）開園後、明治10（1877）年に陸軍省が旧三の丸を買収し、県庁舎は城外へ移転した。旧二の丸（公園地）も陸軍省の所管となり、公園は日本丸のみとなった（明治11年博覧会開催後、明治19年松山公園廃止、立入禁止）⁶¹。

「Ⅱ期」には、存城決定から17年後の明治23（1890）年に、国が20の城跡の払い下げを行った⁶²。大蔵省から払い下げを受けた旧家は、それぞれ城跡の土地について

「士族への貸渡、町民への払い下げ、濠の埋め立て、道路用地化・宅地化」（宇都宮城跡）、「濠の埋め立て、道路・宅地とし貸地化、高等岡山小学校・岡山中学校が立地」

（岡山城跡）、「一部を町に売却、濠の埋め立て、道路・宅地とし貸地化、神社・学校が立地」（宇和島城跡）⁶³といった状況で、この頃に「濠の埋め立て」と「貸地化」が進んでいた。熊本城跡（古城堀）でも明治16（1883）年の土地貸付記録で「古城堀の埋跡地1,059坪」を「1か月26銭5厘」で貸し出していることから、当時既に約3,500㎡の古城堀が埋め立て済みであったことがわかる【1883・7・18】。

「Ⅲ期」では国が旧家に払い下げた城跡の土地を県や市が借用・譲渡・購入等して公園化する事例が増え、明治30年代には盛岡城跡、若松城跡、浜田城跡、徳島城跡等が公園化された⁶⁴。秋田城跡では公園化した3年後には園内へ招魂社も整備した⁶⁵。この頃、熊本では明治32（1899）年の下河原公園開設（熊本市）や明治35（1902）年の熊本城跡「藤崎台」公園化計画に伴う県知事から陸軍大臣宛ての借地申請【1902・8・18】がみられるが、当時軍用地であった熊本城跡「藤崎台」の公園化は陸軍省が認めず実現しなかった。しかしながら、明治30年代に全国で城跡の公園化が進められる中での、熊本における一例だったと捉えられることができる。

「Ⅳ期」には熊本城跡以外にも鹿児島城跡【1903・6・10】、姫路城跡【1916・11・17】で配水池設置計画に伴う土地の「一部返還」や「借地願」を上申した記録がある（表7）。さらに古い事例として明治26（1893）年の大阪城跡【1893・6・15】で配水池計画変更の記録もある。大阪市では国内で4番目となる上水道が明治28（1895）年に創設された⁶⁶。熊本市の配水池設置計画も、明治時代後半～大正初期の上水道整備という全国的な動向の中の一例とみることができる。

表7 近代に上水道配水池の設置が計画された城跡

城跡	軍管	計画年代	申請者	備考
* 大阪城跡	第四	計画変更 明治26（1893）年 【1893・6・15】	大阪市	* 明治24年工事開始、同28年創設
鹿児島城跡	第六	明治36（1903）年 【1903・6・10】	鹿児島市	付図あり
熊本城跡	第六	大正5（1916）年 【1902・8・18】	熊本市	陸軍省が拒否 実現せず
姫路城跡	第四	大正5（1916）年 【1916・11・17】	姫路市	付図あり

*小川・岡田（2017）、他は「付表」より筆者作成

「Ⅴ期」は昭和天皇即位や宮内省下賜等の影響もあり、仙台城跡・名古屋城跡・大阪城跡に公園開設がみられ、軍施設と共存した⁶⁷。大阪城天守再建の影響で熊本でも天守再建の世論が高まったが、前述の通り実現しなかった。

6 まとめ

以上、4章で近代の熊本城における陸軍省の土地管理に関する公文書の抽出・収集を経て、5章で時期別の考察を行った。その結果、以下の5点を指摘することができた。

6.1 公文書にみる近代の官有財産管理と国の関係法令

熊本城跡の土地は明治時代初頭に官有財産となったことから、近代を通じて国の関係法令が陸軍省所轄地の管理運営に影響を与えたことを、公文書から確認することができた。具体的には、国の土地買収や省庁間での管理換の状況、陸軍省へ上申された「借地願」に対する回答文書等が、勅令・法令・規則の条文に使用された用語・書式に沿って作成された状況を追認することができた。また土地の有償貸付には正確な面積の記載等が必要であるため、その背景に近代地図の作成や陸軍省による測量等も関係していたことがわかった。

陸軍省所轄地に関する国への上申は民間等からの「借地願」に限らず、熊本県からの道路新設・修築等や、熊本市からの「土地所管換・交換」「軍用地移転」等も含んでいること、また当時添付された位置図には、都市の近代化に伴う城周辺での大規模な土木工事で土地が改変される以前の姿を記録したものも多く、熊本城跡の旧地形を知る上で貴重な資料となり得ることが確認できた。

6.2 熊本城跡の土地管理の時期区分とその時代背景

陸軍省は熊本城跡の土地を「本丸」「二の丸」「宮内町」「千葉城」「古城町」「古京町」「新堀町」などに分け、崖地は区分して管理した。熊本城跡の土地「貸渡」は明治13(1880)年頃に始まり、昭和14(1939)年頃までの約60年間に「貸渡」「貸下」「準貸付」と時期毎に用語の記載が変遷した。このことに着目し、本稿では「Ⅰ期～Ⅴ期」の時期区分を提案した。熊本城内の錦山神社(加藤神社)移転費用を国が負担し、その後の金沢城や名古屋城で同様の事案が発生した際には先行事例として触れられていること、明治初期に土地買上による「公有地化」が進められ、西南戦争後には軍用地としての土地取得がさらに拡大したことを述べた。また「貸渡」の場所は「古城町」「古京町」「宮内町」などに多く、「貸渡」の許可理由には「軍用地の利

用に影響がない」こと、また借地理由によって借地料(有償・無償)の区別があったこと、継続使用の場合であっても国の法令・規則の変更内容により契約更改時に借地条件の変更が生じる事例があったこと等を明らかにできた。

6.3 軍用地と城下の近代化及び都市計画との関係

近代における熊本城跡と城下の土地管理については、国(陸軍省)の政策に基づく全国共通の事象と、地元の出来事(西南戦争・戦災復興・災害復旧等)に起因する熊本独自の事象の両方を、公文書から確認することができる。

本研究では特に前者に着目して検証を行い、軍用地取得に向けた土地取得・買収や神社の城外移転(Ⅰ期)、県庁舎の城外移転や水堀の埋め立てによる土地利用(Ⅱ期)、軍備拡大に伴う軍用地の郊外移転(Ⅲ期)、城跡への招魂社設置や配水池計画(Ⅳ期)、天守再建に向けた機運の高まり(Ⅴ期)など、他都市の城跡との共通点を確認した。

また後者(熊本独自)の事例では、国有地(歩兵第二十三連隊跡地)の一部であった熊本貯金支局(後の熊本市役所花畑別館)の敷地取得において、昭和9(1934)年に市有地(2つの小学校跡地)との交換で熊本市が入手したことが公文書の記録や平面図から確認でき、現在の中心市街地に繋がる近代の都市形成史の一端を知ることができた。

公文書は単なる城跡の土地管理だけでなく(実現しなかった計画等も含めて)熊本市の近代化の歩みや都市計画と密接に関係している点に注目して、表8の総括一覧にまとめることができた。

6.4 近代において公園化されなかった熊本城跡

近代を通じて熊本城跡全体が「公園化」されることはなかったが、公文書の土地貸付等の記録からは城内における植樹、花壇の整備、記念碑・銅像の設置、清爽園付近の整備、また城跡の隣接地(軍用跡地)での共進会開催など、軍用地の一部で「風致」的事業がなされたこと、また「公園」に近い利用に供していたと捉えることもできる。

また熊本城跡では大正末から昭和初期の記念碑設置(西南戦争50周年・60周年記念)をはじめ、西南戦争の顕彰が繰り返して行われてきた。昭和12(1937)年頃には記念碑設置と同時に(実現しなかったが)段山の「公園化」計画もあった。このことから戦前の熊本城跡における公園化の機運は、西南戦争顕彰との親和性が高かったとみられる。これは他城郭において招魂祭と公園化との親和性が高い点とも共通し、近代の城跡公園における特徴と推察される。

一方で、観桜・記念碑・銅像等の見物に伴う一般市民の

表8 熊本城跡の土地管理と熊本市近代化の歩み^{6,8}

区分	期 間・特徴	熊本城の土地利用変遷 及び関連する出来事	土地取得・交換等の記録 [付表の公文書より一部抜粋]	和暦	西暦	熊本城及び城下における主な出来事と熊本市近代化の歩み
Ⅰ 期 取得 買上	明治元-明治3 1868-1870 (3年間)	熊本城内の一般開放 古城に医学校が開校	「引遷」1873・3・28 「引渡」1874・11・2 「買上」1876・12・27 「買上」1877・7・22	明治元	1868	長閑護美の建議により肥後藩で菊池・加藤二代を祭祀するよう達せられる
				明治2	1869	版籍奉還により肥後藩(細川藩)の呼称は正式に熊本藩となる
				明治3	1870	熊本城築意見書、熊本城内を一般に開放、古城に医学校が開校(明治8年廃校)
				明治4	1871	城内に錦山神社(加藤神社)を遷宮、花畑に鎮西鎮台設置、古城に洋学校開校
				明治5	1872	天皇熊本行幸、熊本県庁が二の丸から二本木へ移転、新牢を手取本町(現市役所敷地)に設置
				明治6	1873	鎮西鎮台を熊本鎮台と改称、鎮西兵団病院を熊本鎮台病院と改称
				明治7	1874	鎮台本堂が本丸に移転
				明治8	1875	熊本博覧会社主催の熊本博覧会が新堀町の錦山神社(加藤神社)で開催
				明治9	1876	二の丸に歩兵十三連隊が中営、熊本県庁が二本木から古城病院跡に移転
				明治10	1877	二の丸に鎮台病院が落成 神風連の変
Ⅱ 期 貸渡 始動	明治11-明治26 1878-1893 (16年間)	西南戦争後の復興 陸軍用地の拡大 県庁・裁判所・ 警察署の城外移転 地震被災後の復旧 九州鉄道敷設 電燈会社の設置 官有財産目録作成	「買収」1878・7・27 「受領」1884・6・30 「受領」1884・11・14 「授受」1890・8・22	明治11	1878	古堀の洋学校跡地に臨時裁判所と県警本部を設置
				明治12	1879	西南戦争の火災で天守・本丸御殿等のほか、城下も広く焼失
				明治13	1880	下馬様の撤去・架替
				明治14	1881	薩崎八幡宮が南千反畑に移転、熊本裁判所が京町に移転
				明治15	1882	山崎鎮兵場が拡大
				明治16	1883	記念碑建立について明治天皇より金300円が下賜され庭園整備(後の清灰園)
				明治17	1884	熊本区役所は洗馬川端町に移転、熊本県概表(熊本県の統計書)を刊行
				明治18	1885	熊本県の地租改正完了
				明治19	1886	大洪水(城周囲の石垣より抜け水瀑水の如し)
				明治20	1887	旧土族により熊本製糸会社設立 歩兵第十三連隊の一部を分離して歩兵第二十三連隊第一大隊を設置
Ⅲ 期 貸渡 継続	明治27-明治41 1894-1908 (15年間)	軍備拡大 練兵場の郊外移転 熊本市区改正工事 明治天皇行幸 城内の地形改変 新道の設置 薩崎台公園化計画 [陸軍省不許可]	「交換」1898・5・1 「交換」1898・5・30 「譲与」1902・9・30	明治21	1888	山砲兵第六大隊を砲兵第六連隊と改称し旧薩前屋敷に設置
				明治22	1889	宇土櫓と監物櫓の改修(陸軍)、九州沖繩連合共進会開催(新町の物産陳列所)
				明治23	1890	旧花畑屋敷の庭石払下を受け翌年に庭園整備(後の清灰園)
				明治24	1891	歩兵第十三連隊と歩兵二十三連隊をもって第十一旅団を編成
				明治25	1892	熊本県庁が古城から南千反畑に移転
				明治26	1893	熊本鎮台が第六師団と改称、熊本区役所が南千反畑町に新築・開庁
				明治27	1894	熊本市発足(初代市長杉村大八)、金峰山地震、工兵第六大隊が渡鹿へ移転
				明治28	1895	九州鉄道株式会社が博多より久留米間を開通させる
				明治29	1896	熊本専売隊設置、第五高等中学校が黒髪村に新築落成
				明治30	1897	城内梅屋敷(厨橋付近)に熊本電燈会社が開業
Ⅳ 期 貸下	明治42-大正10 1909-1921 (13年間)	軽便鉄道の敷設 城内の地形改変 鉄道会社と交換 城内に配水池計画 [陸軍省不許可] 軍備縮小	「交換」1910・3・19 「開鑿」1910・11・2 「所管換」1921・10・12	明治31	1898	九州鉄道株式会社が熊本一川尻間を開通させる
				明治32	1899	第六師団司令部が熊本市に帰還
				明治33	1900	山崎練兵場で臨時大規模祭を挙行
				明治34	1901	野砲砲兵第六連隊第一大隊兵営が大江の新兵倉村に移転
				明治35	1902	監物台に熊本陸軍地方幼年学校が開校
				明治36	1903	下河原公園が開園
				明治37	1904	山崎練兵場跡地整地工事開始(市区改正工事業業3年継続)、桜橋架橋、山崎と古城北側を結び
				明治38	1905	山崎練兵場が大江村に移転完了、熊本市新市街土地造成起工式、白川大水害
				明治39	1906	池田駅を上熊本駅と改称、新市街の土地造成工、第1回熊本市統計書を発行
				明治40	1907	天皇行幸(陸軍大演習)、南坂・下馬橋改修(行幸坂・行幸橋)で城内へ国道11号延長
Ⅴ 期 準 貸付	大正11-昭和20 1922-1945 (24年間)	熊本市電の敷設 歩兵第二十三連隊 の郊外移転 都市計画に伴う 管理換・交換 昭和天皇行幸 坪井川・井井川の 河川改修 米軍の進駐開始	「引継」1924・9・20 「管理換」1929・6・7 「交換」1934	明治41	1908	熊本電燈会社が解散し第九銀行に譲渡(熊本電燈所と改称)
				明治42	1909	天皇行幸を記念して熊本県が熊本城内の行幸坂に桜を植樹
				明治43	1910	第六師団に動員令(日露戦争)、株式会社電燈所が事業開始(明治42年譲渡・解散)
				明治44	1911	熊本市は新市街地を煙草製造所として大蔵省に売却(明治44年落成)
				明治45	1912	第六師団司令部凱旋、下河原公園で凱旋祝賀会、渡鹿練兵場で臨時招魂祭
				明治46	1913	熊本軽便鉄道など全国の8社が合併し、大日本軌道株式会社が設立
				明治47	1914	清正公300年祭、新堀町の「錦山神社」は「加藤神社」と改称、藤公記念共進会
				明治48	1915	西堀門外の杉、飯田丸のくみ、箱当門内のもみの木等を移植
				明治49	1916	軽便鉄道(大日本軌道株式会社・知足寺一宮内閣)開通
				明治50	1917	軽便鉄道(熊本軌道)熊本一広町間開業
Ⅵ 期 準 貸付	大正11-昭和20 1922-1945 (24年間)	熊本市電の敷設 歩兵第二十三連隊 の郊外移転 都市計画に伴う 管理換・交換 昭和天皇行幸 坪井川・井井川の 河川改修 米軍の進駐開始	「引継」1924・9・20 「管理換」1929・6・7 「交換」1934	大正元	1912	熊本専売支局が新市街に落成
				大正2	1913	熊本一山鹿間乗合自動車営業開始
				大正3	1914	熊本自動車組合の熊本市内線営業開始
				大正4	1915	第一次世界大戦が始まる、第十八師団と第六師団の工兵第六大隊等に動員令が下る
				大正5	1916	熊本市で天皇即位大祝記念の大典記念熊本国産共進会を開催、県立公会堂が落成
				大正6	1917	臨時熊本市会で下水道設置計画可決(天守台と箱馬場に配水池計画)
				大正7	1918	熊本県が県公会堂を熊本市に譲渡
				大正8	1919	熊本城内の行幸坂が桜の名所として新聞掲載、天守台前の第六師団司令部が落成
				大正9	1920	第六師団中支派連隊が熊本駅を出発、第一次世界大戦が終結
				大正10	1921	熊本専売支局(新市街)失火で全焼し歩兵二十三連隊と第十三連隊も消火活動
Ⅶ 期 準 貸付	大正11-昭和20 1922-1945 (24年間)	熊本市電の敷設 歩兵第二十三連隊 の郊外移転 都市計画に伴う 管理換・交換 昭和天皇行幸 坪井川・井井川の 河川改修 米軍の進駐開始	「引継」1924・9・20 「管理換」1929・6・7 「交換」1934	大正11	1922	東宮行啓碑が本丸御殿大広間跡に建立される
				大正12	1923	熊本陸軍地方幼年学校が熊本陸軍幼年学校と改称
				大正13	1924	大熊本市誕生(11か町村合併)、坪井広町一上熊本駅間平坦道路の起工式
				大正14	1925	大日本軌道の事業を市営で継承、城内午砲廃止で市が継承後サイレンに変更
				大正15	1926	歩兵第二十三連隊の渡鹿移転決定、熊本市下水道起工式、熊本市新庁舎落成
				大正16	1927	熊本市都市計画図案案、熊本市電線起工式、平坦道開通
				大正17	1928	市電と大甲橋開通、日清戦役記念碑の城内移転申請、薩崎台クスノキ群天然記念物に
				大正18	1929	歩兵第二十三連隊・歩兵第十三連隊の渡鹿移転、熊本市三大事業記念国産共進会開催
				大正19	1930	熊本城址保存会結成(昭和2年財団法人となる)、新町清灰園開場式
				大正20	1931	熊本陸軍幼年学校廃校、熊本城のドン(午砲)復活、熊本陸軍教導学校開校
Ⅷ 期 準 貸付	大正11-昭和20 1922-1945 (24年間)	熊本市電の敷設 歩兵第二十三連隊 の郊外移転 都市計画に伴う 管理換・交換 昭和天皇行幸 坪井川・井井川の 河川改修 米軍の進駐開始	「引継」1924・9・20 「管理換」1929・6・7 「交換」1934	昭和元	1926	宇土櫓解体修理(熊本城址保存会)、谷村計介銅像設置(西南戦争50周年記念)
				昭和2	1927	菊池電気軌道(本妙寺一広町間)複線工事完成、御大典記念熊本物産共進会、熊本放送局開局
				昭和3	1928	市電敷設(幸島町一段山線)でさらに段山分断、古城堀埋立
				昭和4	1929	市電第2期線(幸島町一春竹間)開通、干葉城跡に偕行社落成、花畑公園開園
				昭和5	1930	花畑町に熊本市勤業館落成、熊本市公会堂落成、風致地区指定(立山など6地区)
				昭和6	1931	市内(鷹橋・偕行社入口など)道路舗装工事、天皇熊本行幸(陸軍大演習)で記念碑
				昭和7	1932	宇土櫓などが国宝に指定、熊本城域が史蹟に指定、熊本招魂社改築落成、市に観光課設置
				昭和8	1933	熊本貯金支局を開設、市電第2期線(上熊本一段山間)開通、新興熊本博覧会開催
				昭和9	1934	花畑町に熊本貯金支局落成(市が敷地300坪を国に無償提供し建物も建築・貸与)
				昭和10	1935	万石撃場が柿原に移転、坪井川改修工事竣工、第六師団に緊急動員令(日中戦争)、谷干城銅像建設
Ⅸ 期 準 貸付	大正11-昭和20 1922-1945 (24年間)	熊本市電の敷設 歩兵第二十三連隊 の郊外移転 都市計画に伴う 管理換・交換 昭和天皇行幸 坪井川・井井川の 河川改修 米軍の進駐開始	「引継」1924・9・20 「管理換」1929・6・7 「交換」1934	昭和11	1936	段山に丁丑記念碑設置(西南戦争60周年記念)
				昭和12	1937	熊本陸軍幼年学校が復活、熊本城のドン(午砲)が廃止されてサイレンに変わる
				昭和13	1938	熊本城跡の史蹟追加指定
				昭和14	1939	空襲で新市街など焼失、終戦後に宇土櫓一般公開、米軍が進駐し各隊の兵舎に入る
				昭和15	1940	
				昭和16	1941	
				昭和17	1942	
				昭和18	1943	
				昭和19	1944	
				昭和20	1945	

城内への立入も陸軍の管理下において限定的ながら許可されており、特に昭和2（1947）年の宇土櫓修理や昭和8

（1933）年の史蹟指定以降は、熊本城跡が名所として広く認識されていた様子を、戦前の新聞記事や絵葉書などから知ることができた。

6.5 特別史跡熊本城跡についての陸軍省による土地管理の歴史的意義

「陸軍省所轄地」となった近代の熊本城跡では、昭和20（1945）年の終戦まで一貫して陸軍省による土地所有が続いた。明治初期の鎮台設置により城内の多くの建造物が解体され、さらに「西南戦争」の舞台となり大小天守や本丸御殿等を焼失した史実は周知の通りである。しかし別の見方をすれば、陸軍省が管轄したことにより城跡の土地がその後は「分割」「払下」「私有地化」されることなく、むしろ軍事的警備上・管理上の理由から国の土地買上による

「公有地化」と一括管理が図られた結果、戦後まで都市の中央部分にまとまった国有地として残ったと捉えることもできる。さらに都市の近代化に伴う主要事業（天守台への配水池計画等）による遺構破壊から熊本城跡を守った側面もある。

またそもそも、本稿が公文書の閲覧・調査を通じて近代の熊本城跡を研究することが可能なのも、近代において各省が膨大な数の公文書を作成したことに起因する。これらが（一部は失われたものの）防衛省防衛研究所や国立公文書館等で永年保存され、アジア歴史資料センター等がインターネット上で一般公開している恩恵により、研究が可能となった。国の文書主義が残した膨大な歴史資料（一次資料）という意味でも、近代の熊本城跡が国有財産として一括管理された歴史的意義は大きいものとする。

7 今後の課題

本研究では、熊本城跡に関連する公文書データを収集・集積して付表を作成し、既刊報告書の掲載番号と照合できるように工夫したことは、熊本城跡の近代資料の収集・蓄積は基より、熊本市の今後の都市政策研究等にも一定の貢献ができたと思う。収集した公文書によって、現在の国立病院機構熊本医療センターの前身である「鎮台病院」や、現加藤神社である「錦山神社」、現護国神社の前身である「招魂社」、さらに「熊本城稲荷神社」や「熊本大神宮」など、戦前から現在まで熊本城内に所在する病院や神社についても、設置された背景を歴史的事実として知るこ

とができた。

しかし旧陸軍省等の資料の研究だけでは当然限界もあり、今回は熊本県・市が所蔵する資料の調査が充分とは言えず、相互の対応の補完は今後の課題として残った。また今回利用したアジア歴史資料センター公開のデータベースは毎年更新されており⁶⁹、今後も継続的に資料収集や補遺作業を行うことが不可欠である。

特に今後の課題として重要なのは、戦前だけでなく戦後における熊本城跡の土地管理で、具体的には戦災復興都市計画における千葉城緑地や熊本城緑地、さらに都市計画公園決定に至る経緯についても調査を行う必要がある。熊本城の戦前・戦後両方の土地管理の実態について研究成果をまとめ、現状に至る歴史的経緯や課題を整理・共有し、今後の課題解決や政策立案等に役立てたい。

（参考文献・資料）

- (1) 熊本市熊本城調査研究センター（2016）『特別史跡熊本城跡 総括報告書 整備事業編』
- (2) 熊本市熊本城調査研究センター（2019）『特別史跡熊本城跡 総括報告書 歴史資料編』（史料・解説）（絵図・地図・写真）
- (3) 熊本市熊本城調査研究センター（2020）『特別史跡熊本城跡 総括報告書 調査研究編』（1・2）
- (4) 熊本市熊本城調査研究センター（2021）『特別史跡熊本城跡 総括報告書 調査研究編』（3）
- (5) 熊本市熊本城調査研究センター（2022）『特別史跡熊本城跡 総括報告書 調査研究編』（4）
- (6) 熊本市（2018）『特別史跡熊本城跡保存活用計画』
- (7) 熊本市教育委員会（1983）『特別史跡熊本城跡保存管理計画 策定報告書』
- (8) 熊本市企画調整課（1997）『熊本城復元整備計画』
- (9) 熊本市（2018）『熊本城復旧基本計画』
- (10) 熊本市都市建設局土木部公園課（2020）『熊本市の都市公園』令和2年度（2020年度）版
- (11) 森山英一（1970）『名城と維新—維新とその後の城郭史—』日本城郭資料館出版会
- (12) 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡整備研究室（2017）『近世城跡の近現代 平成28年度 遺跡整備・活用研究集会報告書』
- (13) 城郭談話会（2019）『城郭談話会特別例会 存城・廃城（いわゆる廃城令）から明治中期における城郭』
- (14) 河本愛輝（2019）「西南戦争以降の陸軍による熊本城の改変

- について一竹の丸を中心にして」『城郭談話会特別例会 存城・廃城（いわゆる廃城令）から明治中期における城郭』
- (15) 鶴嶋俊彦 (2019)「熊本城と熊本鎮台」『城郭談話会特別例会 存城・廃城（いわゆる廃城令）から明治中期における城郭』
- (16) 貴巖 (2012)「明治時代の公共事業における土地収用」『土木史研究 講演集 Vol. 32』
- (17) 遠藤芳信 (2007)「日露戦争前における戦時編成と陸軍動員計画思想 (7) : 西南戦争後の陸軍会計経理の攻防と軍備増強」『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編 58 (1) 71-86』
- (18) 鈴木晟 (2013)『臨時軍事費特別会計 帝国日本を破滅させた魔性の制度』講談社
- (19) 佐藤昌 (1977)『日本公園緑地発達史 (上) (下)』株式会社都市計画研究所
- (20) 坂本新太郎監修、「日本の都市公園」出版委員会編著
(2005)『日本の都市公園-その整備の歴史-』株式会社インストラクション
- (21) 田中正大 (1974)『日本の公園』鹿島出版会
- (22) 日本公園百年史 (1978)「熊本県」『日本公園百年史一総論・各論一』第一法規株式会社
- (23) 野中勝利 (2014)「1890 年の「存城」の払い下げとその後土地利用における公園化の位置づけ」『公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文集 Vol. 49 No. 3』
- (24) 野中勝利 (2016)「「廃城」後の城址における公園化の契機と経過」『ランドスケープ研究 79 (5)』
- (25) 野中勝利 (2017)「近代の和歌山城址における和歌山県の借用による公園化と和歌山市の買収による公園化」『ランドスケープ研究 (オンライン論文集) Vol. 10』
- (26) 鈴木喬監修 (1977)『熊本城年表』熊本市経済健康局観光部 熊本城管理事務所
- (27) 熊本市 (2003)『新熊本市史 別編 第三巻 年表』
- (28) 国立公文書館アジア歴史資料センター (2021)『アジア歴史資料センター20 年の歩み』
- (29) 田畑貞寿・宮城俊作・内田和伸 (1990)「城跡の公園化と歴史的環境の整備」『造園雑誌』53 (5) P169-174
- (30) 丸山宏 (1987)「公園と土地収用」『造園雑誌』50 (5)
- (31) 本間正人 (2021)『経理から見た日本陸軍』文春新書
- (32) 荒川章二 (2001)『軍隊と地域』青木書店
- (33) 荒川章二 (2007)『日本史リブレット 95 軍用地と都市・民衆』山川出版社
- (34) 鶴嶋俊彦 (2015)「新史料「熊本城郭市街之圖」」『熊本城調査研究センター年報 1 (平成 25・26 年度)』熊本市熊本城調査研究センター
- (35) 東京文化財研究所 (2004)『明治期府県博覧会出品目録 (明治四年～九年)』
- (36) 杉野罔明 (2017)『旧軍用地転用史論』図書出版文理閣
- (37) 林博史編 (2015)『地域の中の軍隊 6 九州・沖縄 大陸・南方膨張の拠点』吉川弘文館
- (38) 荒川章二・河西英通・坂根嘉弘・坂本悠一・原田敬一編 (2015)『地域の中の軍隊 8 基礎知識編 日本の軍隊を知る』吉川弘文館
- (39) 熊本近代歴史研究会 (2011)『第六師団と軍都熊本』熊本出版文化会館
- (40) 熊本日日新聞社 (1988)『熊本市政 100 周年記念 図説 熊本・わが街』熊本日日新聞情報文化センター
- (41) 松澤真由美 (2021)「熊本県下道路修築ノ図」『熊本市計画史図集』熊本市都市政策研究所
- (42) 松澤真由美 (2022)「西南戦争後の復興街路計画にみる熊本城下の近代都市づくりの第一歩」『熊本市政策 Vol. 7 熊本市都市政策研究所年報 2019-2020』熊本市都市政策研究所
- (43) 木下泰葉 (2020)「明治熊本地震における熊本城の被害」『歴史地震』第 35 号
- (44) 磯田桂史 (2022)『明治期熊本の洋風建築』一般財団法人九州大学出版会
- (45) 熊本市都市政策研究所 (2014)『都市形成史図集』
- (46) 熊本市都市政策研究所 (2016)『【現代語訳】熊本明治震災日記 水島貫之著 (明治二十二年)』
- (47) 上米良利春 (1981)『熊本県神社誌』青潮社
- (48) 小川翔大・岡田昌彰 (2017)「大阪城大手前池水堀の造形に関する史的研究」『土木史研究 講演集 Vol. 37』
- (49) 熊本県警察本部警務部教養課 (1961)『管内実態調査書 熊本篇』
- (50) 井原縁 (2004)「玉藻公園にみる文化遺産の公園化とその変容に関する史的研究」『ランドスケープ研究 67 (5)』
- (51) 大蔵省 (1882)『地租改正報告書』(国立国会図書館蔵) 請求番号 345 43-057-2 ウ、書誌 ID 000000547191
- (52) 熊本日日新聞社編集局 (1990)「銀杏城」『地域学シリーズ 6 新・熊飽学』熊本日日新聞社
- (53) 平野流香編 (1932)『熊本市史』熊本市役所
- (54) 熊本市 (1995)『新熊本市史 史料編 第八巻 現代』新熊本市史編纂委員会
- (55) 大貫涼子 (2013)「地方博覧会の変容 (序論) ー明治前期を中心として」『國學院大學博物館学紀要』國學院大學博物館学研

研究室

- (56) 野中勝利 (2006) 「明治初期に城跡で開催された博覧会に関する研究」『(社) 日本都市計画学会 都市計画論文集 No. 41-3』。
- (57) 井口悦男 (2005) 「熊本第6師団図の初期整備」『帝京大学文学部教育学科紀要 30、37-49』
- (58) 清水靖夫 (1966) 「初期の地形図類 (4)」『地図 Vol. 4 No. 1』
- (59) 熊本日日新聞社 (1993) 『新聞に見る世相くまもと 昭和編』
- (60) 水野公寿 (2015) 「軍都熊本と第六師団」『地域の中の軍隊 6 大陸・南方膨張の拠点 九州・沖縄』(林博史編) 吉川弘文館
- (61) 戸塚誠司・小林一郎 (1996) 「熊本県における歴史的コンクリートアーチ橋の評価」『土木史研究 第16号』
- (62) 西南戦争六十年會 (1937) 『明治十年熊本籠城回顧』熊本城址保存會
- (63) 高松市教育委員会 (2009) 「第4節 廃城後の歴史的環境」『史跡高松城跡整備報告書第4冊高松城史料調査報告書』
- (64) 東京文化財研究所 (2004) 『明治期府県博覧会出品目録 (明治四年～九年)』
- (65) 日本電信電話公社九州電気通信局 (1971) 『九州の電信電話百年史』財団法人電気通信共済会九州支部
- (66) 下田曲水 (1956) 『熊本市電三十年史』熊本市交通局
- (67) 野中勝利 (2015) 「近代の徳島城址における公園化の背景と経過」『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集』Vol. 50

¹ 令和元年官報号外第139号 (2019年10月16日) で追加指定されたJT跡地とNHK跡地を含む。令和元年度第3回特別史跡熊本城跡保存活用委員会 (11月13日開催) 資料4「特別史跡熊本城跡の追加指定について」の記載 (追加指定後の指定地面積: 577, 891 m²) による。

² 熊本市都市建設局土木部公園課 (2020) の熊本城公園 (開設面積 542, 630 m²) による。

³ 熊本市熊本城調査研究センター (2016) 『整備事業編』、同 (2019) 『歴史資料編』 (史料・解説、絵図・地図・写真)、同 (2020) 『調査研究編 (1) (2)』、同 (2021) 『調査研究編 (3)』、同 (2022) 『調査研究編 (4)』

⁴ 熊本市 (2018)

⁵ 熊本市企画調整課 (1997)

⁶ 熊本市2018『熊本城復旧基本計画』

⁷ これ以前、熊本市では北岡自然公園と立田自然公園の設置を機に昭和30 (1955) 年9月に「熊本市公園条例」を制定した。その後、昭和31年の都市公園法に基づいて昭和33年12月に「熊本市都市公園条例」を制定した。この条例の第十三条「有料公園」には北岡自然公園と立田自然公園を、「有料公園施設」にはバレーボールコート (熊本城公園) や熊本博物館及び宇土やぐら (熊本城公園) などを含んでおり、この条例の制定によってそれまでの「熊本城内バレーコート使用条例」や「熊本博物館条例」などは廃止された。熊本市 (1995)。

⁸ 「都市計画運用指針 (国土交通省)」IV-2-2 I) 2. 都市施設に

No. 1

- (68) 野中勝利 (2007) 「1873年の「廃城」と城址の公園化に関する研究」『(社) 日本都市計画学会 都市計画論文集』 No. 42-3
- (69) 小野芳朗 (2011) 「岡山招魂社創建と「公園」の空間変容」『日本建築学会計画系論文集』第76集 第659号
- (70) 石橋雅子・伊藤重剛 (2015) 「旧熊本貯金支局の建築に関する研究」『日本建築学会九州支部研究報告』第54号
- (71) 今村洋一 (2009) 「都市部における旧軍用地の転用用途について―軍都5都市を事例として―」『日本建築学会大会学術講演梗概集』
- (72) 右近和磨・伊藤重剛 (2008) 「旧第六師団兵營の建築に関する研究」『日本建築学会九州支部研究報告』第47号
- (73) 山崎壮太郎・伊藤重剛 (2012) 「旧陸軍第六師団煉瓦造兵器庫の建築に関する研究」『日本建築学会九州支部研究報告』第51号
- (74) 野中勝利 (2017) 「近代の弘前公園における所有と管理の変遷及びその背景」『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画報告集』No. 16
- (75) 野中勝利 (2014) 「近代の小田原城址における所有と利用の変遷及び風致保存の思想」『ランドスケープ研究 (オンライン論文集)』
- (76) 熊本県立第一高等学校 (1984) 『隈本古城史』
- (77) 第五高等学校開校五十年記念會 (1939) 『五高五十年史』凸版印刷株式会社

関する都市計画の見直しの考え方には「都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである」とある。熊本市では「長期末整備都市計画公園見直しガイドライン」(H28.3) を策定して見直しに取り組んでおり、「熊本城公園」見直しの2軸 (必要性「A」、実現性「C」) からの判定結果は「B」(計画変更候補) である。現状では城内立地の4神社部分が「未整備」で熊本医療センター部分は既に除外済みだが、これら施設のそもそもの設置経緯は近代や戦後まで遡るもので、今後の変更や見直しはこれらの歴史的背景も充分把握した上で実施する必要がある。

⁹ 文献は註3に同じ。中でも熊本市熊本城調査研究センター (2019) 掲載の「熊本城関係文献資料目録」は本稿の出典とも重複する資料が多い。そこで相互の資料・出典を照合・補完できるよう、付表には熊本市熊本城調査研究センター (2019) の掲載番号も併記した。また近代地図や古写真についても、同『歴史資料編 (絵図・地図・写真)』の掲載番号を本文中で引用した。

¹⁰ いわゆる廃城令は、明治6 (1873) 年太政官達「全国ノ城郭陣屋等存廃ヲ定メ存置ノ地所建物木石等陸軍省ニ管轄セシム」並びに「全国ノ城郭陣屋等存廃ヲ定メ廃止ノ地所建物木石等大蔵省ニ処分セシム」によって、兵部省管轄下にあった城郭が陸軍省管轄の「存城」、大蔵省管轄の「廃城」に分けられたことを指す。

¹¹ 存城は太政官達別冊第一号「諸国存城調書」(1873)、廃城は太政官達別冊第二号「諸国廃城調書」(1873)による。森山英一(2017)に掲載。

¹² アジア歴史資料センター「JACAR」(Japan Center for Asia Historical Records National Archives of Japan)の説明は、ホームページ「センターの概要と特徴」から一部引用する。
<https://www.jacar.go.jp/about/outline.html>

「アジア歴史資料センターは、インターネットを通じて、国の機関が保管するアジア歴史資料(原資料＝オリジナル資料)を、パソコン画面上で提供する電子資料センターであり、国立公文書館において運営されている。『ここでいうアジア歴史資料とは、近現代の我が国とアジア近隣諸国等との関係に関わる歴史資料として重要な我が国の公文書及びその他の記録のこと』である。『平成13(2001)年11月30日に開設され、現在、アジア歴史資料センターでは、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所戦史研究センターが保管するアジア歴史資料のうち、これらの所蔵機関において電子化が行われたものから順次提供を受け、公開している』。

¹³ アジア歴史資料センター データベース横断検索
<https://www.jacar.archives.go.jp/gf/cgi/start>
【資料検索に使用したキーワード例】

「存城」「廃城」「熊本城」「本丸」「二の丸」「天守」「宇土櫓」「天皇」「行幸」「千葉城」「古城」「宮内」「古京町」「新堀」「公園」「博覧会」「共進会」「招魂祭」「招魂社」「大演習」「藤崎台」「有終社」「偕行社」「谷村計介」「銅像」「記念碑」「内務省」「陸軍省」「大蔵省」「地理局」「地図」「測量」「西海道鎮台」「鎮西鎮台」「熊本鎮台」「第六師団」「乙輯」「鎮台病院」「衛戍病院」「加藤神社」「錦山神社」「神風連の変」「西南戦争」「日清戦争」「日露戦争」「国道」「県道」「里道」「兵器支廠」「道路」「電信分局」「熊本県」「熊本市」「陸軍省所轄地」「統計」「山崎練兵場」「歩兵第二十三連隊」「移転」「県庁」「市役所」「監獄」「軽便鉄道」「大日本軌道」「菊池軌道」「都市計画」「配水池」「街路」「市電」「橋」「堀跡」「濠」「埋め立て」「蓮堀」「養魚」「午砲台」「土地」「貸渡」「貸下」「準貸付」「借用」「買上」「交換」「所管換」「官有財産」「国有財産」「管理規則」など

¹⁴ 明治7(1874)年の城外(京町新堀)への移転後、明治42(1909)年に「錦山神社」から「加藤神社」へ改称した。当時の九州日日新聞(明治42年4月5日)には、三百年会記念会にて発表された変更理由の掲載がある。さらに現在地(城内本丸の櫓方役所跡)へ加藤神社が移転したのは、昭和37(1962)年である。

¹⁵ 熊本県立第一高等学校(1984)。

¹⁶ 熊本市(2003)。

¹⁷ 国立国会図書館蔵(請求番号YG913-1616)。明治14(1881)年に作成された写しで、鶴嶋(2015)に掲載あり。

¹⁸ 熊本博覧会は明治8(1875)年4月1日から60日間にわたり錦山神社で開催された。東京文化財研究所(2004)に「熊本博覧会」の掲載があり、「未タ見サルヲ見未タ知ラサルヲ知ル人間ノ楽ミ之ヨリ大ナルハナシ当社陳列セル博覧ノ品類即チ其物ナリ今一斑ヲ図写シテ之遠方未タ見知セサルノ人ニ寄ス亦吾カ楽ヲ推シテ人ノ之ヲ楽ムヲ楽シムノミ遑ヲノ誹ハ敢テ辞スル処ニアラス博雅ノ君子其レ之ヲ諒トセヨ 博覧会社」とある。「熊本博覧会」は乃村工藝社グループ「博覧会資料COLLECTION」(管理コード:1546)にも掲載がある

(https://www.nomurakougei.co.jp/expo/exposition/detail?e_code=1546)ほか、先行研究で一言及がある。「奈良博覧会前史」

(https://www.library.pref.nara.jp/sites/default/files/nara_haku2018.pdf)、大貫涼子(2013)、野中勝利(2006)。

¹⁹ 「熊本鎮台敷地図」明治9(1876)年(熊本博物館蔵)。熊本市(2019)に掲載あり。

²⁰ 「千葉学校ハ当城東北二位シ今般囲込線内ニアツテ当県所轄ノ

中学校根元地所ハ人民ノ私有地ニシテ民費ヲ以買収シ建物ハ旧白川県庁ヲ運転改築スル者ナリ依テ当今県庁ヨリ買上ノ義照会アリ代価当否等協議中ナリ追テ事実ヲ詳ニシ上申ス可シ」とある。

²¹ 「熊本県窮民救助ノ為メ路線修築費需要伺」、同添付「熊本県下道路修築ノ図」明治10(1877)年(国立国会図書館蔵)。松澤真由美(2021・2022)に掲載あり。

²² 熊本市熊本城調査研究センター(2016)に記載。

²³ 三斜法は、多角形からなる土地の面積を求めるために複数の三角形に分割し、それぞれの三角形の面積を求め、それらを合計して全体の面積を算出する方法。明治15(1882)年2月に大蔵卿松方正義から太政大臣三條実美へ提出された『地租改正報告書』(国立国会図書館蔵)には「三斜丈量ノ図」が掲載されている。

²⁴ 磯田(2022)「2 電信の始まり」に詳述あり。

²⁵ 磯田(2022)「3 明治10年代の様相」に詳述あり。

²⁶ 『熊本県公文類纂』明治大正期県政資料(自明治17年至明治18年)、熊本県立図書館蔵

²⁷ 地理局は地理事務を扱う内務省の内局が明治10(1877)年に地理局に改称したもので、地籍・山林・量地・計算・文書の5課を設置していた。

²⁸ 熊本日日新聞社(1988)。

²⁹ 熊本県立第一高等学校(1984)に掲載の、鈴木喬「第三編 古城 第四章 熊本県庁」による。

³⁰ 熊本県立第一高等学校(1984)に掲載の、花立三郎「第三編 古城 第五章 第五高等学校」による。

³¹ 公益財団法人永青文庫蔵。全11葉からなり、文久元(1861)年以降に一群の絵図が作成されたと考えられる。熊本市熊本城調査研究センター(2019)参照。

³² 熊本市熊本城調査研究センター(2019)(絵図・地図・写真)P137-147に「熊本所分絵図」、同(史料・解説)P4第1図に「地区の範囲と呼称」掲載。

³³ (官有財産管理規則)第七條 官有財産ノ貸付ハ左ノ期限ヲ超ユルコトヲ得ス 第一 樹木培養ニ供スル土地ハ八十年以内 第二 農工其ノ他ノ営業及住居ニ供スル土地ハ三十年以内 第三 土地森林ノ使用権ハ十五年以内 第四 右ニ掲ケサル物件ハ三年以内

³⁴ (官有地取扱規則)第十一條 官ニ属スル公有地及公有水面ハ其公用ヲ廢シタルニアラサレハ売払譲与交換又ハ貸付スルコトヲ得ス但公衆ノ妨害トナラサル限りハ公用ニ供シタル儘有料又ハ無料ニテ特ニ其使用ヲ許スコトヲ得

³⁵ 木下(2020)。

³⁶ 第六師団参謀部の迅速測図は「同じ縮尺図にもかかわらず、たとえば等高線間隔は、5m毎と10m毎との双方を1図の中に含む」などの指摘がある。井口悦男(2005)。

³⁷ 第六師団参謀部の迅速測図は「図の精度は極めて低」いが、「殆んど全平野域にわたっているところに資料価値の高さを見出すことが出来る」との指摘がある。清水靖夫(1966)。

³⁸ 「熊本第6号地図」明治22(1889)年 第六師団参謀部(熊本歴史文書資料室蔵)

³⁹ 熊本県立第一高等学校(1984)に掲載の、増田民男「第三編 古城 第六章 兵器支廠からグリーン地区へ 第一節 兵器支廠から第六師団兵器部へ」による。

⁴⁰ 熊本市都市政策研究所(2014)。

⁴¹ 野中(2014)。

⁴² 水野(2015)。

⁴³ 水野(2015)。

⁴⁴ 熊本城内配水池計画では2,635坪(約8,696㎡)の借地願が上申されている。内容は以下のとおり。

借地願

熊本城内箱馬場天主臺跡

一、坪数貳千六百叁拾五坪

右ハ熊本市唯一ノ高所ニシテ本市上水道配水池敷地トシテ最モ適良ナル場所ニ有之候所同所ハ軍事上必要ナル所ナルヲ以テ御貸

附相成難き旨内務省へ御内牒ノ次第ヲ拜■シ甚タ遺憾ニ存候ノミナラス同所ヲ措き他ニ匹敵スヘキ場所ヲ発見セズ若シ強テ之ヲ求ムレハ技術上経済上甚タ不利ナル場所ヲ撰定セサルヘカラスクシテハ水道布設費ニ多額ノ増加ヲ来シ実施上頗ル困難を感スル次第ニ付本市公益ノ為ニ特別ノ御詮議ヲ以テ借地御允許相成度設計書並ニ図面添附以段奉願候也

大正五年九月廿七日

熊本市長 依田昌兮

陸軍大臣 大島健一殿

出典：「陸軍省大日記 乙輯」（永存書類乙輯第2類第2冊）大正6

⁴⁵ 熊本城内2箇所配水池を計画した理由について、当時の「熊本市水道工事目論見書」（議第四一號）によれば、「市外飽田郡出水村砂取ノ湧水」を「熊本城跡ノ高地（標高百二十四尺）ニ設置スヘキ配水池」すなわち箱馬場に設置予定の「第一配水池」へ送水し、そこから自然流下法により市内各所へ配水する計画だが、「京町ノ一区」だけは「特別高地」であるため、配水池の水をさらに「師団司令部ノ傍ニ設ケタル小配水池（標高百七十二尺）」すなわち天守台に設置予定の「第二配水池」にも送水し、ここから自然流下法により配水する計画としている。第一配水池（2面）は「長九十尺巾七十四尺深さ十四尺」、第二配水池（1面）は「長三十四尺巾二十四尺深さ九尺」といずれも長方形で、「鉄筋混凝土ヲ以テ側壁及環流壁ヲ築キ覆フニ鉄筋混凝土穹窿ヲ以テ」建築する計画であった。

⁴⁶ 内務省から陸軍省への「国有財産管理ノ件照会」には、「当省所管神社境内地トシテ」「本丸町壹番ノ内 百九十八坪 第六師団司令部附属地」とあるので、その面積は約653㎡である。また「陸軍用地ヲ神社用地ニ管理換ノ件」には「現存スル立木共移管相成度」とあり、樹木も移管されている。

⁴⁷ 熊本縣警察本部警務部教養課（1961）掲載の、「熊本城稻荷神社」による。

⁴⁸ 熊本縣警察本部警務部教養課（1961）掲載の、「熊本大神宮」による。

⁴⁹ 戸塚誠司・小林一郎（1996）。

⁵⁰ 熊本市三大事業記念国産共進会は、上水道事業の整備、市電開通、歩兵第23連隊の移転完了、これら三大事業が成就したことを記念して開催された。

⁵¹ 日本公園百年史1978「熊本県」『日本公園百年史—総論・各論—』第一法規株式会社

⁵² 当時、熊本市と福岡市の間では通信省貯金局支局の誘致をめぐる争奪戦が起きていた。九州日日新聞（昭和8年7月29日）「貯金局支局熊本市に設置決定」

⁵³ 図の「イロハニホヘトチリ」で示す場所が昭和9（1934）年の土地交換の区画（国有地）である。現地にはその後、昭和11（1936）年に熊本地方貯金支局（後の熊本市役所花畑別館）が建てられた。

⁵⁴ 谷村計介銅像は、山下卯太郎が大正10（1921）年から5年間募金を集めて完成し、昭和2（1927）に設置されたが、その後昭和18（1943）年の金属供出で銅像は失われた。同地には現在、熊本城址保存会が昭和25（1950）年に建てた「特別史跡熊本城」の碑がある（平成28年熊本地震で被災）。

⁵⁵ 猪飼隆明氏ご教示。西南戦争六十年會（1937）P107。

⁵⁶ 昭和13（1938）年11月、西南戦争60周年を記念して藤崎台西段山の一端に「丁丑記念碑」が建てられた。その後、段山における防空壕掘削等により記念碑は傾き、昭和28（1953）年6・26水害による崖崩で西北面の人家が倒壊、死者が発生した。当時、南九州財務局により2度の応急工事が行われたものの地元からは段山の除去を望む声が高まり、これに対して賛成・反対それぞれの意見が出された（「段山台地を取除く—“よい計画だ”“史跡だ”」の声も—昭和28年11月8日新聞より）。段山は昭和8（1933）年に史蹟に指定され、また「丁丑記念碑」が建てられた

場所でもあったため文化財保護委員会（現文化庁）や熊本城顕彰会でも協議が行われ、除去計画が了承された。段山の除去で膨大な土砂が発生するため、その処分方法も問題となったが、川尻新国道建設の盛土として使用する案が出され、昭和29年に除去計画が決定した（「段山台地を取除く—土壌は川尻国道建設に二千二百坪の新用地も—」（昭和29年5月27日：熊本日日新聞）。

⁵⁷ 熊本日日新聞社編集局1990「銀杏城」『熊飽学』熊本日日新聞社。

⁵⁸ 木下泰葉氏ご教示。大正6（1917）年4月11日付『九州新聞』には熊本市近郊の「桜の名所」として「御幸坂」を掲載。

⁵⁹ 「行幸坂は観桜禁止」（九州日日新聞 昭和13年3月23日）

「熊本市行幸坂の観桜は、昨年は師団で行幸坂一帯に露店や電飾を許したので大賑わいを呈したが、本年も熊本市繁盛のため昨年同様の許可を得ようと、熊本商工会議所中村理事が二十二日師団司令部を訪れ懇談した。師団では本年は時局の関係上行幸坂の使用を禁止し、露店はもちろん辨当を開き飲食することも厳重に取締の方針で、その代り昨年同様坪井川畔は開放の許可を得たので、観桜橋を架し電飾をほどこし、夜桜を見物できることになり、春の市とともに大賑わいが期待されている。」熊本日日新聞社（1993）。

⁶⁰ 「熊本城行幸橋付近の桜と千徳百貨店の雪洞」（昭和12年4月3日）、「熊本城の夜桜見物・露店」（同年4月4日）、「熊本城の夜桜見物・露店の射撃場」（同年4月4日）いずれも楠田宗光氏撮影、「熊日写真ライブラリー」HPに掲載あり。

⁶¹ 野中（2016）。

⁶² 野中（2014）。

⁶³ 野中（2014）。

⁶⁴ 野中（2014）。

⁶⁵ 野中（2014）。

⁶⁶ 小川翔太・岡田昌晃彰（2017）

⁶⁷ 野中（2014）。仙台城跡では、大正14（1925）年に青葉山公園が開園した。大阪城跡では、大正13（1924）年に外堀沿いの軍用地の一部を借りて、大阪市が「大手前公園」を開園した。昭和天皇の即位記念事業として公園整備に着手していたが、昭和6

（1931）年に天守閣と第四師団司令部庁舎を市民の募金150万円と同時に建設し、「大阪城公園」となった。名古屋城跡は昭和5（1930）年に宮内省から名古屋市へ下賜され、翌年に名古屋市が「名城公園」を開園した。大阪城天守再建の影響から、熊本でも天守再建の世論が高まったが、当時の第六師団留守参謀片山省太郎は、天守再建には「同意を表し難し」との意見を陸軍省副官牛島満宛てに提出している。なお当初の六鎮台（表1）のうち終戦まで公園化されなかったのは熊本城跡と広島城跡のみであった。

⁶⁸ 「熊本城一帯における主な出来事と熊本市近代化の歩み」欄の出典は、鈴木（1977）、熊本市（2003）、熊本市熊本城調査研究センター（2016・2019・2020）。

⁶⁹ アジア歴史資料センターは2011年11月の開設以来、「多い年では1年間で10万件近くの目録データおよび200万以上の画像データ」をウェブ上で発信してきた。「2016年には200万件、3000万画像」に達し、「2021年3月の時点で累計約3200万画像を提供」している。国立公文書館アジア歴史資料センター（2021）。

美濃口 紀子（熊本市都市政策研究所 研究員／文化財保護主幹）

熊本大学文学部史学科考古学コース卒業。熊本市役所入庁後、文化課（現文化財課）で埋蔵文化財の発掘調査等に従事（文化財保護主事）。その後、熊本市立熊本博物館（考古学担当学芸員）や熊本市熊本城調査研究センター（文化財保護主幹）を歴任し調査研究や展示リニューアル等に従事。令和3（2021）年度より現職。

付表 本稿関係資料一覧

【凡例】

JACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター <https://www.jacar.go.jp>）「キーワード検索」を使用（キーワード例は註に記載）、「詳細情報」から以下の方法で資料収集を実施。
▶熊本城内の土地管理に関する近代の公文書等（建物管理は除く）を中心に収集し（440件）、作成年代が古い順に並べ、「No.」欄に本表での通し番号を示した（No.1～440）。

▶「和暦」「西暦」「月・日」「資料名」「差出・作成」「宛所」「引用元」「歴資No.」の欄について
・「和暦」「西暦」「月・日」・・・JACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）詳細情報の「資料作成年月日」欄などを参考に記載。
「資料作成年月日」欄がない場合、「内容」「（description）」や「閲覧」（公文書の画像）から筆者が記載。

・「資料名」「差出・作成」「宛所」・・・JACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）詳細情報「件名標題」（title）、「作成者名称」欄などから記載。
但しタイトルで内容が分らない場合は、熊本市熊本城調査研究センター2019『特別史跡熊本城跡総括報告書歴史資料編（史料・解説）』の近代史料（No.205～384）を参考に修正・加筆した。

・「内容」・・・原則としてJACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）詳細情報「内容」（description）にない、冒頭300文字（テキスト化されたデータ）をそのまま掲載。
但し本稿の内容に関連が深い公文書の記載内容については（冒頭300文字以降でも）「閲覧」画面で内容を確認の上、適宜追記した。
また前述の『歴史資料編』に掲載がある資料については、その翻刻に従って文字の誤りを修正した。一方、『歴史資料編』に掲載がない資料については、

固有名称（人名・地名など）のうち翻刻の明らかな誤字のみを筆者の判断で適宜修正し、さらに判読不可を示す「@」「□」や省略部分は「・・・」に統一した。
（例：「河東清正」は「加藤清正」、「犯護国館田郡」は「肥後国飽田郡」、「桜島場ノ兵器庫」は「桜馬場ノ兵器庫」など、誤字を訂正して掲載）。
城内の特定の場所（例：古城町、宮内町など）や土地賃付の用語（賃渡、賃下、準賃付など）のほか、本研究に関連が深い箇所は太字・下線引きとし、

「表2」に一部抜粋・掲載した

・「引用元」・・・JACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）からの引用は「論文などへの引用例」に従った。それ以外（参考文献等からの引用等）は文献名を記した。
・「歴資No.」・・・熊本市熊本城調査研究センター2019『特別史跡熊本城跡総括報告書歴史資料編（史料・解説）』の近代史料（No.205～384）と一部掲載が重複するので照合できるように欄を設けた。なお同書の「熊本城関係文獻資料目録」（P465-494）内には史料番号がないものも掲載されている。これらは「頁数-行数」で示す（例：P484-16）。

▶本表は2022年5月31日現在の検索結果である。

JACAR（国立公文書館アジア歴史資料センター）の公開データは毎年追加され件数・画像数ともに増加しているため、検索時期によって結果が異なる場合がある。

▶「キーワード検索」では、各資料のうちデータ化されたテキスト（全文ではなく冒頭300文字のみ）について検索キーワードが該当した場合に、資料を発見することができる。
したがって冒頭に目的の文言が含まれない（300字以降に登場する）場合や、固有名称（人名・地名）の翻刻に誤りがある場合にはヒットしないため、注意が必要である。

以上の理由から、今回の検索作業でも関係資料の全てを抽出・収集できたわけではない。

No.	和暦	西暦	月	日	資料名	差出 作成	宛所	内 容	引 用 元	歴資 No.
1	明治3	1870								
			9	5	熊本城廃藩意見書	熊本藩知事	弁官御中	臣謹久謹按スルニ、兵制一変、火器長ヲ専ニセシヨリ昔時之金城湯池今已ニ無用ノ贅物ニ属セリ、加之、今日各地ノ城郭アルハ、応仁以来強族割拠、織田氏安土ノ築キアルニ始リ、諸豪相俟イ務テ星壁ヲ高スルニ由リ、即戦国ノ餘物也、今也王化洪流三治一致ノ際、乱世ノ遺址猶方隅ニ基峙スルハ四海一家ノ宏議ニ障礙アル近シ、熊本城ハ加藤清正ノ築ク所、宏壯西陲ノ雄ト称ス、臣力家祖以來倚テ以テ藩屏タリ、豈甘棠ノ念無クン哉、然ト云モ維新ノ秋ニ膺リ、建國ノ形跡ヲ存シ、却テ管内固陋ノ民俗ヲ養ヒ、以テ辺土ノ旧習ヲ洗ス可ラス、願ク夫天下ノ大體ニ依テ熊本城ヲ廢藩シ、以テ臣民一心ノ微ヲ致シ、且以テ無用ヲ省キ整備ヲ尽サン、伏乞速ニ明断ヲ垂レヨ、謹久誠惶頓首敬白 庚午九月五日 熊本藩知事 弁官 御中	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. A15070850400、『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百七巻』（国立公文書館）	207
2	明治4	1871	4	23	東山南海兩道ニ鎮台ヲ置キ兵部省ノ管轄ニ属	太政官	兵部省	四年四月二十三日布告兵備ハ沿國ノ要安民ノ其方今ノ急務ニ候依之今般般ノ下ヲ始メ守衛警備ノ事次第第二御施設ニ相成猶追テ諸道ニ鎮台ヲ置兵務ヲ総括シ全國ヲ保護被遊度思食ニ候先ツ別紙ノ通東西ノ要地ニ於テ兩鎮台ノ被置候事詔又兵部東山道鎮台本堂石券分營福島盛岡西海道鎮台本營小倉分營博多日田	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. A15070838700、『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百六巻』（国立公文書館）	—
3			4	24	熊本佐賀兩藩ノ兵ヲ西海道鎮台ニ出サシム	太政官	兵部省	四年四月二十四日兵部省へ達今般般西海道鎮台ノ被置候ニ付熊本佐賀兩藩之兵一大隊ツ、差出候様可申達事詔又兵部	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. A15070863500、『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百八巻』（国立公文書館）	—
4			4	24	今般般西海道鎮台設置に付其藩兵一大隊出張申	兵部省	熊本藩	今般般西海道鎮台ノ被置候ニ付其藩兵一大隊出張申付候事 辛未四月二十四日 兵部省 熊本藩 右同文 辛未四月二十四日 兵部省	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C10070844700、『明治4年4月～5月・陸軍諸達 利4』（防衛省防衛研究所）	—
5			5	9	鹿児島熊本佐賀三藩ニ緩急事要ノ際西海道鎮台建設等に必要な件	兵部省	太政官	五月九日兵部省伺鹿児島藩二大隊熊本藩一大隊佐賀藩一大隊今般般西海道鎮台被建置候ニ付テハ緩急事要ノ節本營支管ヨリ何時出兵申付候儀モ可有之ニ付兼テ用意可致置相連申度此段相伺候也四年五月九日但給給養追テ何分ノ御沙汰有之迄ハ其藩ニ給養可致置旨至可相連ト存候間又申出仕候也御指合伺ノ通奏規潤鑑	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. A15070863700、『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百八巻』（国立公文書館）	—
6			8	23	熊本県邸鎮台建設等に必要な件	兵部省	正院御中	送第百四十五号 別紙熊本県邸之儀否可申出旨致承知候得御鎮台建設相ヨリ追ニ多分之兵隊屯営之為メ是非必用之儀ニ所坐候間司法書面之趣スヘハ坐候得旨当省へ御渡相成度最初ヨリ右県出相議之上相約メ置候儀ニ御渡之義当月二十五日已後以下順ニ於テ差支無之内ニ御答候間二十六、二十七日当日之内へ当省へ御渡一間之ヨリ様其節全国城郭廢藩ノ所置方各鎮台ニ心得シム 軍務局ヨリ本省へ伺 全国城郭廢藩其外他置方等諸縣ヨリ伺出候儀、都テ當分ノ処從前ノ向々へ御差置、或ハ城郭引渡等伺出ノ御ハ、其所管鎮台ヨリ伺出可申榊附紙相連候間、此段相心得置、不受取候テ不叶候儀ハ、其台見込ヲ以テ番人程其地方官へ打合相履、給料老人ニ付一ヶ月金三兩ヲ高ニシテ其土地柄ニ寄リ、或ハ二町宛差遣シ候共、便宜ニ処置致シ地方官へ打合給料取替置、年末鎮台ヨリ計算可致候事 右ノ通鎮台へ御布告相成候事 衆規潤鑑	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C10070874100、『明治4年 御指令済書類』（防衛省防衛研究所）	—
7			11	23	全国城郭廢藩ノ所置方各鎮台ニ心得シム	軍務局	陸軍省	送第百四十五号 別紙熊本県邸之儀否可申出旨致承知候得御鎮台建設相ヨリ追ニ多分之兵隊屯営之為メ是非必用之儀ニ所坐候間司法書面之趣スヘハ坐候得旨当省へ御渡相成度最初ヨリ右県出相議之上相約メ置候儀ニ御渡之義当月二十五日已後以下順ニ於テ差支無之内ニ御答候間二十六、二十七日当日之内へ当省へ御渡一間之ヨリ様其節全国城郭廢藩ノ所置方各鎮台ニ心得シム 軍務局ヨリ本省へ伺 全国城郭廢藩其外他置方等諸縣ヨリ伺出候儀、都テ當分ノ処從前ノ向々へ御差置、或ハ城郭引渡等伺出ノ御ハ、其所管鎮台ヨリ伺出可申榊附紙相連候間、此段相心得置、不受取候テ不叶候儀ハ、其台見込ヲ以テ番人程其地方官へ打合相履、給料老人ニ付一ヶ月金三兩ヲ高ニシテ其土地柄ニ寄リ、或ハ二町宛差遣シ候共、便宜ニ処置致シ地方官へ打合給料取替置、年末鎮台ヨリ計算可致候事 右ノ通鎮台へ御布告相成候事 衆規潤鑑	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. A03023307900、『公文別録・陸軍省衆規潤鑑抜粋・明治元年～明治八年・第三十二巻～第三十五巻』（国立公文書館）	211
8	明治5	1872	2	24	地券渡方規則	大蔵省	府県	府県 今般般地所永代売買被差許候ニ付 今後売買並譲渡之分地券渡方等別紙規則之通可相心得事 壬申二月 大蔵省 地所売買譲渡ニ付地券渡方規則 第一 地所売買譲渡之節地券相渡候ニ付而者府県・・・地券申受之儀願出候・・・別紙雛形之通地券本紙並二相告・・・書之押切御之上本紙・・・右元帳へ綴込置可申事 第二 一 右元帳・・・地券之諸省へ回達 今般般並ニ諸鎮台並ニ諸縣ニ付御心御御廻申候間各一部ツ御領収有之至急御回覽周尾ヨリ御返却可有之候也 五年三月十二日 衆規潤鑑	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. A07060190300、『記録材料・地租改正所内略記』（国立公文書館）	—
9			3	12	東京並ニ諸鎮台並ニ諸省へ廻達	陸軍省	諸省	送第百四十五号 別紙熊本県邸之儀否可申出旨致承知候得御鎮台建設相ヨリ追ニ多分之兵隊屯営之為メ是非必用之儀ニ所坐候間司法書面之趣スヘハ坐候得旨当省へ御渡相成度最初ヨリ右県出相議之上相約メ置候儀ニ御渡之義当月二十五日已後以下順ニ於テ差支無之内ニ御答候間二十六、二十七日当日之内へ当省へ御渡一間之ヨリ様其節全国城郭廢藩ノ所置方各鎮台ニ心得シム 軍務局ヨリ本省へ伺 全国城郭廢藩其外他置方等諸縣ヨリ伺出候儀、都テ當分ノ処從前ノ向々へ御差置、或ハ城郭引渡等伺出ノ御ハ、其所管鎮台ヨリ伺出可申榊附紙相連候間、此段相心得置、不受取候テ不叶候儀ハ、其台見込ヲ以テ番人程其地方官へ打合相履、給料老人ニ付一ヶ月金三兩ヲ高ニシテ其土地柄ニ寄リ、或ハ二町宛差遣シ候共、便宜ニ処置致シ地方官へ打合給料取替置、年末鎮台ヨリ計算可致候事 右ノ通鎮台へ御布告相成候事 衆規潤鑑	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. A03023161800、『公文別録・陸軍省衆規潤鑑抜粋・明治元年～明治八年・第十巻』（国立公文書館）	—
10			4	22	〔鎮西鎮台より同城並兵営等写真を出出〕	鎮西鎮台本營	陸軍省秘史局御中	当城并鎮台兵營等各分間給図ヲ以テ御屋可致寄之処、給図製作速ニ難成候間、即別紙之通写真ヲ以テ御屋申達候也	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C04025281300、『明治5年 大日記 壬申 5月省中之部 辛下』（防衛省防衛研究所）	P484-16
11			5	7	病院条例の儀に付伺	鎮西鎮台	陸軍省御中	第一千五百四十三号 当台仮病院ノ義冬十二月兵隊召集ノ御不敢取当県医員兩名雇入少尉相当・・・壬申五月七日 鎮西鎮台 陸軍省御中	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C04025275300、『明治5年 大日記 壬申 5月省中之部 辛下』（防衛省防衛研究所）	—
—			6	19	壬申御巡幸雜録	—	—	十九日晴、夕七字驟雨雷鳴 朝第五字、行在所出御、熊本医学校へ臨御、生徒学課試験天覽、畢テ教師マンスフルト拜謁被仰付、・・・洋学校へ臨御、生徒試験教師ゼンス拝謁、・・・鎮西鎮台へ臨御、・・・熊本城中御巡覧、天守上階ニ於テ御小休、・・・去ヨリ城東一里許砂取村水前寺莊園へ臨幸、・・・第六字行在所へ還幸	「公文録」明治五年『太政官期地方巡幸史料集成』（国立公文書館）	214
12	明治6	1873	1	14	全国城郭及軍事ニ関涉スル地所建物	太政官	陸軍省	陸軍省日誌明治六年第二号 一月十四日 太政官ヨリ御達書ヲ 全国城郭及軍事ニ関涉スル地所建物は迄其省管轄之処今度別冊第一号之通陸軍必用之分改而管轄被仰付其余第二号之通旧来之城郭陣屋等被廢候条附属之建物木石ニ至ル迄総テ大蔵省へ可引渡事 一右管轄之土地へ再営建築落成上地所木石等有金ハ大蔵省へ可引渡地所不足シハ軍〔第二百十八号布告〕府県 本年第二百十四号地所名称區別ノ條布告候ニ付テハ各府県下官省使 寮司等從前御用地有之向者箇所限評取置置地券相連可申尤其御用ノ次第柄委細取調具ニ大蔵省へ可申出候事 但差支難形ノ儀ハ租税差ヨリ可相連候事	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C08010387400、『明治6年 陸軍省日誌 元 元 第一号從1月同年第11号至3月』（防衛省防衛研究所）	—
13			3	—	地所名称區別	太政官	府県	送第百四十五号 別紙熊本県邸之儀否可申出旨致承知候得御鎮台建設相ヨリ追ニ多分之兵隊屯営之為メ是非必用之儀ニ所坐候間司法書面之趣スヘハ坐候得旨当省へ御渡相成度最初ヨリ右県出相議之上相約メ置候儀ニ御渡之義当月二十五日已後以下順ニ於テ差支無之内ニ御答候間二十六、二十七日当日之内へ当省へ御渡一間之ヨリ様其節全国城郭廢藩ノ所置方各鎮台ニ心得シム 軍務局ヨリ本省へ伺 全国城郭廢藩其外他置方等諸縣ヨリ伺出候儀、都テ當分ノ処從前ノ向々へ御差置、或ハ城郭引渡等伺出ノ御ハ、其所管鎮台ヨリ伺出可申榊附紙相連候間、此段相心得置、不受取候テ不叶候儀ハ、其台見込ヲ以テ番人程其地方官へ打合相履、給料老人ニ付一ヶ月金三兩ヲ高ニシテ其土地柄ニ寄リ、或ハ二町宛差遣シ候共、便宜ニ処置致シ地方官へ打合給料取替置、年末鎮台ヨリ計算可致候事 右ノ通鎮台へ御布告相成候事 衆規潤鑑	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C07040159000、『太政官日誌明治6年 第9号3号』（防衛省防衛研究所）	—
14			3	28	〔錦山神社移転について伺〕	陸軍中佐田中春風	陸軍大輔山縣有朋	第四兵十六号之写シ 別紙田中佐方伺出候熊本城内ニ有之候神社引渡之義ハ、申出之通不依鑑ニも有之候ハ、右引渡方之義大蔵省江御掛合ニ被及度、此段申達候也 四月十九日 野津少将 山縣大輔 当熊本城之義ハ、戊辰以来廢城之見込を以旧藩知事順濟之上、本丸一ノ天下守テ錦山神社造立之処、即本丸大手通ヲ參詣道トシ、兩側ニ諸商人茶肆・酒店等ヲ開キ、雜人參詣、日夜雜還甚不体裁、且不用心ニも有之候処、去冬来当城ヲ本台トシ、二ノ丸ニ兵營建築之上ハ、右神社并ニ諸商家等本丸ニ有之候而ハ益以不都合一候条、右神社連ニ他之地処引渡シ、諸商家悉ヲ引越候様致度、至急御詮議有之度、此段伺達候也 明治六年三月二十八日 陸軍中佐田中春風 陸軍大輔山縣有朋	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C08052154300、『明治6年 卿官房 7月』（防衛省防衛研究所）	216
15			7	7	旧熊本城内錦山神社之儀	叙從六位正七位 立野明貞	陸軍省	陸軍省日誌明治六年第二十九号 ○七月七日 御沙汰書等叙從六位 正七位 立野明貞 御達書ヲ 白川縣管下肥後国旧熊本城内錦山神社之儀鎮台營中ニ属シ差支候趣ニ付テハ可引移候尤入費之儀ハ其省定額之内ヨリ新給可致此旨相連候事・・・	JACAR（アジア歴史資料センター） Ref. C08010390500、『明治6年 陸軍省日誌 利 利西 第2号從7月同年第4号至9月』（防衛省防衛研究所）	—

近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化

16		7	14	熊本城内神社引継料布告案	陸軍省	司法省	陸軍省官宛 白川県六宛・・旧熊本城内神社・・堂中ニ・・不都合ニ付・・県へ相達へ処各引料当省ヨリ可相成旨去ル 七日御達相成へ然ニ処昨天申手全所城郭当省入用之分引渡其他急務大蔵に自引渡之節此渡当省入用之場序ハ義代ニ而御引渡之義決定渡へ左北城中人民此住之者引継料ニ理會大蔵・・相関度ニ付百十・・文顧此神社引継ト大蔵省考課状 城郭ノ部 明治六年七月ヨリ九月ニ至ル 目次 第一号 杉浦権大内史ヨリ諸県管内旧城郭処分ノ諮問 第二号 陸軍省ヨリ新築田城引渡ノ商議 第三号 史官ヨリ備后国三原城海軍省へ引渡ノ諮問 第四号 陸軍省ヨリ予州松山城借用ノ商議 第五号 陸軍省ヨリ広島城内住居買戻移転ノ商議 大蔵省考課状 城郭ノ部 明治六年七月ヨリ九月ニ至ル 第一号 杉浦権大内史ヨリ諸県管内ノ旧城郭ハ現今貴省ニ於テ何等ノ調査ナリセ願クハ其大略ヲ願様セント諮問セリ因テ旧城郭ハ県官ノ申請ニ由リ県庁ニ充シルノ外勝地名城ヲ除キ其他ハ廃城成規ニ準シ悉皆毀埋ノ意見ナリト回答セリ七月十七日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C08052149700、『明治6年 卿官房 7月』(防衛省防衛研究所)		
17		7	17	諸県管内旧城郭処分ノ諮問	太政官	大蔵省	陸軍省ヨリ新築田城引渡ノ商議 第三号 史官ヨリ備后国三原城海軍省へ引渡ノ諮問 第四号 陸軍省ヨリ予州松山城借用ノ商議 第五号 陸軍省ヨリ広島城内住居買戻移転ノ商議 大蔵省考課状 城郭ノ部 明治六年七月ヨリ九月ニ至ル 第一号 杉浦権大内史ヨリ諸県管内ノ旧城郭ハ現今貴省ニ於テ何等ノ調査ナリセ願クハ其大略ヲ願様セント諮問セリ因テ旧城郭ハ県官ノ申請ニ由リ県庁ニ充シルノ外勝地名城ヲ除キ其他ハ廃城成規ニ準シ悉皆毀埋ノ意見ナリト回答セリ七月十七日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A07061803700、『城郭ノ部』(国立公文書館)	—	
18		7	19	改訂鎮台条例	太政官	—	明治六年七月 改訂鎮台条例 ・・鎮台条例 第一条 凡ソ皇国域内ニ駐劄スル各種ノ兵隊ハ別テ七箇管トナシ各鎮台ノ司令将官ヲシテ之ヲ統率セシムル事左ノ如シ・・第六軍管ハ第十三師管(當所熊本) 第十四師管(當所小倉)ヲ包括シ熊本鎮台ニ統率ス・・熊本師管々内 千歳 紙肥 鹿原島 琉球 小倉師管々内 福岡 長崎	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09060000900、『明治4年与6年に至る 規則条例』(防衛省防衛研究所)	6	
19		7	28	地租改正条例	太政大臣 三條實美	—	第二百七十二號 今般地租改正ニ付旧来田畑賣納ノ法ノ悉皆相廢シ更ニ地券調査相濟次第土地ノ代価ニ隨ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト可相定旨被 仰出候条改正ノ旨題別紙条例ノ通可相心得且従前官庁並郡村入費等代價ニ課シ取立来候分ハ總テ地価ニ賦課可致ス其金高ハ本税金ノ三ヶ一ニテ超過スヘカラス候此旨布告候事 明治六年七月二十八日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04017528500、『明治6年 太政官布達3 自7月至7月』(防衛省防衛研究所)	—	
20		9	1	熊本城月見櫓取附堀以下ヲ廢絶ス (熊本鎮台)	(熊本鎮台)	(陸軍省)	熊本城月見櫓取附堀以下ヲ廢絶ス 熊本鎮台ヨリ本省へ届 別紙會計官伺出、当城月見櫓取附堀以下何レモ大破、巴ノ崩落、箇所所有之、風雨等ノ節ハ別テ危ク片時モ離開一付、遊札人へ来ルニ十七日ヨリ毀除申付候条、此段御届申候也 六年九月一日〇別紙略之〇衆規測鑑	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03023207100、『公文別録・陸軍省衆規測鑑抜粋・明治元年〜明治八年・第十三卷・明治四年〜明治八年』(国立公文書館)	217	
21	明治7	1874	1	13	五鎮台所管土地建物区入費ヲ要スルモノノ該台經營部ニ於テ担当	陸軍省	五鎮台所管土地建物区入費ヲ要スルモノノ該台經營部ニ於テ担当 仙臺 名古屋 大坂 鹿島 熊本 鎮台 各鎮台所管城堡ヲ除クノ外土地並ニ建物区入費相掛候分ハ修繕解廢等之出費ニ準シ該台經營部ニ於テ担当可致候此旨相達候事衆規測鑑	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03023113600、『公文別録・陸軍省衆規測鑑抜粋・明治元年〜明治八年・第三卷・明治四年〜明治八年』(国立公文書館)	P485-4	
22			4	9	熊本城内第六經營部へ電信	第一經營部	熊本城内第六經營部	第千四百号 第一經營部ヨリ熊本城内第六經營部并広島鎮台第五經營部へ電賃	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C08052047900、『送達日記 加2 64 明治7年4月』(防衛省防衛研究所)	—
23			4	18	錦山神社引移寄附積金之内八歩通御下渡の儀	白川県権令安岡良亮	陸軍大輔津田出殿	錦山神社引移寄附積金之内八歩通御下渡ノ儀同書 錦山神社引移之儀先般御達後遷社之ヲ所々相達候処熊本市・・新堀氏家基三郎大木兼・・屋敷地之儀社地適當之地位ニ有之且衆人攀テ懇望之ケ所ニ付右家屋敷敷地上遷社之積取申該就テハ神農引移之並地代価地形築立其他共悉皆取置候入費金凡積一ト廉限別冊之通有之該依入費金繰替雅整該問先ツ以且論見金之内八歩通金九千二百四十六圓御下段相成度御落成ニ至リ入費確定之上詳細計算改訂仮設始メ不用ニ属シ該品ハ悉皆入札ヲ以テ下差引相立追・・仕払精算帳ヲ以可申上該問前条至急御開濟有之度依之金高帳並廢除因相添此段相伺候候也 明治七年四月十八日 白川県権令安岡良亮 陸軍大輔津田出殿 追而本文神社之義ハ弘リ人民尊崇之社ニ附多少敬	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09121370000、『明治7年4月 諸県 9 26』(防衛省防衛研究所)	—
24			6	17	熊本鎮台砲兵營建築地及操練場等入用に付官庁地として御渡の件	内務卿大久保利	陸軍大輔津田出殿	熊本鎮台砲兵營建築地及操練場等御入用ニ付、図面之通朱色点線之地ニケ所官庁地トシテ御渡可申旨、過ル十日御掛合之趣致承知候、右者白川縣へ及照會置候間、申出次第可及御報候条、此段申達置候候也 明治七年六月書 内務卿大久保利通 陸軍大輔津田出殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120161900、『明治7年6月 諸省 9 12』(防衛省防衛研究所)	218
25			8	22	熊本城内歩兵營落成について達	陸軍卿山縣有朋	熊本鎮台	第二千七百九十六号 今般其台管下熊本城内歩兵營一大隊分落成候ニ付、其台ニ於テ第六經營部より請取可申、尤第何大隊入營致候哉、其旨可届出候、此旨再相達候事 七年八月廿二日 陸軍卿山縣有朋 熊本鎮台	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0402566500、『明治7年 大日記 諸鎮臺伺届并諸達 8月 陸軍第一局』(防衛省防衛研究所)	219
26			8	31	熊本電信局より佐賀電信局まで電機架設の義	伊藤工部卿	山縣陸軍卿殿	第四百九十三号 熊本電信局ヨリ佐賀電信局マテ電機架設之義今般伺済ニ相成御省へ一応可及協議旨御指令有之就候処右ハ本月二十三日付官員場所致着之上凡・・ニテ落成之ニ及御・・置候次第ニ有之・・テ為御心得右架渠国西一義差進候也 七年八月三十一日 伊藤工部卿 山縣陸軍卿殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120193700、『明治7年8月 諸省 9 14』(防衛省防衛研究所)	—
27			10	2	白川県の熊本鎮台用地について照会	内務卿伊藤博文	陸軍卿山縣有朋殿	熊本鎮台用地之義に付、別紙之通白川縣方申出候候、右地所之儀に付てハ御省よりは迄何等御打合之義無之、然ルニ差急キ御入用之義ニ可有之ト存候候、右代価等取調之趣、到底本日熊本鎮台砲兵營建築地等之儀ニ付、及御懸合候趣ト同帳ニ属シ候候ニ付、御猶予相成候候ニ有之候へハ、尚同県へ相達シ再調可為致候候候、依テ御入用之有無并御都合等何分之御報有之度、別紙及図面相添、此段及御懸合候候也 明治七年十月二日 内務卿伊藤博文 陸軍卿山縣有朋殿 熊本鎮台用地御買上ノ儀同書 一、金千四百八拾五円六拾貳銭老壹厘 建物代価見積高 是ハ本人ヨリ申立候代価之分 一、反別二反八畝式拾歩九厘 邸地代価見積高 此地代金二百二拾四円四拾八銭 是ハ右同所 合金千七百拾円拾銭一厘 内金七拾三円拾銭一厘 再応申論見積代科價ノ内相減候分 残金千六百三拾七円 右者當縣下熊本鎮台用地坪数七千九百六拾五坪五合・・地所建物トモ悉皆御買上之積・・地所建物トモ陸軍省へ引渡可申哉・・明治七年九月二十五日 白川縣権令安岡良亮代理 白川縣権參事小岡敬直 内務卿伊藤博文殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120214900、『明治7年10月 諸省 9 16』(防衛省防衛研究所)	220
28			10	2	熊本鎮台砲兵營建築地、練兵場用地買上について照会	内務卿伊藤博文(印)	陸軍卿山縣有朋殿	青第二千二百八十一号 過日来段々御打合有之候熊本鎮台砲兵營建築地並練兵場之儀ニ付、白川縣方同所居住之貴屬邸宅買上候へハ、何等差支無之旨申出候、就テハ御引渡可申之候、右地所建物等合金四万三千五百五拾餘円ヲ以テ買上度旨申出、及調査候候に相当之廉不少、此價差置候テハ将来一般之例規ニ關係致シ候間、今一応及權問取申度、此段及御懸合候条、至急何分之御報有之度候候也 明治七年十月二日 内務卿伊藤博文(印) 陸軍卿山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120213900、『明治7年10月 諸省 9 16』(防衛省防衛研究所)	221
29			10	2	熊本新築病院地平均	第六經營部司令官勤務兼陸軍大尉膳田四方藏	陸軍卿山縣有朋殿	但自今ハ明細書及図面相副可伺出候事 一合金九千四百四十二円二十三銭二厘 右當熊本新築病院地平均下木門欄等實際之景況ニ因テ入費概計取調書面之通ニ候間至急何分之御指令相成度仍テ別冊積書相添此段相伺候候也 七年十月二日 第六經營部司令官勤務兼 陸軍大尉膳田四方藏 陸軍卿山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026050700、『明治7年 第五局大日記 自九月至十月 第八課』(防衛省防衛研究所)	—
30			10	12	新築砲兵營・病院地所の不要建物売却問	第六經營部司令官勤務兼陸軍大尉膳田四方藏	陸軍卿山縣有朋殿	千六百八十九号 右新築砲兵營・病院地所縣官方建物ヲも其價引渡へくケ所ニ有之貴屬居宅、總テ不用ニ属シ候候、就而右者建家処分之儀者該縣於テ為取計可申儀、御指令相成可然与奉存候候也 七年十月廿三日 少将野津鎮雄代理 陸軍中佐土屋可成 當熊本新築砲兵營病院地所内処々貴屬住居家宅有之、今般右地所地方官ヨリ引渡之節、建物ヲモ其價引渡へく箇所所有之候候、右建家總テ不用ニ属シ候物ニ付、於当地相当代価ヲ以テ入札払下ケ申付、代金差繼第五局へ送達致シ可然儀、至急何分之御指令相成度、此段相伺候候也 七年七月十二日 第六經營部司令官勤務兼陸軍大尉膳田四方藏 陸軍卿山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026056100、『明治7年 第五局大日記 自九月至十月 第八課』(防衛省防衛研究所)	222
31			10	24	〔白川県へ〕錦山神社移転寄附入費について	陸軍卿山縣有朋	白川縣	其縣下錦山神社移転寄附入費依傍ヲ以本年五月中相渡置候所・・三ヶ月分・・拂・・勘定帖・・儀計算・・条至急勘・・此旨相達候候 明治七年十月二十四日 陸軍卿山縣有朋	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025925400、『明治7年 大日記 官省使府県 送達10月土 陸軍第一局』(防衛省防衛研究所)	P486-1
32			10	25	熊本鎮台砲兵營・病院建築地・練兵場について照会	陸軍大佐小澤武雄	内務卿大久保利通	第千九百八十五号 先般未追々及御掛合置候熊本鎮台砲兵營并病院建築地及練兵場之儀、至極差急キ候候、右者雖兼而御申越之趣も有之候得共、只今如何之御進退ニ相成候哉、至急承知致度、此段及御掛合候候也 明治七年十月廿五日 陸軍大佐小澤武雄 内務大少丞御中	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025925900、『明治7年 大日記 官省使府県 送達10月土 陸軍第一局』(防衛省防衛研究所)	223
33			10	27	熊本鎮台砲兵營・病院建築地・練兵場方について照会	陸軍卿山縣有朋	内務卿伊藤博文殿	第千九百九十六号 第六軍管白川縣下熊本鎮台砲兵營并病院建築地及練兵場御渡方之儀ニ付、追々及御懸合候候、右之内砲兵營建築并練兵場御渡相成候付、成規之通り正院へ上申可致様、一昨廿五日御回答之趣致承知候、然ル処、右練兵場之儀者於當省多少商議之次第も有之候ニ付、追而何分及照會候迄御見合置有之度、尤病院建築地所之儀者右砲兵營地一同御渡相成候候様致度、此段及御懸合候候也 明治七年十月廿七日 陸軍卿山縣有朋 内務卿伊藤博文殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025927000、『明治7年 大日記 官省使府県 送達10月土 陸軍第一局』(防衛省防衛研究所)	224

34		10	30	熊本鎮台病院建設地御渡相成度旨伺	内務卿伊藤博文代理 内務大丞林友幸	陸軍卿山縣有朋殿	第四ノ省百九十九号 第一局長 房長 青第二千四百九十五号上申案 熊本鎮台病院建設地御渡相成度旨伺 熊本城二ノ丸鎮台病院建設地有之候總計七千九百六十五坪有之地所御引渡相成度右ハ内務省へ及打合候処於同省何等差支無之旨回答申越候間図面相添此段相伺候也 七年十月三十日 少将野津鎮雄代理 陸軍中佐土屋可成 黒第四千八百八十七号御下間之箇図面差出有之候也 青第四百九十五号 第一月百七十九号 第四ノ省百九十九号 熊本鎮台病院建設地トシテ總計七千九百六十五坪五合之地所御渡可申旨去ル九日給回答相添御回答等御打合之趣致承知候既ニ白川黒ヨリ申出有之度候ニ而何等差支無之候間例之通正院へ御上申有之度此段及御回答候也 七年十月二十八日 内務卿伊藤博文代理 内務大丞林友幸 陸軍卿山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120227300. 『明治7年10月 諸省 9 16』 (防衛省防衛研究所)	—
35		11	2	熊本鎮台砲兵營・病院建築地・練兵場渡方について回答	内務卿伊藤博文代理 内務大丞林友幸 (印)	陸軍卿山縣有朋殿	青第二千五百四十一号 熊本鎮台砲兵營并病院建築地及練兵場之儀、此間差支無之ニ付御渡可申旨御回答ニ被及置候処、右之内練兵場之儀ハ、追テ何分之儀御申越有候迄、御渡方見合置可申旨、去ル廿七日御掛合之趣致承知候。就而者先般來該縣へ相達貫属移転方等夫々取調候儀ニ付、不用ト相心得可申旨該縣へ相達可申候間、重而御入用之節ハ更ニ御申越有之候様致し度、此段及御回答候也 明治七年十一月二日 内務卿伊藤博文代理内務大丞林友幸 (印) 陸軍卿山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120228800. 『明治7年10月 諸省 9 16』 (防衛省防衛研究所)	225
36		11	2	熊本鎮台病院建設地御渡相成度旨伺	陸軍卿山縣有朋	太政大臣三條實美殿	第二千〇八十三号 熊本鎮台病院建設地御渡相成度旨伺 第六軍管熊本鎮台病院建設地同城二之内別紙図面朱線内乙丙丁戊七千九百六十五坪五合之地所官庁地トシテ御引渡相成度右を内務省江及打合候処於同省何等差支無之旨回答申越之箇図面相添此段相伺候也 十一月二日 陸軍卿山縣有朋 太政大臣三條實美殿 図面略ス 何之趣聞届候条内務地所名称区别 明治七年十一月七日 第百二十号布告 明治六年三月第百十四号布告地所名称区别別ノ通改定候条此旨布告候事 官有地 第一種 地券ヲ発セス地租ヲ課セス地方税ヲ賦セサルヲ法トス・・・ 皇宮地 皇居離宮等ヲ云 一 神地 伊勢神宮山陵官同郷社府県社及ヒ民有ニアラサル神地ヲ云 第二種 地券ヲ発シ地租ヲ課セス地方税ヲ賦セサルヲ法トス 府県所用ノ地ハ地券ヲ発セス唯帳簿ニ記入ス・・・但此地ニハ官金貨貨渡ス時ハ借地料ヲ賦セシ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025935300. 『明治7年 大日記 官省使府県 送達11月土 陸軍第一局』 (防衛省防衛研究所)	—
37		11	7	地所名称区别改定	太政官	府県	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A09050039800. 『目賀田家文書 第5号』 (国立公文書館)	—	
38		11	7	熊本鎮台病院建設ノタメ同城二ノ丸地所官庁地トシテ陸	内務省	陸軍省	内務省 熊本鎮台病院建設ノタメ同城二ノ丸別紙図面朱線内乙丙丁戊ノ地所合計七千九百六十五坪五合官庁地 陸軍省へ引渡方可取計此旨相達候事 大藏省 熊本鎮台病院建設ノタメ同城二ノ丸内七千九百六十五坪五合ノ地所官庁地トシテ陸軍省へ引渡方可取計様内務省へ相達候条此旨可相心得事	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07040182300. 『明治7年 太政官日誌 自138号10月14日至第176号12月31日』 (防衛省防衛研究所)	—
39		11	10	錦山神社移転費毎3ヶ月分遣払の儀申上書	白川県榎令安岡良亮	陸軍卿山縣有朋殿	錦山神社移転費毎3ヶ月分遣払高至書可申出旨御達ニ付別仕遣払高進達仕候来十二月中心ハ落成之日途ニ付落成之上詳細繕算候次御届可仕候依而此段申上候也 明治七年十一月十日 白川県榎令安岡良亮 陸軍卿山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09121519800. 『明治7年11月 諸県 9 33』 (防衛省防衛研究所)	—
40		11	12	熊本陸軍病院建設地の義申入	陸軍卿山縣有朋	内務卿代理 内務大丞林友幸殿	第二千六百九十七号 熊本鎮台病院建設地之儀過日以來御往復之末本月七日正院同済ニ付而者定而御省江も御達有之候得共右地所別而取急候儀ニ付熊本鎮台江至急可引渡相成度地方官江早々御達有之度此段申入候也 明治七年十一月十二日 陸軍卿山縣有朋 内務卿代理 内務大丞林友幸殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025946100. 『明治7年 大日記 官省使府県 送達11月土 陸軍第一局』 (防衛省防衛研究所)	—
41		11	12	熊本新老丁目札辻官有地ノ内エ電信局建築	租税課地理掛	榎令權參事	租税課 地理掛 榎令 權參事 熊本新老丁目札辻官有地ノ内エ電信局建築相成候管ニテ六日出張官員立会検査仕候処図面ノ通ニテ差支相見不申候尤朱引中里程外遷建方有之候得共前通ニ引直候得ハ里程ニ間シ以後ハ無之ニ付右場所図面ハ出張官員ニ被引渡追テ其筋へハ御申立相成可然也奉伺候也	日本電信電話公社九州電気通信局 1971『九州の電信電話百年史』財団法人電気通信共済会九州支部	—
42		11	13	熊本鎮台砲兵營建設地御渡相成度旨伺	陸軍卿山縣有朋	太政大臣三條実美殿	第二千二百十二号 熊本鎮台砲兵營建設地御渡相成度旨伺 第六軍管熊本鎮台砲兵營建築地、別紙図面之通朱色点線内老万筆石拾四坪三合、官用地トハ御渡相成度、右内務省江及打合候、処何等差支無之旨回答申越候間、図面相添へ此段相伺候也 十一月十三日 陸軍卿山縣有朋 太政大臣三條実美殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025947500. 『明治7年大日記 官省使府県 送達11月土 陸軍第一局』 (防衛省防衛研究所)	226
43		11	14	熊本鎮台病院建設地引渡要請に対する回答	内務卿代理 林内務大丞	山縣陸軍卿殿	第四ノ省二百十四号 第一月二千三百八十三号 青第二千六百四十七号 熊本鎮台病院建設地御渡可申儀ニ付御申越之趣致承知候右之過日正院其御達有之候ニ付其所白川黒へ相達至申候此段及御回答候也 明治七年十一月十四日 内務卿代理 林内務大丞 山縣陸軍卿殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120236600. 『明治7年11月 諸省 9 17』 (防衛省防衛研究所)	—
44		11	19	電信局地一ヶ所建設之儀	白川県榎令安岡良亮 (印)	内務卿伊藤博文殿	電信局新築地之儀ニ付 申上候 書付 一電信局地 壹ヶ所 此地四拾坪 是者肥後国熊本町新丁一丁目町端廣元高礼場木ニ而從來無税官有地ニ有之候 右者當県管下肥後国熊本ヨリ肥前国佐賀電信局ニ渉リ電線架設相成候ニ付熊本市中ニマツイテ電信局地一ヶ所建設之儀兼テ御達相成居今般同寮官員出張協議ノ上前書之箇所便利之地ニテ且何等ノ故障モ無之候間右ニ建築候儀ニ定メ仮一引渡置候就而以後官庁地ニ組入地券ハ御規則之通取計可申候依之給図面相添此段申上候也 明治七年十一月十九日 白川県榎令 安岡良亮 (印) 内務卿 伊藤博文殿	日本電信電話公社九州電気通信局 1971『九州の電信電話百年史』財団法人電気通信共済会九州支部	—
45		11	19	熊本鎮台砲兵營建設地御渡について回答	吏官	小澤陸軍大佐殿	第五百十二号 青第二千六百七十号 熊本鎮台砲兵營建設地御渡之義御伺出之處第百貳拾号地所名称区分之義モ布告相成候、就而ハ官庁地之称無之候条、御引直シ御差出可有之、依テ別紙御伺書正副共一応及被返却候也 十一月十九日 吏官 小澤陸軍大佐殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025425600. 『明治7年 大日記 正院左院式部寮日 11月』 (防衛省防衛研究所)	227
46		11	20	熊本鎮台砲兵營建築地地名について回答	小澤陸軍大佐	吏官御中	第二千二百七十三号 熊本鎮台砲兵營建設地所御渡相成度之儀伺出候処、右ハ第百廿号地処名称区别之儀御公布相成候、就而ハ官庁地之称無之ニ付引直シ、更ニ可差出旨ニ而何書ノ御返却相成、委曲致承知候、右ハ全ク相達致候ニ付、此度更正別紙御届申候条、可然御取計有之度御答務、此段申達候也 十一月廿日 小澤陸軍大佐 吏官御中	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025953300. 『明治7年 大日記 官省使府県 送達11月土 陸軍第一局』 (防衛省防衛研究所)	228
47		11	22	熊本鎮台砲兵營建築地所御渡について照会	陸軍大佐 小沢武雄	吏官御中	第二千二百七十六号 熊本鎮台砲兵營建設地所御渡相成度旨本月十三日付を以伺出候候処地所名称相達之旨を以右書面御返却相成候付名称相改一昨二十日出置候然ル処右者至極急急候儀ニテ已ニ同台より別紙引直之通申出被是着手方法之都合モ有之候間至急御指令相成候様致度此段及御掛合候也 明治七年十一月二十二日 陸軍大佐小沢武雄 野津陸軍少将代理 七年十一月二十八日 陸軍少佐和田勇馬 陸軍卿山縣有朋殿 第四千八百十八号 熊本鎮台 其台病院建設地熊本城二ノ丸内別紙図面朱線内乙丙丁戊七千九百六十五坪五合之地官庁地トシテ今般當省へ受取之儀正院羽化ギ済相成候条第	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025980000. 『明治7年 大日記 官省使府県 送達11月土 陸軍第一局』 (防衛省防衛研究所)	229
48		11	28	病院建設地白川県より可受取達し	陸軍少佐 和田勇馬	陸軍卿山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025789500. 熊台より病院建設地白川県より可受取達し (防衛省防衛研究所)	—	
49		12	24	電信局取設につき白川県へ差支有無を取調	内務卿 大久保利通 (印)	白川県	白川県 其県下肥後国飽田郡第一大区三小区熊本新丁一目別紙図面朱引之官用地四拾坪今般電信局取設之趣工部省ヨリ打合有之其果ニ於差支有無取調至急可申出此段相達候事 明治七年十二月廿四日 内務卿 大久保利通 (印)	日本電信電話公社九州電気通信局 1971『九州の電信電話百年史』財団法人電気通信共済会九州支部	—
50		12	27	内務省へ当省管轄存城内居住之者居リ至急立退一件	陸軍卿山縣有朋	内務卿	第二千五百五十七号 当省管轄存城内居住之者兵營取設之前至急立退等之分ハ代地下金等之御手順も有之移転之機宜ニ不適其者共之不幸ニ相成候向モ不少ニ付防禦線及兵營練兵場所用確定之分着手之順次区分等可申進旨御懸合之趣致承知候右者着手之順序等相定候ハ城内居住貫属等之都合ハ勿論當省之運ヒニ於而モ亦極メテ好都合トハ存候得共全国之防禦線ヲ確定いたし候迄ハ其順序区別ヲ判然相定ル事難相成去テ諸城郭等當省所轄之地ハ追々兵營練兵場等取設之目的ニハ有之候得共防禦線確定之事者素より容易ナラサル事業ニシテ且相定候後忽チ改正等之事ニ立至候而者民庶之害情知而今日二倍シ可申ニ付可相成ハタヒ確定之後容易ニ改正等之事無之ヲ欲シヨリ殊更鄭重ニ取調候事・・十二月二十七日 陸軍卿山縣有朋 内務卿宛	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04025980000. 『明治7年 大日記 官省使府県 送達12月土 陸軍第一局』 (防衛省防衛研究所)	—
51	明治8	1875	2	電信局地所引渡方ノ儀	内務卿大久保利通代理 内務大丞 林友幸 (印)	白川県	書面之趣ハ昨年第百七拾三号公布ニ照準処分之儀ニ付引渡方ノ儀ハ追テ可相達候事 但昨年十二月廿四日右地所差支有無取調差出候様相達候儀ハ書面ニ書載有之候ニ付更ニ差出ニ不及候事 明治八年二月二日 内務卿大久保利通代理 内務大丞 林友幸 (印)	日本電信電話公社九州電気通信局 1971『九州の電信電話百年史』財団法人電気通信共済会九州支部	—
52		2	5	白川県下熊本新丁一目に於テ電信局設置地所御引渡伺	工部卿伊藤博文代理 工部大丞吉井正澄	太政大臣三條実美殿	第七号 熊本電信局設置致度候ニ付地所御渡相成度伺 白川縣管下肥後国飽田郡第一大区三小区熊本新丁一目 一 地所四拾坪 但官有地 右者今般熊本電信局設置致度候ニ付地位白川縣并内務省共照會致シ候處書面地所之儀ハ官用地ニモ有之孰レモ差支無之候ニ付同様称呼ヲ以當省御渡相成候様致度依テ檢図相添之段相伺候也 本年五月五日 工部卿伊藤博文代理 工部大丞吉井正澄 太政大臣三條実美殿	『公文録・明治八年・第七十九巻・明治八年二月・工部省伺(布達)』公01461100 (国立公文書館)	—
53		2	12	熊本鎮台より殿及錦山神社修繕費について伺	第七課	監督田中光顯殿	一金六百七十六圓三十三錢七厘 但熊本・神社修繕費右延金白川・・渡分 同金二千五百六十七圓四十五錢六厘 右ハ昨七年中、・・之義ニ付監・・候旧額費ヨリ可仕払金筋ニ候処本年ニ至リ・・可済ニ付・・右ニ引当置金額無之候取致義・・軍馬局建築費金額十萬圓之・・掛出・・金四萬三千六百六十六圓二錢七厘當課へ仮受致シ置内金二萬圓程第一工兵方面・・返納之申立相成候共此金額ヲ以前述之金額へ繰込仕仕候様何分之・・此段相伺候也 二月十二日 第七課 監督田中光顯殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07060013200. 『明治8年 第5局大日記自1月至3月乾第8課』 (防衛省防衛研究所)	P486-10

近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化

54			7	28	公用土地質土規則被定	太政大臣 三条実美	院省庁	第一三二号 院省庁 公用土地質土規則別紙ノ通相定候条此旨相達候事 明治八年七月二十八日 太政大臣三条実美 公用土地質土規則 第一則 公用土地質土トハ国郡村市ノ保護便益ニ供スルヲメ院省使庁府見ニ於テ人民所有ノ土地ヲ質上ルヲ云フ 但国郡村市ノ保護便益ニ供スルヲメ人民ニテ鉄道電線ト水等ノ大工工ヲ起ス時ハ其事業ニヨリ特別	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07040032400、『明治8年従6月至12月 太政官達 地 第93号第118号』(防衛省防衛研究所)	—
55			10	9	砲兵營建築地質上について伺	工兵第六方面提理代理 陸軍大尉岩田直哉 (印)	陸軍卿山縣有朋殿	陸軍第二千四百三十二十六号扣 六方第七百九拾三号副 工四十四号 送第二千七百五拾四号ヲ以、当方面熊本城ニ於テ砲兵一大隊營建築地所取調云々、御達ニ基キ則地所取調候処、当场群字古京町業師坂上、華族細川護久并士族平野長明之両邸合併、坪数一万五千六百六十三坪、右者土地乾燥ニシテ兵營建設適宜之地位ニ付、白川縣へ打合せ候処、差支無之の回答有之候間、 宜用地第二種 之名称ヲ以、其筋ヨリ御引受相成度、仍テ本年太政官日誌第九十八号 公用土地質上之御規則 ニ照準需要并ニ地種番号等別紙ニ記載シ図面相添、此段至急相伺候也 明治八年十月九日 工兵第六方面提理代理 陸軍大尉岩田直哉 (印) 陸軍卿山縣有朋殿 追而別紙図面紫色之ヶ所者、従前本省所轄ニ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027354100、『大日記 砲兵本支隊工兵各方面 1月木 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	230
56			10	24	熊本鎮台火薬庫敷地官有地に確定	内務局大窪利通	陸軍局充	月第一〇二〇号 第一八八三三三三号 熊本鎮台火薬庫敷地 候処ニ付泉県ヨリ申出候趣有之本年六月三日付ヲ以テ別紙相除云々及御照会有之候処未タ答御回報無之トモ当地所候処ハ出野ニ有テ當所 宜用地ニ確定 相成候趣有之状況候処 宜用地 申地程收入ハ無之候ニ付組入替之予定主有之候条並別紙當所下相成候手續等詳細御取調至急御回報有之度候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026308100、『大日記 諸省使庁来書 10月 陸軍第1局』(防衛省防衛研究所)	—
57			11	14	陸軍省所轄諸城並土地家屋貸渡方	陸軍省	工兵各方面本署	〇十一月十四日 号外 工兵各方面本署 當所所轄諸城並土地家屋一時不用ニ属スル場所ハ貸銀ノ課ニ 貸渡 方別紙送第九百三十八号書面之通御指令有之依テ別紙送第四千八百十六号之通在存城ノ府県へ相達置候条不都合無之様注意可致且借地料受取ノ都度工兵方面 六年一月二十日制定十二年十月二十七日敕兵令御改正 在動ノ司契へ引渡可届出此旨相達候事 別紙送第九百三十八号之送第四千八百十六号ハ即チ下文ナリ 但今後一時不用地等新ニ借受度又ハ是迄ノ借受地返附致度願ノ者有之ニ於テハ該府県ノ申據ヲ得之ニ図区長ノ見込書相副可伺出候事	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C08070784700、『明治8年 陸軍省達全書』(防衛省防衛研究所)	—
58			11	14	存城ニ孕メル軍事関係ノ土地家屋從來人民借受ノ分ハ城内同様無遺漏可取調候事	陸軍省	府県	〇十一月十四日 号外 府県 其府県管下ニ於テ當省所轄城郭中從來人民住居ノ地所ハ追テ引払方相達候迄 住居不苦云々明治六年第百八十八号ヲ以テ拝借地ト心得取税取課メ大蔵省へ可相納尚實際取調方ノ儀等年ノ条額ニ基キ調査可致此旨更ニ相達候事 一 借地料 ノ儀ハ隣地ニ比較取調尚工兵方面提理ト達協議ノニ難形ヲ摸シ取調表ヲ製シ工兵方面ヲ経テ當省へ可差出候事 一存城ニ孕メル軍事関係ノ土地家屋從來人民借受ノ分ハ城内同様無遺漏可取調候事 一借地料収納明細簿難形ノ儀ハ従前同様可取調候事 一借地料収納限月ノ儀ハ從來ノ成例ヨリ日裁三十二日繰上ケ可相納事	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C08076784800、『明治8年 陸軍省達全書』(防衛省防衛研究所)	—
59			12	2	(熊本鎮台火薬庫敷地について通知)	内務卿大久保利通	陸軍卿殿	御省所轄熊本鎮台火薬庫敷地之義ニ付、白川縣方何出之趣モ有之、本年六月三日同十月廿四日附再度及御照会候処、十月二十九日十一月二日付再度御ノ之趣承知候右十一月十二日付御候趣ニ依リ火薬庫敷地 宜有地第二方 本日県へ及指令候条此段為及御通知候也 十一月二十八日 内務卿大久保利通 陸軍卿殿 別紙工兵第六付届へ相達ス 十二月二日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026318400、『大日記 諸省使庁府県達 12月 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	P486-13
60	明治9	1876	5	6	熊本県下花岡山地に付照会	陸軍大佐小澤武雄	紙幣頭得能良介殿	図面ハ別ニ御廻不申候此段及御回答候也 明治九年五月六日 陸軍大佐小澤武雄 紙幣頭得能良介殿 土七百八十四号 熊本県管下鮎田町横田村内花岡山埋地別紙図面書載之面積積久明治五年同所鎮台ヨリ元国川県へ打合せ越 買上 候地所ニ有之候処今般 宜有地第三種 ニ編入之儀正院へ上請致度右於御省御差支ハ無	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026748000、『大日記 官省使庁府県達 5月土 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	—
61			6	2	箱馬場建設伺	工兵第六方面提理中佐大島邦秀	陸軍卿山縣有朋殿	第二百十六号陸軍第五百廿二号第五十二式百三十三号 伺之通 本年七月三十一日限決算可致事 九年六月 第四局長 第五局副長 箱馬場建設之件伺 一、金百七拾円 五拾三錢六厘 右者当熊本城鎮台本門前ニ於テ仮置馬場結構致シ有之候処、今般右場所ニ耕種器械取設候ニ付而ハ、取払申候ニ付、旧備前邸即砲兵第六大隊裏門前之空地、自然在来之士屋有之候処ニ概リ、略図之通馬場新設可致見込ニ付、入費取調候処、本行之通り仍而計費案等相添、此段相伺候也 追而本文御許可相成候ハ、砲兵營ニ病院新築入費現金ヲ以仕払可申、此段添而相伺候也 九年六月二日 工兵第六方面提理 陸軍中佐大島邦秀 陸軍卿山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026891300、『大日記 自6月19日至9月 第5局第8課』(防衛省防衛研究所)	231
62			7	19	野砲營新築地内建家御買上之儀ニ付伺	工兵第六方面提理中佐大嶋邦秀	陸軍卿山縣有朋殿	第三百八十九号 陸軍第九百七十六号 第五三百六十号 伺之通 但金額之儀者砲兵營・病院両建築残金ヨリ仕払、本年十月十日限り決算可致事 九年九月 第四局長代理第五局長代理 野砲營新築地内建家御買上之義ニ付伺 一、金五千四百拾円六拾錢五厘 右者当熊本ニ於而、野砲營一大隊營新築地内細川護久所有之建家、先般献納致度旨申出候ニ付而者、御手当金之見込伺出候処、去付三日陸軍第一千二百九十五号ヲ以書面之趣献納ヲ名トシ手当金ヲ要求スル云々、到底不都合之旨御指令之趣詳承仕、該縣へ打合候処、献納之名義者取消、御買上之義者差支無之段、別紙写之通り回答致候、尤御買上代価之儀者同御指令中、但書之旨も有之、夫是取調候得共、当地市井之建物売買價格ニ比較較候而も、別段不当之代価ニも無之様奉存候、依而此余減額ニ而者買取之協議も調兼、且又他ニ可要地所も無之候ニ付、旁本行之金額ヲ以御買上相成度、依而該縣へ往復書類相添、此段更ニ相伺候也 追而御買上建家図面、先般老葉御収受相成候ニ付、今般者老葉差出申候也 九年七月十九日 工兵第六方面提理中佐大嶋邦秀 陸軍卿山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026907800、『大日記 自6月19日至9月 第5局第8課』(防衛省防衛研究所)	232
63			8	16	野砲一大隊營新築地所御買上之儀伺	工兵第六方面提理中佐大嶋邦秀	陸軍少輔大山藏殿	第三百九十二号陸軍第九百七十一号 伺之通 但金額之儀は砲兵營及病院建築残金之内ヨリ仕払本年十月限り決算可致事 八月十六日内務省へ及縣清水第四局長代理 第五局長代理 内務省へ掛合案 熊本鎮台付属野砲營地 之見込を以同県下 細川護久邸 等甲号図面朱書内惣積リ老方式千百令老坪建物植物トシ當省へ 買上 本營築設之為メ受領致度内議ニ付乙号家図及代価調書等老括相添御異存之有無及候間合候条至急御回答有之度候也 追而本營建築之儀ハ甚至急候目途ニ付ハ、八月十五日 第四局長代理 野砲一大隊營新築地所御買上之儀伺、一、金千八百六拾九円七拾七錢五厘 右ハ、野砲一大隊營新築地所御買上、一、九年七月十九日 工兵第六方面提理陸軍中佐大嶋邦秀	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026804300、『大日記 送達 第9月土 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	—
64			8	17	熊本鎮台野砲營地所買上について照会	陸軍卿代理陸軍少輔大山藏	内務卿大久保利通殿	千二百九十四号 熊本鎮台附屬野砲營地之見込ヲ以、同縣下細川護久邸等甲号図面朱画内、惣積老方式千百零老坪、建物・植物共當省へ買上、本營築設之為メ受領致度ニ付、乙号家図及代価調書等老括相添、御省御差支有無及御問合候条、至急御回答有之度候也 八月十七日 陸軍卿代理陸軍少輔大山藏 内務卿大久保利通殿 追本營建築之儀	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026791700、『大日記 官省使庁府県達 8月土 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	233
65			9	1	熊本鎮台附屬野砲營建設地所御渡相成度旨伺	陸軍少輔大山藏	右大臣岩倉具視殿	工千三百五十七号 熊本鎮台附屬 野砲營建設地御渡 相成度旨伺 熊本鎮台附屬野砲營建設地ハ見込ヲ以、同縣下 細川護久邸 等別紙図面朱画内惣積老方式千百零老坪并建物・植物共當省 買取 ヲ以、本營築設之為メ所用致度旨、内務省へ及照会候処、異存無之旨回答申越候条、 宜有地第二種 之儀ヲ以御渡相成度、右ハ事実差急次第二付、早々何分之御指令有之様致度、此段相伺候也 九年九月一日 陸軍卿山縣有朋代理陸軍少輔大山藏 右大臣岩倉具視殿 伺之趣聞届候事 明治九年九月八日 (印)	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026797700、『大日記 送達 第9月土 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	234
66			9	22	熊本鎮台野砲營地細川邸地所建物受取について催促	渡辺陸軍中佐	内務大少丞御中	千四百三十五号 曾テ御 引渡 方同済相成候熊本鎮台 野砲營地ナル細川邸地所建物 、該縣方可受旨工兵第六方面夫署へ及指候候処、左之通同方面提理方電報ニ而申出候付、至急 渡方取計候様、同縣へ急速御下知相成度、此段及御催促候也 九月廿二日 渡邊陸軍中佐 内務大少丞御中 本日熊本工兵第六方面本署方電報 細川邸地所建物 同済御達シ承知セリ、未タ縣へ達シナキニ付、速ニ内務省之御催促アリタシ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026804300、『大日記 送達 第9月土 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	235
67			10	3	熊本県下加藤神社及ヒ元金沢城内尾崎神社社	陸軍少輔大山藏	内務卿大久保利通殿	工千四百九十六号 本年九月七日付ヲ以之知別下名古屋城郭内ニ有之 素戔鳴神社及東照宮之両社 座費金之義御照会ニ付粗御答申進致別十五日同二十七日ニ付両御從トモ致承知ノ最初之御来京ニ云両社 引移ノ費用ハ管下人民ニ致候取ニモ難 別且多少費用モ相置儀モ有之候ニ付相当之金員當省ヨリ下渡該縣今ヨリ諾之申出ニ之致有之御勸告致	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026810100、『大日記 送達 第9月土 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	—
68			10	26	神風連の乱報告	陸軍省	陸軍卿山縣有朋殿	第九十二号 夫レ鎮台県庁ノ設タルヲ無朝ヲ輔翼シテミラ保全シ専ラ獎佑治安ノ任ヲ可尽ノ処及テ醜聞ニ阿順ニ固有ノ刀劔ヲ禁備シ隠ニ邪教ノ蔓延ヲ懲進シ於ニ神皇ノ国土ヲ彼ニ売シ内地ニ難居セシメントスルノミナラス畏クモ聖上ヲ外国ニ遷奉シ泰ヲラントスルノ 姦謀型計 圖鎮シ其大逆無道神人共ニ怒スル所ノ國賊タルト更ニ企ヨリ格々サ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C08052381800、『明治9年 卿官房 中西国事件密事日記 10月』(防衛省防衛研究所)	—
69			11	8	熊本鎮台砲兵營建築地近接地交換について照会	陸軍卿山縣有朋	内務卿大久保利通殿	千七百十五号 熊本縣下 熊本砲兵營建築地 近接別紙図面紫色百七拾六坪ハ 當省之所轄地 一候処、同図面中 該縣管轄 赤色之地所四百拾六坪ト 交換 之儀、縣官ニ於テ希望ニ付云々、其筋方伺出候処、右交換致候上ハ當省之都合も亦不尠儀ニ付、紫色之地所并古建物トモ 返附 ノ属シ、赤色之箇所ハ更ニ 受領 之上請致度、御省於テ御差支ハ無之哉、図面之儀此段及御照会候也 十一月八日 陸軍卿山縣有朋 内務卿大久保利通殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026831400、『大日記 送達 第9月土 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	237

70		12	27	熊本城近接地質上及道路開込等之儀ニ付同	工兵第六方面代理代理 陸軍少佐別役成義	陸軍卿山縣有朋殿	陸第五拾三号等 第四ノ六工武号 六方乾第五百五十号副 工三百七号 熊本城近接地質上及道路開込之儀ニ付同 当熊本城郭及附属土地等軍事関係必用之個所、民有二ノ三ノ五分并道路開込等之儀、本年四月十五日附以、前提理大島中佐相伺候候、陸第三十五号ヲ以同之候、当分従前之儀可差置旨御指令有之候義ニ御坐候、然ルニ当地先般暴動之際等ニ至テハ、惣警備上ニモ相聞シ不都合相生シ候趣、尚舊ト取調候、別紙図面甲乙戊丁戊己ノ六部ハ買上相成、黄色之道路開込相成、至急本省所轄ニ不相成候而ハニ差支不致、尤本文御許可之上ハ地方官ヘ照会、地価建物代価等詳細取調可申出、依テ図面景況書相添、此段至急相伺候候 追而本文之義、来十年七月以降、千算ニ組入置候得共、至急御許可相成候得ハ、別途金額御払出相成度、此段申渡候也 明治十年七月廿七日 工兵第六方面代理代理陸軍少佐別役成義 陸軍卿山縣有朋 何之趣、公用土地買上規則ニ照準シ詳細取調、至急可申出候事、十年一月十六日 住江常雄・田中典義ノ両部・・・細川興徳・長岡知暢ノ両部・・・旧一日亭・・・統敏邸・・・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027353400、『大日記 砲兵本支隊工兵各方面 1 月本 陸軍省第 1 局』(防衛省防衛研究所)	239
71		12	28	野砲営新築地所変換之儀ニ付同	工兵第六方面代理代理 陸軍少佐別役成義	陸軍卿山縣有朋殿	陸第三十七号扣 第四ノ六工武号 六方乾第五百五十一号副 工第九十号 野砲営新築地所之儀ニ付同 当熊本野砲兵營ハ、既ニ旧細川護久郎地工建築之儀御決定相成候、先般暴動後野砲兵營之儀ハ当分見合置、右機品ヲ用ヒ歩兵營并山砲兵營焼失跡建築可致云々、送第三千七百六拾五号ヲ以、御指令相成、其後送第四千二百拾七号来月十九日付ヲ以野砲営之儀モ尚引續キ建築之以、御指令相成、着手可致義ト相心得旨、再度御指令相成候、然ルニ建築地所、成義赴任之上、実地点見致候、則別紙之通ニ有之候間、今一応於其筋御諮議之上、何分之御指令相成度、此段至急相伺候候 明治十年十二月二十八日 工兵第六方面代理代理 陸軍少佐別役成義 陸軍卿山縣有朋 何之趣、難間候事 明治十年一月廿九日 左衛兵營新築地所変換見込書 野砲兵營地細川護久郎ヲ山崎練兵場ニ変換見込書 夫砲兵ヲ設置スルハ、其地方ニ適當トスルヤ否ヲ論究セサル可	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027358700、『大日記 砲兵本支隊工兵各方面 1 月本 陸軍省第 1 局』(防衛省防衛研究所)	240
明治 10	1877	1	8	野砲営建築掛官員御差向相成度儀ニ付同	第六方面代理代理 陸軍少佐別役成義	陸軍卿山縣有朋殿	陸第五十七号 第六方老号副 工六拾号 野砲営建築掛官員御指令相成度儀ニ付同 当熊本暴動之節、焼失相成候歩兵・山砲両営、野砲営材品ヲ以至急建築可致旨、客年送第三千七百六十五号ヲ以御指令有之、方今起工之際亦々野砲営之儀モ引續キ建築可致旨、今般送第四千三百一十一号御指令之趣承知仕候、然ルニ方今之儀ニテハ歩兵・山砲両営建築ニモ足合兼候場合ニ付、野砲営建築掛工役長以下官僚該事兼ニ相成之人員、至急御差向相成度、此段相伺候候 明治十年一月八日 工兵第六方面代理代理陸軍少佐別役成義陸軍卿山縣有朋殿 追テ御参考之為別紙現員表相添、此段中懸候也 何之趣、工役長ハ他営建築衛ニ兼兼任シ、・・・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027355700、『大日記 砲兵本支隊工兵各方面 1 月本 陸軍省第 1 局』(防衛省防衛研究所)	241
73		1	18	野砲営仮飯 1 棟新築費同	工兵第六方面別役	陸軍卿殿	工第五十号 陸三千二百六十二号 野砲営仮飯老棟新築入費同 金六百貳拾八圓八錢二厘ハ本月八日電信ヲ以一応同済相成候熊本花畑ニ於テ野砲営仮飯老棟新築入費金額書面之通相及候間別紙計費図案相添此段相伺候候 追本文御許可之上ハ費金額別御渡相成候也 十二月廿日 工兵第六方面別役陸軍少佐陸軍卿殿 同之趣 十年一月十八	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027354700、『大日記 砲兵本支隊工兵各方面 1 月本 陸軍省第 1 局』(防衛省防衛研究所)	—
74		2	13	衛戍兵屯所ニ付養台取設同	第六方面代理代理 陸軍少佐別役成義	陸軍卿山縣有朋殿	陸第三千七百五十五号 工百三十六号 第六方老号副 衛戍兵屯所ニ付養台取設同 当熊本衛戍主衛兵屯所之義ハ該城宇土構修繕供用可致段客年八月二十一日付ヲ以テ相伺候陸第三千二百五十四号ヲ以御指令相成既ニ現今相用来候仕付養台取無之置養台相用候テハ不都合不素ヨリ 武装之徒休息為致候儀ニ付仕付養台取設申度此段相伺候候 明治十年一月二十二日 工兵第六方面代理代理陸軍少佐別役成義 陸軍卿山縣有朋殿 同之趣 二月	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027368900、『大日記 砲兵工兵の部 2 月本 陸軍省第 1 局』(防衛省防衛研究所)	P487-14
75		2	24	熊本電信分局本日より通信取扱	電信分局	本営御中	第六号 熊本電信分局之来今般同・・・原町ヘ引渡シ本日ヨリ通信取扱ニ付此段御通知ニ及候也 電信分局 本営御中	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09081752400、『来朝日記 附 伺届 1 明治 1 0 年 2 月 2 4 日～明治 1 0 年 5 月 1 日』(防衛省防衛研究所)	—
76		2	24	熊本電信分局の儀原町ヘ引移の事高麗橋電信	電信分局	征討総督本営御中	熊本電信分局之儀の般同・・・原町ヘ引渡シ本日ヨリ報・・・取扱儀ニ付此段御報知ニ・・・及候也 二月二十四日 高麗橋 電信分局 征討総督本営御中	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09081810200、『諸方来報綴 1 明治 1 0 年 2 月 1 3 日～明治 1 0 年 5 月 1 日』(防衛省防衛研究所)	—
77		3	3	〔熊本城測量図等の写想願〕	牧野少佐	原田大佐殿	第五百二十五号 熊本城之測量図四局ニ有ル答ナリ至急写して御馳アリタシ以来何事モ神戸陸軍参謀部宛ニテ御差白難ルメレ 三月三日 牧野少佐 原田大佐殿 第五百十三号九州全図金五十兩至急御送りアリタシ以来図面ハ・・・書打ヲ致シ御差越アルヘシ 三月三日 牧野少佐 原田大佐殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09081699100、『発翰日記 1 明治 1 0 年 2 月 2 4 日～1 0 年 5 月 2 日』(防衛省防衛研究所)	P488-2
78		3	29	囚獄徒刑場取設の節囚人容積等之儀同	工兵第六方面代理代理 陸軍少佐別役成義	陸軍卿山縣有朋代理 陸軍少佐并田讓殿	工九百二十八号 囚獄並徒刑場取設之節囚人容積等之儀同 当熊本鎮台附屬囚獄並徒刑場等從來旧花畑ニ取設有之候処先般悉皆焼失相成候ニ付不取致 鎮山社前當時暴行ノ被害之倉庫ヲ以飯ニ相充テ置候処ハ八ヶ村充用之義ニ而追々差支之兼有之候就而ハ新築之儀取調可同出之処該囚獄課官員其他徒刑場囚人等之容積取調方當署ニ於テ見込候間取調之儀方等夫々御指揮相成候様此段相伺候候也 明治十年三月二十九日 工兵第六方面代理代理陸軍少佐別役成義 陸軍卿山縣有朋代理 陸軍少佐并田讓殿 何之趣別紙図面ニ依リ建築スヘキ見込アリ貴額	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027490400、『明治 1 0 年大日記 砲兵工兵方面 9 月本 陸軍省第 1 局』(防衛省防衛研究所)	—
79		3	30	熊本近傍地区御旗相成度同	第二局長代理 陸軍中佐浅井道博	陸軍卿山縣有朋代理 陸軍中佐并西郷從道殿	局第三百六十九号・・・第六百十四号 地図御下渡相成度同 熊本近傍図 三国ノ図 九州ノ図 各二幅 右者當年ニ於テ入用候条御下渡シ相成度此段相伺候候 第二局長代理 陸軍中佐浅井道博 十年三月 陸軍卿山縣有朋代理 陸軍中佐并西郷從道殿 同之通参謀局ヨリ可受取事 三月三十日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027202800、『大日記 省内各局参謀近衛病院 教師軍馬局 3 月本 陸軍省第 1 局』(防衛省防衛研究所)	—
80		4	2	紙幣局出版 熊本近傍図代価支払御達之件	陸軍大佐 原田一道	陸軍卿山縣有朋代理 陸軍大佐 原田一道	第三拾号 別紙大・・・有残幣局二百拾貳圓本・・・近国拾枚ニ代価可払此旨右達候事 謀略局長代理 明治十年四月二日 陸軍大佐 原田一道 合計部 追ク別紙一覽・・・返部可致分 別紙 熊本侍近国拾枚至急使用シ・・・ヲ次テ払下方本兩度致野葉・・・宛御手越リ・・・リノ承手・・・枚左且中案法前最点少百生山降分衆入用シ紙本高休・・・シシ部八本ヘ御引合物求リ兩兵要御払下取計可申ス日左様左承別有ノ度リ也有ミ度リ也 残幣局 四月一日 整理部 陸軍参謀局 字付本員ス・・・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09080695600、『小日記 ロ 明治 1 0 年 1 月 4 日～明治 1 0 年 1 月 2 日 2 8 日』(防衛省防衛研究所)	—
81		4	10	九州図、三国図、熊本近傍図他送致の事	参謀部出張所	總督本営御中	第六百四十五号 一九州図 二十枚 一三国図 二十枚 一熊本近傍図 三十枚 一熊本南方図 十枚 一熊本侍近図 二十枚 右図類此度定ヨリ御送・・・候ニ付御藏手相成度候也 四月十日 参謀部出張所 總督本営御中	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09081735800、『発翰日記 1 明治 1 0 年 2 月 2 4 日～1 0 年 5 月 2 日』(防衛省防衛研究所)	—
82		4	11	石版並摺器機御買上相成度同	陸軍大佐 原田一道	山県卿代理 西郷中將殿	肆第千三百二十号 参送ニ第五百三十号 参利第六十八号 参第九十七号 石版并摺器機御買上御成度儀付同 一石版 三十枚 此代価凡五百円余 一同摺器機 一個 此代価凡三百円位 右ハ是迄相用ヒ候石版并摺器機不足ノミナラス現今必用之熊本近傍図九州全図色摺等始数種之図目多ク枚数摺リ殆盡之至リ今尚至急多数之品摺置候願ハ差	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027224100、『大日記 省内各局参謀近衛病院 教師軍馬局 4 月本 陸軍省第 1 局』(防衛省防衛研究所)	—
83		4	16	熊本近傍図代価支払御達之件	陸軍大佐 原田一道	會計部	第三拾四号 一金三十三兩也 右去紙幣百圓誤金本傷ニ、救代價方渡之通可仕 払・・・左達疹事 参謀局長代理 明治十年四月十六日 陸軍大佐 原田一道 會計部	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09080695900、『小日記 ロ 明治 1 0 年 1 月 4 日～明治 1 0 年 1 月 2 日 2 8 日』(防衛省防衛研究所)	—
84		4	19	熊本鎮台守則制定の届出	總督本営御中	第三旅団	発甲第五百二十号 別紙之通り 総督本営御中相定候旨熊本鎮台ヨリ届出此ニ付為之儀相達候事 明治十年四月十九日 陸軍参謀 第三旅団 城門守則 第一条各柵門八得此旨置候儀 通行ヲ改メ陸軍定規 徽章ナル并印鑑所持ノ者ヲ除クノ外通行ヲ禁ス 第二条無章無印鑑ノ輩通付セント・・・スル者ハ所用ノ屋スル地ニ送付ス 第三条力車ニテ来第九十号 西海道全図幾部ニテモ早急送ル様熊本本営ヨリ申越ニ付其地ヲ召ル分必用之外至急送り方ルヘシ 同 西海道全図幾部ニテ・・・早急送ル可シト熊本本営ヨリ申越ニ付出来ノ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09084871000、『来報綴 第 1 号 明治 1 0 年 3 月 1 0 日～1 0 年 4 月 3 日』(防衛省防衛研究所)	—
85		4	—	西海道全図幾部にても早急送る様熊本本営上	—	—	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09081621000、『電信其他原稿 大阪三橋樓 明治 1 0 年 3 月 1 3 日～1 0 年 4 月 4 日』(防衛省防衛研究所)	—	
86		4	21	西海道全図可送か御答えを待つ参謀局	東京参謀部 参謀部出張所	—	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09081803100、『来報日記 附 伺届 1 明治 1 0 年 2 月 2 4 日～明治 1 0 年 5 月 1 日』(防衛省防衛研究所)	—	
87		4	23	熊本城内洋学校に団本營及び参謀館を置く	陸軍省	—	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09084962000、『日記 第 2 号 明治 1 0 年 4 月 1 6 日～1 0 年 1 月 3 日 3 日』(防衛省防衛研究所)	—	
88		4	25	山崎練兵場増地買上開局電報	熊本別役少佐	西郷殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027397900、『大日記 砲兵工兵方面の部 4 月本 陸軍省第 1 局』(防衛省防衛研究所)	—	
89		5	1	国道六間県道五間の道幅に更正償地坪数取調	熊本県権令當岡町	区戸長	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09083455900、『熊本県諸達 明治 1 0 年 4 月 2 1 日～1 0 年 7 月 2 1 日』(防衛省防衛研究所)	—	

近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化

90	5	31	兵營建築電報にて伺	井田少将	熊本工兵第六方面本署別役少佐	工五百〇六号 陸軍第二百廿九号 花畑・歩兵砲大隊管差支仍テ連隊營へ連接長岡細川邸へ一大隊半永久當二万七千五百円ニテ至急建築致シタシ相同電信ニテ御指令有タシ委細ノ郵便ニテ送ル五月廿八日熊本別役少佐井田少将殿 工五百〇七号 歩兵一大隊屯営建築之義同付通 金額別途相渡スベシ云々 井田少将熊本工兵第六方面本署	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027425400. 『大日記 砲兵工兵方面 5月 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	—
91	6	8	熊本市街外戦地相成場所能測量件相連	熊本県糧令富岡敬明	区戸長	番外乙第三十二号 区戸長 熊本市街井田原坂本葉其外戦地相成候場所総督本営ヨリ測量相成別紙地形之標旗相用儀御達有之候条旨為心得相達候 明治十年六月八日 熊本県糧令富岡敬明	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09083461600. 『熊本県誌 明治10年4月21日～10年7月21日』 (防衛省防衛研究所)	—
92	6	18	熊本城実測図面差出すべきか開合せの件	工兵第六方面本署	軍団参謀部 福田大尉殿	過日 来当地測量施行有之候処熊本城之義ハ先般工兵第六方面ニ於テ実測致シ・・来相成候図面有之候趣ニ付若所用可相成者ニ候・・同域・・ケ・・右之図面ヲ基礎ナ・・ニ修飾致・・候テハ如何・・不然モ地形考察測站中撰・・等之・・導ニ・・可相成ト存候ニ付入用・・工兵方面江上該シ右図面為差出申致此段及開合せ也 六月十	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09083219600. 『維新 印刷書類 6 明治10年5月2日～10年7月10日』 (防衛省防衛研究所)	—
93	6	19	実測調整の熊本城図面至急差出依頼	軍団参謀部	工兵第六方面本署	先般其本署ニ於テ実測調整相成候熊本城図面入用ニ付至急御差出本年度此段申入候也六月十九 軍団参謀部 工兵第六方面本署 追テ本文図面十軍団測量掛製図入用ニ付成文撰写ノ誤無之・・一葉御差出相成度候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09083220000. 『維新 印刷書類 6 明治10年5月2日～10年7月10日』 (防衛省防衛研究所)	—
94	6	25	西南道全図を廻す	陸軍少将 井田謙	前島内務少輔殿	六月二十五日 土千六百十二号 士官学校ニ於テ出・・之九・・全・・ニ・・御送附・・致旨御照会之處同校・・調製之・・面・・無之今般當省参謀局ヲ於テ出・・之分ト・・ニ付別紙西海・・全・・通及御廻付候若シ該・・ニテ相達・・相成度此段御回答・・申入候也 明治	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027629300. 『大日記 諸向送達 6月 土 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	—
95	6	29	西南道全図送付有之度云々	前島内務少輔	井田陸軍少将殿	別紙ハ日百四十七号ニ詳ナリ 右裁判所へ達ス 月四百九十一号老千七拾六号 過日申進候西南道全図御送付被下候処尚参照之義有之候間薩日隅実測図老葉御送付被下度此段更ニ及御依頼候也 十年六月二十九日 前島内務少輔 井田陸軍少将殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026955100. 『大日記 諸省来書 7月 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	—
96	6	29	不用地貸渡の儀に付云々	内務省	陸軍省	月四百七十八号 老千四百六号 御省所轄地之内一時不要之ヶ所御省・・封条例等二掘リ御処分相成候付而ハ今般更ニ受領地ノ除外一時不用之地家賃渡規則存城包轄之府県江御達シ相成候義ニ付云々御協議之趣了承右御省所轄地之内一時不用之地家人民之請求ニ付シ御貸渡相成候義ハ御省限御処分相成可然義ト存候依而該地家賃借料之義ハ工七百六十一号 陸軍第六百七十号 熊本城郭内並山崎練兵場地所建物等買上代価概計金額 金三万五千五百八十二円 右ハ当城郭内並山崎練兵場地所建物等買上代価取調候概計金具本行ノ通相及候然ルニ右 買上規則 ニ照準シ正規計可ノ上金額同払渡可申寄ニ候処今般非常ノ際城郭内ハ今以實備線内ニテ地所建物共現ニ所用致居候義ニ付地所建物 買上ノ義ハ林内務少輔官 等へモ協議置候右代価至急人民へ不払渡候テハ此節情忽テ難儀ノ起ニ付格別ノ御諮議ヲ以概計金額ニ御許可相成候様致度此段相伺候也 追テ 土地買上規則 ニ照準ノ実測図等取調	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04026953600. 『大日記 各省来書 6月 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	—
97	7	22	熊本城郭内並山崎練兵場地所等 買上 の金額伺	工兵第六方面提理代理 陸軍少将井田殿	陸軍卿代理 陸軍少将井田殿	一第千四百三十四号 熊地五百九十八号 熊本県下 熊本砲兵營接近御省用地百七十六坪二合五百 及ヒ古家・棟今般返附 熊本縣管轄地四百一十一坪九百 御省於テ受領相成度ニ付引渡方等可取計太政官御達有之候テ其旨候原ハ相連置候間御返時及ヒ御受領其族原御打合之上御取計可有之此段及御通致候也 明治十年八月八日 内務卿大久保利通 陸軍卿工八百三十六号 陸軍第八百十九号 当方面本署取入費同一金七百九十四円五十銭 右ハ去月十五日電信ヲ以テ一応同済當本署取設ノ義ハ今般熊本本城警備線内地所ト併セテ買上建物ノ内別紙図面黒線ノ建物有之候ニ付城郭内ニ種方格跡空地へ運転シ朱線ノ通増致シ取設申度大右増築ノ木材瓦石モ悉ク古物残物相用可相成大費用ヲ減省シ取置製図履之者軍団附屬被命長嶺少佐出頭先・被差遣度儀ニ付同 製図履 中野鉄太郎 同若林平三郎 同 福田甚太郎 右之者業・・当局製図履之者ニ御・・候処熊本出張長嶺陸軍少佐ヨリ測量図調整方・・人少ニ付差越候・・申候候間右三名征討軍団附屬被命至急同日出張先へ候差遣度此段相伺候也 追テ御許可相成候ニ人旅費日当等御渡相成度 明治十年九月 内藤正明 調査局 別紙内務省上申熊本県管内窮民救助ノ為メ道路更正修繕ノ義経同ノ為メ多少ノ時クリ移ス此ハ・・召・・就・・・・・六・・通セシムル筋ニ付帳恤金百五十五円ノ内ヲ以テ渡ノ・・林内務・・・・・取計・・・・・可旨・・・・・置相成之の然・・御・・・・・案左・・・・・也 御指令案ト申上之儀	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0402747900. 『明治10年大日記砲工兵方面 8月 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	—
98	8	8	熊本県管轄地引渡しに基つて土地返付受領	内務卿大久保利通	陸軍卿代理 陸軍少将井田殿	一第千四百三十四号 熊地五百九十八号 熊本県下 熊本砲兵營接近御省用地百七十六坪二合五百 及ヒ古家・棟今般返附 熊本縣管轄地四百一十一坪九百 御省於テ受領相成度ニ付引渡方等可取計太政官御達有之候テ其旨候原ハ相連置候間御返時及ヒ御受領其族原御打合之上御取計可有之此段及御通致候也 明治十年八月八日 内務卿大久保利通 陸軍卿工八百三十六号 陸軍第八百十九号 当方面本署取入費同一金七百九十四円五十銭 右ハ去月十五日電信ヲ以テ一応同済當本署取設ノ義ハ今般熊本本城警備線内地所ト併セテ買上建物ノ内別紙図面黒線ノ建物有之候ニ付城郭内ニ種方格跡空地へ運転シ朱線ノ通増致シ取設申度大右増築ノ木材瓦石モ悉ク古物残物相用可相成大費用ヲ減省シ取置製図履之者軍団附屬被命長嶺少佐出頭先・被差遣度儀ニ付同 製図履 中野鉄太郎 同若林平三郎 同 福田甚太郎 右之者業・・当局製図履之者ニ御・・候処熊本出張長嶺陸軍少佐ヨリ測量図調整方・・人少ニ付差越候・・申候候間右三名征討軍団附屬被命至急同日出張先へ候差遣度此段相伺候也 追テ御許可相成候ニ人旅費日当等御渡相成度 明治十年九月 内藤正明 調査局 別紙内務省上申熊本県管内窮民救助ノ為メ道路更正修繕ノ義経同ノ為メ多少ノ時クリ移ス此ハ・・召・・就・・・・・六・・通セシムル筋ニ付帳恤金百五十五円ノ内ヲ以テ渡ノ・・林内務・・・・・取計・・・・・可旨・・・・・置相成之の然・・御・・・・・案左・・・・・也 御指令案ト申上之儀	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120323280. 『明治10年8月 諸省 11』 (防衛省防衛研究所)	—
99	8	10	本署取設入費用	工兵第六方面陸軍少佐	井田陸軍少輔殿	工八百三十六号 陸軍第八百十九号 当方面本署取入費同一金七百九十四円五十銭 右ハ去月十五日電信ヲ以テ一応同済當本署取設ノ義ハ今般熊本本城警備線内地所ト併セテ買上建物ノ内別紙図面黒線ノ建物有之候ニ付城郭内ニ種方格跡空地へ運転シ朱線ノ通増致シ取設申度大右増築ノ木材瓦石モ悉ク古物残物相用可相成大費用ヲ減省シ取置製図履之者軍団附屬被命長嶺少佐出頭先・被差遣度儀ニ付同 製図履 中野鉄太郎 同若林平三郎 同 福田甚太郎 右之者業・・当局製図履之者ニ御・・候処熊本出張長嶺陸軍少佐ヨリ測量図調整方・・人少ニ付差越候・・申候候間右三名征討軍団附屬被命至急同日出張先へ候差遣度此段相伺候也 追テ御許可相成候ニ人旅費日当等御渡相成度 明治十年九月 内藤正明 調査局 別紙内務省上申熊本県管内窮民救助ノ為メ道路更正修繕ノ義経同ノ為メ多少ノ時クリ移ス此ハ・・召・・就・・・・・六・・通セシムル筋ニ付帳恤金百五十五円ノ内ヲ以テ渡ノ・・林内務・・・・・取計・・・・・可旨・・・・・置相成之の然・・御・・・・・案左・・・・・也 御指令案ト申上之儀	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027506200. 『明治10年大日記砲工兵方面 8月 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	—
100	8	25	製図履之者軍団附屬被命長嶺少佐出張先へ被	参謀局長代理 陸軍大佐原田一	陸軍中将 鳥尾小弥太殿	製図履之者軍団附屬被命長嶺少佐出張先・被差遣度儀ニ付同 製図履 中野鉄太郎 同若林平三郎 同 福田甚太郎 右之者業・・当局製図履之者ニ御・・候処熊本出張長嶺陸軍少佐ヨリ測量図調整方・・人少ニ付差越候・・申候候間右三名征討軍団附屬被命至急同日出張先へ候差遣度此段相伺候也 追テ御許可相成候ニ人旅費日当等御渡相成度 明治十年九月 内藤正明 調査局 別紙内務省上申熊本県管内窮民救助ノ為メ道路更正修繕ノ義経同ノ為メ多少ノ時クリ移ス此ハ・・召・・就・・・・・六・・通セシムル筋ニ付帳恤金百五十五円ノ内ヲ以テ渡ノ・・林内務・・・・・取計・・・・・可旨・・・・・置相成之の然・・御・・・・・案左・・・・・也 御指令案ト申上之儀	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09081229300. 『同書経 既済未決之部 明治10年5月2日～10年10月29日』 (防衛省防衛研究所)	—
101	8	25	熊本県窮民救助ノ為メ路修費需用伺	内務卿大久保利通	太政大臣 三條實美殿	明治十年九月 内藤正明 調査局 別紙内務省上申熊本県管内窮民救助ノ為メ道路更正修繕ノ義経同ノ為メ多少ノ時クリ移ス此ハ・・召・・就・・・・・六・・通セシムル筋ニ付帳恤金百五十五円ノ内ヲ以テ渡ノ・・林内務・・・・・取計・・・・・可旨・・・・・置相成之の然・・御・・・・・案左・・・・・也 御指令案ト申上之儀	『公文録・明治十年・第三十四卷・明治十年十月・内務省(五)』公02061100 (国立公文書館)	—
102	10	19	熊本城外従来内道路敷地返一属スル分近附之義ニ付上申	工兵第六方面提理代理 陸軍少佐別役成義	陸軍卿代理 陸軍中将 西郷従道殿	陸第二千三百拾五号扣 第六万百二十三号副 工千二十九号 熊本城外従来所轄地ノ内道路敷地ニ属スル分 返附 ノ儀ニ付上申 先般可差上申仕置候、従来所轄当城下馬橋外花畑旧病院地ノ内五百式拾老坪老合七勺、及此度練兵場南隅地式百九拾九坪、別紙図面黄色ノ通今般 熊本縣 ニ於テ 道路交換 ニ付、右敷地ニ引度度旨照有之候、然ルニ此度 練兵場 地所買添ノ為メ、在来之道路路込ヶ所モ不敷候ニ付、右者双方便宜之為メ 新旧交換 之都合一有之、素方実地差支等之儀無之候間、該縣照会之通御返附相成候様仕度、別紙実測図面相添、此段申進候也 追テ本文該縣ヨリ今般内務省へ上申度趣ニ付、為念此段添テ申進候也 明治十年十月十九日 工兵第六方面提理代理陸軍少佐別役成義 陸軍卿山縣有朋代理陸軍中将西郷従道殿 申出上通地所近附之義、太政官へ届置候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027506200. 『明治10年大日記砲工兵方面 11月 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	329
103	11	5	(内務省へ熊本城畔道路について照会)	陸軍卿山縣有朋代理 陸軍中将 西郷従道殿	内務卿大久保利通殿	熊本城畔当省所轄旧花畑元仮病院地之内及同所練兵場之内、別紙図面書載之通地方官へ引受候跡所並テ度段工兵第六方面本署へ照会致候旨・・明治十年十一月五日 陸軍卿山縣有朋代理陸軍中将西郷従道殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0402733900. 『大日記 送達之部 11月 土 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	P488-16
104	11	5	熊本城畔地返付届	陸軍卿山縣有朋代理 陸軍中将 西郷従道殿	太政大臣 三條實美殿	熊本城畔地 返付 御届 熊本城畔当省所轄 旧花畑元病院仮敷地 之内、五百式拾老坪老合七勺及同所 練兵場 之内二百九十九坪、別紙図面黄色之ニヶ所、熊本縣ニ而 道路 取扱メノ為メ受取度旨申出候付、内務省へ返付致候間、地図ニ葉相副、此段御届申候也 十年十一月五日 陸軍卿山縣有朋代理陸軍中将西郷従道殿 太政大臣三條實美殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0402734000. 『大日記 送達之部 11月 土 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	330
105	11	14	官舎貸付方法取設に付届	工兵第六方面提理代理 陸軍少佐別役成義	陸軍卿山縣有朋代理 陸軍中将 西郷従道殿	工千二百二十号 官舎貸付方法取設ニ付御届 当城警備線内ニ於テ今般買上ノ家屋持校官舎ニ相充修繕雜料徴収等ノ儀去ル六月陸軍第三百八十二号ヲ以当分同済ニ付右貸付方法並屋舎番号等別紙ノ通相定熊本鎮台へモ通知ニ及置候間此段御届申候也 工兵第六方面提理代理 明治十年十一月十四日 陸軍少佐別役成義 陸軍卿山縣有朋代理 陸軍中将 西郷従道殿 官舎貸付方法 工兵第六方面 官舎貸付方法 一、官舎ハ各其官舎ニ応シ居室	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027521800. 『明治10年大日記砲工兵方面 12月 土 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	—
106	11	14	輜重兵1小隊營建築入費用	工兵第六方面提理代理 陸軍少佐別役成義	陸軍中将 西郷従道殿	工千三十一号 陸軍第二百四十九十五号 輜重兵一小隊營建築入費同一金二千九百七十七円四十七銭六厘 右ハ去月二十九日電報ヲ以テ伺出当台輜重兵ノ義ハ方今野砲兵へ仮ニ屯在致居候処明治十年四月徴兵後屯在可致家屋無之候ニ付右時日迄ニ竣功ヲ期シ元嶺山神社馬場へ別紙図面ノ通御置建永久營建築可致見込ヲ以費概計取調候処金額前書ノ通相成候間図面計費案仕法案相添此段相伺候也 追テ本文御許可相成候上ハ速ニ着手	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027522700. 『明治10年大日記砲工兵方面 12月 土 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	—
107	11	15	第1、2園区内景況書差出の件	工兵第六方面陸軍少佐別役成義	陸軍省	明治十年十一月十五日 事件大目 第三園区内景況 工兵第六方面 陸軍少佐別役成義 一 当方面第三園区内景況書別紙差出候 明治十年十一月十五日 工兵第六方面内景況月報 工兵第六方面第一園区内景況 工兵營建築ノ件 工兵現員ハ二小隊ノ三分二ニシテ即今 千葉学校跡県庁所轄ノ建物 へ仮ニ出在セリ而シテ諸建物ハ追テ 買取ヲ要ス 可申来上ノ工第五百四拾七号 熊本鎮台建築入費同一、金壹万六千九百六拾七円九銭五厘 右者去月四日電報ヲ以伺出、熊本鎮台新築図面計費取調候所、別紙之通相及候、武庫主管職工場ノ儀ハ焼眉之急ヲ凌ヘキ家屋有之候間、追而着手可致見込ニ有之候、且倉庫之如キハ警備線ノ内買上邸之内、在来堅牢之牢之分可致転築候、則図面計費案仕法案相添、此段相伺候也 追而本文御許可相成候ハ、金額ハ本年度額外常費之内ヲ以仕払申度候間、速ニ御送金相成候様致度、此段添而相伺候也 十年十一月十六日 工兵第六方面 少佐別役成義 陸軍卿代理陸軍中将西郷従道殿 伺ノ通 但、金額ハ別途可下渡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10050111000. 『明治11年 急報前報 諸官庁』 (防衛省防衛研究所)	—
108	11	16	熊本鎮台建築入費用	工兵第六方面提理代理 陸軍少佐別役成義	陸軍卿代理 陸軍中将 西郷従道殿	工千三百一十号 陸軍第二百四十九十五号 輜重兵一小隊營建築入費同一、金壹万六千九百六拾七円九銭五厘 右者去月四日電報ヲ以伺出、熊本鎮台新築図面計費取調候所、別紙之通相及候、武庫主管職工場ノ儀ハ焼眉之急ヲ凌ヘキ家屋有之候間、追而着手可致見込ニ有之候、且倉庫之如キハ警備線ノ内買上邸之内、在来堅牢之牢之分可致転築候、則図面計費案仕法案相添、此段相伺候也 追而本文御許可相成候ハ、金額ハ本年度額外常費之内ヲ以仕払申度候間、速ニ御送金相成候様致度、此段添而相伺候也 十年十一月十六日 工兵第六方面 少佐別役成義 陸軍卿代理陸軍中将西郷従道殿 伺ノ通 但、金額ハ別途可下渡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027524200. 『明治10年大日記砲工兵方面 12月 土 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	331
109	11	20	(熊本城畔地内景況書差出の件)	内務卿大久保利通	陸軍卿山縣有朋殿	熊地四百五十五号 熊本城畔御省所轄旧花畑元仮病院地之内、五百式拾老坪老合七勺及同所練兵場之内式百九拾九坪、道路路込メ之為メ御返付之段、・・・熊本県御引渡御承度此段及御回答候也 十年十一月二十日 内務卿大久保利通 陸軍卿山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120378600. 『明治10年11月 諸省 14』 (防衛省防衛研究所)	P488-18
110	12	10	戦地測量官員派出の儀伺	参謀局長代理 陸軍大佐原田一	山縣陸軍卿殿	肆三千五百八十五号 西南戦地測量之為メ官員派出之義ニ付同 西南旧戦地測量下シテ先般来当局官吏数名出張從事致居候処何分之地ニシテ人員不足ニ付更ニ当局官吏四五名教導団工兵隊附下士三四名借用協議之上併セテ該地之出張致度此段伺也 参謀局長代理 明治十年十二月七日陸軍大佐原田一 山縣陸軍卿殿 伺之通 十二月十日 参二	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027336700. 『大日記 省内各局参謀近衛病院 教師軍馬局 12月 土 陸軍省第1局』 (防衛省防衛研究所)	—
111	12	—	司令長官ノ官舎御新築相成以下諸官舎ハ断々	第四局長 陸軍少将 井田謙	陸軍卿山縣有朋殿	本年二月鹿児島縣之際熊本鎮台下市街大抵兵燹ニ罹リ諸持校居宅無之甚差支候ニ付陸軍所轄地内現在来之家屋ヲ以テ仮ニ右官舎ニ充用致居候へ共甚タ不都合之趣ニ相会候ニ付到底持官以下諸官舎御新築相成不促之は差支不少ト存候然ルニ諸官舎一時御新築相成候ハ随テ費用ヲ多クニテ實際金額支出ニ差支候義モ可有之仍テ先司令長官ノ官	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07041070300. 『大日記 補遺 明治11. 6. 8～31. 1. 6』 (防衛省防衛研究所)	—

112	明治 11	1878	1	26	箱馬場御取設の義何	熊本鎮台司令長官陸軍少将谷干城	陸軍卿山県有朋殿	第五百三十七号 熊二百五十七号 箱馬場御取設之義ニ付同 予備砲・第三大隊・馬・及・・・仕・之・為・メ・馬場御取設相成候様此段相伺候也 明治十一年一月二十六日 熊本鎮台司令長官 陸軍少将谷干城 陸軍卿山県有朋 何之通 但取設之義工兵第六方面本署へ相達候事 六月二十二日・五十八	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04028112700、『明治11年大日記帳台の部 月末乾 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	—
113			2	23	測量器械御渡方同	熊本鎮台司令長官陸軍少将谷干城	陸軍卿山縣有朋殿	第五百九十四号 天三百五十六号・四十八号 測量器械御渡方之義ニ付同 一・九年六月五日付ヲ以テ工兵隊・用之器械・之通り御渡方相伺御・同年七月一日第五百三十一号ヲ以テ乗馬具六・三分ハ・届其他・次調製・渡・御指令ニ付・・・保築造・ノ為メ測量器械入用ニ付・送方工兵第四方	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04028055100、『明治11年大日記 6管鑑臺の部 4月末乾 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	—
114			3	18	写真代御渡方同	熊本鎮台司令長官陸軍少将谷干城	陸軍卿山県有朋殿	明治十二年三月十一日 陸軍少将津雄鎮代理陸軍中佐岡本兵四郎 陸軍卿山県有朋殿 第三五七号 伍第一二七号 何之通 十一年四月 第五局長代理 追テ本文御許可之上ハ非常費ヲ以仕払可申込ニ付当局ヘモ御達相成度候也 写真代御渡方同 今般御省へ着出候客年戰場中当城局繪製図用之為メ写真寫為別大坂八十八枚之代價金ニ付三四七	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04028266800、『明治11年大日記帳各鎮台 自3月19日至5月10日 第五局第8課』(防衛省防衛研究所)	—
115			7	15	第一、二園区内容景況書差出の件	工兵第六方面陸軍少佐別役成義	陸軍省	明治十一年七月十五日 事件大目 第一第二園区内景況 工兵第六方面 陸軍少佐別役成義 一当方面第一第二園区内景況書別紙差出候 工兵第六方面第一園区内景況 第一条 熊本鎮台ニ属スル火薬庫弾薬庫兵器庫共是迄前報ニ申スル如ク至急建築ヲ要ス可キ者ナリ 第二条 下馬橋架設之件本年六月二十八日計費図按等取調上申中ナリ 第三条	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10050111300、『明治11年急報前報 諸官庁』(防衛省防衛研究所)	—
116			7	16	別紙熊本鎮台伺の件	舊征討軍团事務所	陸軍卿代理陸軍大輔大山藏殿	発第二六六号 別紙係第四百九十六号熊本鎮台伺并陸第七百廿二号工兵第四方面本署伺ニ付御照会之趣致承知候右ハ熊本鎮台伺之趣別紙記載之通石碑背面へ記載方増加相成候様御指令相成度父兄姓名ハ相除候方御意見之通ニテ可然其他ハ甲号雛形之通ニテ可然候様將又工兵第四方面本署伺之義ハ海軍兵及警視補等之石碑ハ当該省局ニテ石碑	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09080743800、『西南事件 明治10年6月4日〜明治11年12月14日』(防衛省防衛研究所)	—
117			7	27	熊本鎮台警備要地及練兵場増設云々	地理局長桜井勉	陸軍大少佐	明治十一年七月十五日 事件大目 第一第二園区内景況 工兵第六方面 陸軍少佐別役成義 一当方面第一第二園区内景況 第一条 熊本鎮台ニ属スル火薬庫弾薬庫兵器庫共是迄前報ニ申スル如ク至急建築ヲ要ス可キ者ナリ 第二条 下馬橋架設之件本年六月二十八日計費図按等取調上申中ナリ 第三条	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04027901300、『明治11年大日記帳省来書 8月 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	—
118			7	27	熊本鎮台警備用地等と民有地買収照会に	地理局長桜井勉	陸軍大少佐御中	明治十一年七月十五日 事件大目 第一第二園区内景況 工兵第六方面 陸軍少佐別役成義 一当方面第一第二園区内景況 第一条 熊本鎮台ニ属スル火薬庫弾薬庫兵器庫共是迄前報ニ申スル如ク至急建築ヲ要ス可キ者ナリ 第二条 下馬橋架設之件本年六月二十八日計費図按等取調上申中ナリ 第三条	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120480600、『明治11年7月 8月 諸省 6』(防衛省防衛研究所)	—
119			8	26	北海道全国等差廻依頼	地理局長代理 内務省書記官宮島信吉	陸軍省御中	明治十一年七月十五日 事件大目 第一第二園区内景況 工兵第六方面 陸軍少佐別役成義 一当方面第一第二園区内景況 第一条 熊本鎮台ニ属スル火薬庫弾薬庫兵器庫共是迄前報ニ申スル如ク至急建築ヲ要ス可キ者ナリ 第二条 下馬橋架設之件本年六月二十八日計費図按等取調上申中ナリ 第三条	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120487000、『明治11年7月 8月 諸省 6』(防衛省防衛研究所)	—
120			9	20	北海道全国等受領通知	地理局長桜井勉	陸軍中佐渡辺次郎	明治十一年七月十五日 事件大目 第一第二園区内景況 工兵第六方面 陸軍少佐別役成義 一当方面第一第二園区内景況 第一条 熊本鎮台ニ属スル火薬庫弾薬庫兵器庫共是迄前報ニ申スル如ク至急建築ヲ要ス可キ者ナリ 第二条 下馬橋架設之件本年六月二十八日計費図按等取調上申中ナリ 第三条	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120497800、『明治11年9月 10月 諸省 7』(防衛省防衛研究所)	—
121			9	20	病院倉庫増設伺	熊本鎮台司令長官陸軍少将谷干城代理陸軍中	陸軍卿山県有朋殿	第五千四百七十三号 近八十号 病院倉庫・ニ付・一棟建設之義同 当・病院同庫・ニ付・被服ホ素ヨリ・納・差支居候・当今ニ致リ備付品モ追ニ定額之通相渡・ニ付テハ尚更・ニテ貯蔵方実際・候条別紙図面之通更ニ御建設相成候様致此段相伺候候也 熊本鎮台司令長官 陸軍少将谷・代理 陸軍中佐橋山資記	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04028454100、『明治12年大日記 省内外 諸局 参謀 監軍本部及教師 3月水 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	—
122			10	18	肥後地方測量電信線路借用の件水路局申出	水路局長海軍大佐柳樹悦	海軍卿川村純義殿	水第五百五十九号ノハ 電信線路借用之義工部省へ御照会相成度義ニ付申出 肥後地方経度之義是迄確実之施測無之候ニ付兼テ同地沿海測量之為メ当局ヨリ測量士官出張罷在候ニ付今般同地与東京之間電氣ヲ以経度直接測量之施測施行仕度候ニ付来ル十一月ヨリ三週日連夜九時ヨリ十時迄之間熊本ヨリ赤羽ニ迄ル電信線路借用致度候ニ付右之義	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09101381300、『公文原書 卷 78 本省公文 明治11年10月22日〜明治11年10月24日』(防衛省防衛研究所)	—
123			10	19	土地家屋人民ニ貸渡規則	水路局長海軍大佐柳樹悦	海軍卿川村純義殿	十月十九日 別紙往入第三千三百十九号水路局上申之義・同局ヨリ直ニ恐ニテ途ケ可然義ト存候間左之通御指令可相成候様奉伺候 御指令案 上申之趣其局ヨリ可及照会候事 明治十一年十月二十二日 水第五百五十九号ノハ 電信線路借用之儀工部省御照会相成度義ニ付申出 肥後地方経度之義是迄確実之施測無之候ニ付兼テ同地河海測量之為メ当局ヨリ測量士官出張罷在候ニ付今般同地与東京之間電氣ヲ以経度直接測量之施測施行仕度候ニ付来ル十一月ヨリ三週日連夜九時ヨリ十時迄之間熊本ヨリ赤羽ニ迄ル電信線路	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09060318300、『陸軍省大日記 明治11年 規則條例』(防衛省防衛研究所)	—
124			11	2	土地家屋人民ニ貸渡規則	陸軍省	—	土地家屋 達甲第二十二号 十一年十一月二日号外達 土地家屋人民ニ貸渡規則 第一条 陸軍省所轄ノ地所(建物)貸借ハ各地方願ノ希望ニ拠リ陸軍ニ於テ目下不用ノモノヲ活動シ一時ノ權宜ヲ以テ当分其(府県)貸地ニ附シタルモノナレバ何時返附シタルモトモアルヘシ此規則將來民法上ニ關スル何分ノ公布ニ抵触ヲ生ズルコトアラ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09060318300、『陸軍省大日記 明治11年 規則條例』(防衛省防衛研究所)	—
125			11	22	地理局長熊本鎮台警備要地等の官有地坪数	地理局長桜井勉	陸軍大少佐御中	北第八四 一第千九百四十一号 熊本鎮台警備要地及練兵場・誤地之義ニ付本月十四日付ヲ以陸軍卿ヨリ内務卿へ御照会之處右在別紙内訳書ニテハ相成官用地官占地合テ六万九千四百二十八坪四合一匁ニ有之熊本県申出ニテハ合計七万四千六百七十六坪七合一匁ニ有之候間一応御取調御申越有之致依テ書註相添此段及御照会候也 十一年十一月	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120518400、『明治11年1月 12月 諸省 3』(防衛省防衛研究所)	—
126			11	28	肥後地方経度電信測量満期止業の義水路局届	水路局長海軍大佐柳樹悦	海軍卿川村純義殿	水第六百三十一号 肥後地方経度電信測量満期ノ止業候御届 肥後熊本与東京之間電氣ヲ以経度直接測量之義ニ付テ・通月十八日上申付在第三千三百十九号御指令之趣・有之電信局へ照会之上右直接測量之施業候昨夜ニテ満期ニ付即止業候条此段御届付候也 明治十一年二月十八日 水路局長 海軍大佐柳樹悦 往入第三千八百号 海軍卿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09101468100、『公文原書 卷 8 8 本省公文 明治11年11月27日〜明治11年11月31日』(防衛省防衛研究所)	—
127			12	17	熊本鎮台警備要地等面積坪数相違に付取調要	地理局長桜井勉	陸軍少将小沢武雄殿	一第三千四百四号 五八四四 熊本鎮台警備要地及練兵場増設地・ニ付本月七日後以御回答之趣了承知於局積十五万五千四百四十六合八之内民当地八万五千六百四十四坪二百七十七弓引去リ官有地残積六万四千六百四十八坪四合去百一候要別紙熊本県中樞統計二届ハ官ヨリ地七万四千六百七十六坪七合一匁之候・召之若引五万五千四百	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120558500、『明治12年從1月至3月 諸省 3』(防衛省防衛研究所)	—
128	明治 12	1879	1	17	官有地陸軍所轄地に属し候坪数差違の儀に	熊本県令岡岡敬明	陸軍卿山縣有朋殿	一十内務省ヨリ付 奇第二十七号 宝有地陸軍地ニ属シ候分坪数差違之義ニ付上申 宛年五月四日付備第三百五十七号御江上申致急へ熊本城郭警備要地及山崎練兵場増設官地之内官至地ニ係ル博数取調上申致急候陸軍要地之内義差地数二廉ニテ重復之坪数ヨリ之因面小以會計共差違ヲ生じ候ニ付更ニ別紙取調進達至致候条宛年上申致急之坪	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120558500、『明治12年從1月至3月 諸省 3』(防衛省防衛研究所)	—
129			2	4	熊本鎮台警備要地及練兵場増設坪数の件	地理局長桜井勉	陸軍少将小沢武雄殿	第一第二百六十六号 和一九月三十三号 比五八四四 熊本鎮台警備要地及練兵場増設地坪数差違之儀ニ付昨午十二月十七日付付走地及御照会ヨリ処太シ別紙旨之通承込熊本及ヨリヤ出候ニ付実会候処冬御照会シ坪数ハ高連ヨリ之官何レヲ以テ確実シモノト致シ可然就名ニ此趣御取調御申越相成度此段及御回答候也 十二年二月四日 地理局長桜井勉	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120543400、『明治12年從1月至3月 諸省 3』(防衛省防衛研究所)	—
130			2	24	熊本鎮台警備要地坪数差違の儀に付云々	地理局長桜井勉	陸軍中佐浅井道博殿	月百三十号 一御回答有之候処右ニ付昨午十二月四日日本年二月四日兩度ニ差違候書類御返却有之度此段及御照会候也 十二年二月二十四日 地理局長桜井勉 陸軍中佐浅井道博殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0402832600、『明治12年大日記帳省来書 3月 陸軍省第1局』(防衛省防衛研究所)	—
131			2	24	熊本鎮台警備要地及練兵場増設地坪数に付及	地理局長桜井勉	陸軍中佐浅井道博殿	第三百四十号 地五八四四 熊本鎮台警備要地及練兵場増設地坪数差違之儀ニ付昨午十二月十七日日本年二月四日方度ニ差違並ノ書類御返却間之度此段及御照会候也 十二年二月二十四日 地理局長桜井勉 陸軍中佐浅井道博殿 第四候八十八号	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120551000、『明治12年從1月至3月 諸省 3』(防衛省防衛研究所)	—
132			3	12	熊本県申陳官民有地仕訳書等別紙一括差廻候	地理局長桜井勉	陸軍中佐浅井道博殿	第一第四百六十二号 地五八四四 熊本鎮台警備要地之儀ニ付熊本県申陳平民置仕訳書之写可差廻旨本月四日附御申越了承然別紙一・差廻候御飯収至之度此段及御回答候也 十二年三月二日 地理局長桜井勉 陸軍中佐浅井道博殿 第四候百二十号	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120558400、『明治12年從1月至3月 諸省 3』(防衛省防衛研究所)	—
133			6	5	熊本城内荒蕪之地へ植樹致義伺	熊本鎮台司令長官陸軍少将曾我祐準	陸軍卿西郷從道殿	第九百三十五号 伍第二千七十八号 何之通 但、其台定額金之内ヲ以テ可支払事 第一局長 第五局長 追テ本文之趣、参謀本部ヘモ御照会相成可然存候也 熊本城内荒蕪之地へ植樹致義伺 当熊本城之義ハ郭内荒蕪之空地多ク、殊ニ兵災後ハ些力ニ在来之樹木モ過半枯凋ニ属シ、甞ニ外観之美ヲ欠クノミナラス、炎熱ノ地ニシテ絶テ避暑之便無之、加ルニ一朝事有ルノ時ハ守備上要メニ損害等不少候、依テハ将来其ノ利便ヲ得候様、松・杉・檜等苗凡ハ一本空地ニ植樹致度、此段伺候也 十二年六月五日 熊本鎮台司令長官陸軍少将曾我祐準 陸軍卿西郷從道殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04028732100、『明治12年大日記 近校田所馬場因蔵 自9月1日至10月31日 第五局第8課』(防衛省防衛研究所)	332
134	明治 13	1880	1	13	〔熊本城内植樹致度伺〕	熊本鎮台司令長官陸軍少将曾我祐準	陸軍卿西郷從道殿	熊本城内荒蕪之地へ植樹致度義伺 当熊本城之義ハ郭内荒蕪之空地多ク、・・・ 逐テ本文御許可之上ハ苗木代金三百五十・・・途御下渡相成度・・・工兵第六方面本署へ照会・・・有之候此段・・・テ申進候也 何之趣来十三年度中ニ於テ・・・明治十三年一月十三日・・・工兵第六方面へ達・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029623700、『明治13年大日記 鎮台の部 1月 本乾 陸軍省総務局』(防衛省防衛研究所)	P489-2
135			1	19	熊本区古京町ニ九中丸等地所受領交換伺	工兵第六方面代理陸軍歩兵少佐安田有則	陸軍卿西郷從道殿	第五二二九号 六方第十号 工二十号 熊本県下熊本区古京町ニ九本丸等ニテ地所受授更換之儀伺 右京町ノ一 図面・乙之分 面積三百六十六坪六分五・右・新・門ヨリ・坂新道ニ通スル県道義ニ熊本県ニテ交換ノ見込ニ間ハ新道・トメ同県所轄ノ処在来建物存在持校及舎ニ・テ有之ヲ以テ・開設ニ及ハサルニ付此・見込	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029553300、『明治13年大日記 砲工の部 2月 本坤 陸軍省総務局』(防衛省防衛研究所)	—
136			1	27	地所貸渡の義伺	工兵第六方面代理陸軍歩兵少佐安田有則	陸軍卿西郷從道殿	第五一〇七号 会甲第八十五号 工六号・六・第一号 工四十四号 山崎町花畑工兵作業場協東側空地貸渡之義伺 熊本区山崎町花畑工兵作業・協東側空地百四十坪五合同区堀端町片岡・空・坪数致度・出之趣ヲ以別紙相添熊本県・議・之・調・御貸渡・差支給・之・存・ニ付御許可相成度依テ別紙・図面相添此	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029545600、『明治13年大日記 砲工の部 1月 本坤 陸軍省総務局』(防衛省防衛研究所)	—

近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化

137		2	10	〔熊本城其他修繕計費について照会〕	陸軍卿	工兵第六方面提理宛	別紙伍第四千四百九十九号熊本鎮台方伺出之趣、朱書之通及指令候条該城修繕并ニ浴室・洗濯場仮取設之見込ヲ以テ、御諸計費・図面等詳細取調、至急被申出、此旨及照会候也・・・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029549300、『明治13年大日記 砲工の部 2月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	P489-3
138		2	10	城郭実測図面差出照会	・・井歩兵大佐	工兵方面本署 佐官御中	工七十四号・・・存城・・・時・・・地・・・参謀本部ニ於テ需用之・・・条・・・内・・・別紙・・・例ニ・・・準シ・・・此段及御照会候也 十三年二月十日・・・井歩兵大佐・・・工兵方面本署 佐官 製図・・・例 一料紙・・・濃・・・一本・・・二・・・三ノ・・・部面積数記入・・・事・・・地ニ差メル受領証ヲルテ談・・・地全ク民方地皆度色・・・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029548800、『明治13年大日記 砲工の部 2月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
139		2	16	熊本県下二ノ丸本丸等場所の儀	参謀本部副官 陸軍歩兵少佐 斎藤正言	陸軍歩兵大佐浅井道博殿	別紙伍第二二九号工兵第六方面提理ヨリ伺出熊本県下熊本区古京町二ノ丸本丸等ニテ 地所受授交換之義 ハ別紙図面中乙丁成度ノ分ハ同様理伺出之通ニテ可然ト幸否之分ハ往一 城郭石垣ノ保存ニモ關係致候 地所ニ有之候故返附不相成方可然トノ本部意見ニ有之候此段及御答候也 明治十三年二月十六日 参謀本部副官 陸軍歩兵中佐 斎藤正言 陸	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09122319100、『明治13年從1月至6月 参謀本部 15』 (防衛省防衛研究所)	—
140		2	19	砲射的場開設の伺	工兵第六方面提理代理陸軍歩兵少佐 安田有則	陸軍卿大山巖殿	總木工第二九九号砲兵射的場開設之義同 金一万四百六十二円七十五錢八厘 熊本鎮台砲兵射的場取設ニ付擬定受領之義今般伺出帳候而ハ土地受領相成惟上ハ夫々開設可致見込ヲ以テ取調能知本行之金額ニ相及ノ条御許可之上ハ曾テ御達相成ノ当署額外入費之内ヲ以テ支払施行致度依テ図面并ニ計費支払案相添此段相伺候也追而訪地ハ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029650100、『大日記 砲工の部 6月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
141		2	24	熊本城地受領返付等の儀同及照会案等	工兵第六方面	陸軍省	明治十三年二月二十四日 卿 房長 総務局長 肆第二二九号 工兵第六方面ヨリ熊本城地受領返付等ノ儀同ノ照会案等 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙伍第二二九号之件審案仕候処参謀本部之主見モ有之通別紙上圖乙丁式庚ヶ所御開屆相成可然候第五第六幸至之ヶ所ハ該性之崖徑ニシテ必須之地ニヨリ候条御開屆不相成御可然ト存候仍	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070623000、『明治13年第5号書按 7 從1月至3月』 (防衛省防衛研究所)	—
142		3	3	工兵隊架橋の件同	熊本鎮台	陸軍省	明治十三年三月三日 卿 房長 総務局長 肆第六八七号 熊本鎮台ヨリ工兵隊架橋之件同主任局長 副長及次長 主任課長 別紙肆第六八七号伺之件審案仕候処架橋等ニ・・・ハ工兵隊ニ於テ候必用ニ・・・付伺之通り御指令相成可然候存候仍而意見及上申候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070440400、『明治13年第4号書按 2 3月～4月』 (防衛省防衛研究所)	—
143		3	24	電信通路障礙に付申進	熊本鎮台司令官 陸軍卿大山巖	陸軍卿大山巖	總水熊第一五四号 電信通路障礙之義ニ付申進 昨秋季後上書・・・赤坂・・・ニ於・・・演習・・・之際・・・軍路中・・・國王御御以・・・ミ・・・ニ係ル治・・・ミ 電信柱・・・ニ路侍ヨリ通路内ニ指出・・・樹・・・ミ之カヲメニ・・・ヲ・・・抑シ現ニ砲・・・ノ如キハ其路面本輪ヲ載ルニ・・・ルモ電柱之為ニ通・・・ニ因ミ止ムヲ・・・ス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029323100、『明治13年大日記 鎮台の部 3月 木乾 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
144		3	27	肥後地方電信柱障害の義に付上申	熊本鎮台	参謀本部	明治十三年三月二十七日 卿 房長 総務局長 肆第二二五号 熊本鎮台ヨリ肥後地方電信柱障害之義ニ付上申 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙肆第二二五号之件審案仕候処該地方ハ総テ道路狹隘ニ付行車之・・・電信柱之為メ通過可差支ト候存得共一応参謀本部ヨリ左之趣ヲ以御照会之上何分其諸ヨリ御照会相成可然因テ御照会案取調及上	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070430100、『明治13年第4号書按 2 3月～4月』 (防衛省防衛研究所)	—
145		4	13	熊本鎮台射的場敷地の義反別及官林立代償	地理局長 桜井勉	陸軍書記官御中	一第一四〇二号 地一〇七 熊本鎮台大砲射的場敷地之義ニ付御回答之趣了承然ル処官有地ニ係ル分別返致之通熊本県ヨリ本省へ林中有之猶木調査候処留テ陸軍卿ヨリ内務卿ハ御照会之節御返致シ別紙書類及別ト御報告相達之旨官林立代償之義ハ如何相成候哉大蔵省へ御報告付付ハ存候得共何等御照会中御明記無之候条を念御開合及候条を念	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120701000、『明治13年3月 4月 諸省院 5』 (防衛省防衛研究所)	—
146		4	15	電信柱移植方筋へ照会相成度申入	参謀本部 長 山縣有朋	陸軍卿大山巖殿	陸軍省受領 貳第一〇〇七号 總水参第三二二号 別紙肆第二二五号 熊本鎮台ヨリ申出電信柱通路障礙ノ義ハ独リ第六軍管ノミナラス他ノ軍管ニモ・・・有之就テハ国道果道ニ沿ヒ柱立有之候電信柱ハ明治九年八月太政官第六十号・・・之路幅ヲ損セス里道ニ在テハ道路之制定有之ト雖モ其幅一間以上アルニ於テハ電信柱ヲ以テ之ヲ被覆ナラ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029568900、『大日記 省内外局参謀監軍医部 4月 水 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
147		4	19	該地方道路電信柱障害の義に付上申	熊本鎮台	参謀本部	明治十三年四月十九日 卿 房長 総務局長 肆第二二五号 熊本鎮台ヨリ該地方道路電信柱障害ノ義ニ付上申 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙肆第二二五号上申之件ハ参謀本部意見之趣モ有之御召上之趣以工部省・・・照会相成可然候因テ御照会案取調及上申候也 工部省ヨリ御照会案 策後国三池郡ヨリ肥後国玉名郡ニ係ル沼道之	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070447100、『明治13年第4号書按 2 3月～4月』 (防衛省防衛研究所)	—
148		4	29	熊本大砲射的場反別等の義に付照会	内務省	陸軍省	明治十三年四月二十九日 卿 房長 総務局長 第一四〇二号 内務省ヨリ熊本大砲射的場反別等之義ニ付照会 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙第一四〇二号照会之件ニ付テハ当局ヨリ工兵第一方面ヨリ及・・・候処別紙之通・・・取調兼之趣候召内務地理局へ左之通回答相成度因テ回答案取調及上申候也 回答案 熊本鎮台大砲射的場	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070157500、『明治13年第1号書按 3 8 從4月至6月』 (防衛省防衛研究所)	—
149		6	28	古京町有終社脇南側空地及砲兵第三大隊宮西岸下空地 貸渡 之義	工兵第六方面提理代理陸軍歩兵少佐 安田有則	陸軍卿大山巖殿	陸軍省受領伍第一六三九号六方第六十四号 副総木工第四六二号 古京町有終社脇南側空地及砲兵第三大隊宮西岸下空地 貸渡 之義同 熊本区古京町有終社脇南側空地百九拾五坪及砲兵第三大隊宮西岸下空地チ九百三拾坪零五合同区中坪并町士族西信次ヨリ拝借致度旨願出之趣ヲ以別紙相添熊本県ヨリ承取之候間取調候処御貸渡相成候而差支之筋無之被存ニ付御許可相成度依而別紙并図面相添此段相伺候也 明治十三年六月二十八日 工兵第六方面提理代理陸軍歩兵少佐安田有則 陸軍卿大山巖殿 伺之通 七月十七日 陸軍卿 処轄地拝借願熊本県下熊本区古京町有終社南側空地陸軍卿処轄地面積百九拾五坪自今荒地一属屆候ニ付開拓致悉皆園地ト為シ該地内ニ四間方位掘立小屋を建築	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029667700、『大日記 砲工の部 7月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
150		7	28	〔千葉城工兵營東庫下空地 貸渡 之義同〕	工兵第六方面提理代理陸軍歩兵少佐 安田有則	陸軍卿大山巖殿	千葉城工兵營東庫下空地 貸渡 之義同 熊本千葉城工兵營東庫下空地千五百八十六坪、同区東阿陀寺町式番地客留士族横山貞雄ヨリ拝借致度旨願出之趣ヲ以、別紙相添熊本縣より協議有之候間、取調候処御貸渡相成候ヲ差支之筋無之候存候ニ付御許可相成度依テ別紙并図面相副此段相伺候也 明治十三年七月二十八日 工兵第六方面提理代理陸軍歩兵少佐安田有則 陸軍卿大山巖殿 伺之趣難聞屆候事 十月二十八日 陸軍省御所轄地拝借願熊本鎮台工兵營熊本県肥後国熊本区千葉城東北裏川端陸軍省御所地荒地二一属屆當時御不用地ニ候為在候ハ本年八月ヨリ來ル明治十四年七月迄 續一ヶ年 間別紙細書之通 借地料金上納 ヲ以拝借候仰付候下候様奉願	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029730500、『明治13年大日記砲工 10月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	P489-4
151		8	27	工兵營東庫下空地 貸渡 に關し本部の意見回答	参謀本部 副官 陸軍歩兵中佐 斎藤正言	陸軍歩兵中佐 児島益謙殿	第二三一九五号 別紙伍第一八九九号工兵第六方面本署ヨリ伺出千葉城工兵營東庫下空地貸渡之義同ハ工兵營ニ近接之地所ニ有之候故・・・榻上並ニ肥料之臭気等管内ニ透入致・・・生之妨害ニモ可相成ニ付貸渡不相成方可然トノ本部意見ニ有之候此段及御回答候也 明治十三年八月二十七日 参謀本部副官 陸軍歩兵中佐 斎藤正言 陸軍歩兵中佐 児島	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09122345900、『明治13年從7月至12月 参謀本部 16』 (防衛省防衛研究所)	—
152		8	28	熊本城にの丸云々の達	工兵第六方面	大山陸軍卿	總木工第五二八号 工兵第六方面 熊本県下熊本城二ノ丸及近接地別紙図紫色之ヶ所・・・積四百五坪老合七勺之官有地ハ・・・事必用ニ付・・・同図面中赤色之ヶ所式百七拾四坪七合式勺之地ハ必用見込無之ニ付返附之義今般太政官伺・・・相成候条・・・可取止此旨相達候事 十三年八月廿八日 大山陸軍卿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029685300、『明治13年大日記砲工の部 8月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
153		8	28	熊本城二の丸云々の達	大山陸軍卿	工兵第六方面	總木工第五二八号 工兵第六方面 熊本県下熊本城二ノ丸及近接地別紙図紫色之ヶ所・・・積四百五坪老合七勺之官有地ハ・・・事必用ニ付・・・同図面中赤色之ヶ所式百七拾四坪七合式勺之地ハ必用見込無之ニ付返附之義今般太政官伺・・・相成候条・・・可取止此旨相達候事 十三年八月廿八日 大山陸軍卿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029685300、『明治13年大日記砲工の部 8月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	P489-5
154		9	3	隊中貯蓄金を以て測量器具等購求の伺	熊本鎮台司令官 高島少将 代理陸軍歩兵大佐野崎孝次	陸軍卿大山巖殿	第四四四〇四号 会甲第千六百六十号 天九第三八号 總木工・・・第三八三三号 砲兵隊々中貯・・・金ヲ以測量及製・・・用器具購求之義ニ付同 アリメートニウエトリエ・・・板三脚・・・附属 測鏡 鉄串・・・附・・・串・・・球 右神速測量用器具・・・引道具 長定候三色定規・・・止未突尺・・・引板 右製・・・用器具 携帯・・・板 鉋子磁石 斥止・・・突	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029483300、『明治13年大日記鎮台部 10月 木乾 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
155		9	14	測量器械備付の伺	陸軍卿大山巖殿	陸軍卿大山巖殿	四第四五二七号 会甲第千六百九十二号 天九第一一六号 總木工第三八四号 測量器械備付之義ニ付同 会参謀部ニ是・・・測量・・・被備付・・・間々指支不少候間更ニ當台準備金ヲ以テ別紙品目之通購求・・・度此段相伺候也 熊本鎮台司令官代理 十三年九月十四日 陸軍歩兵大佐野崎孝次 陸軍卿大山巖殿 伺之通 七月二日 品目 アリゲートニ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029549300、『明治13年第4号書按 5 9月～10月』 (防衛省防衛研究所)	—
156		9	28	測量及製図用器具請求の件同	熊本鎮台	陸軍省	十三年九月二十八日 卿 房長 総務局長 肆第四四〇四号 熊本鎮台ヨリ測量及製図用器具請求之件同 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙肆第四四〇四号伺之件審案仕候処右ハ・・・授上入用之物品ニ付御開屆相成可然候仍テ左ニ御指令案取調及上申候也 御指令案 伺之通	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070549300、『明治13年大日記砲工の部 12月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
157		9	29	測量器械備付の義に付同	熊本鎮台	陸軍省	明治十三年九月二十九日 卿 房長 総務局長 肆第四五二七号 熊本鎮台ヨリ測量器械備付ノ義ニ付同 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙肆第四五二七号伺ノ件審案仕候処測量器械備付ノ儀各鎮台へ御許可ノ先例モ有之然付候御開屆相成可然ト存候仍テ左ニ御指令案取調及上申候也 御指令案 伺之通 但各所引渡等之件熊本県へ通達実施の通知	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070555100、『明治13年第4号書按 5 9月～10月』 (防衛省防衛研究所)	—
158		10	5	熊本城二ノ丸等所引渡等之件熊本県へ通達	松方内務卿	陸軍卿大山巖殿	一第三五三二号 当地第三百十七号 熊本県下熊本城二ノ丸及近接古京町ニ於テ合面積 四百五十一合七勺之 地農省用地ニ引渡又農省不用地七百七十四坪七勺二ヶ所ハ當省受取之義熊本太政官御達ニ付別紙旨熊本縣へ相達直條条御更受相成度此段及御通都候也 明治	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120747700、『明治13年9月 10月 諸省院 8』 (防衛省防衛研究所)	—
159		10	27	熊本記念碑建設費の貸渡	工兵第六方面提理代理陸軍歩兵少佐 安田有則	陸軍卿大山巖殿	總木工第七六二号 別紙ノ通熊本県ヨリ照会申越候ニ付夫ニ取調候処該地ノ義ハ以前熊本有終社員川上幾六外兩名ニ御 貸渡 相成居候即 記念碑建設地ノ 地ニ即今不用ニ属シ居且今般願意ニ於テ素モヨリ将来ヲ援助シ順進ヲ識別セシムルノ素意ニシテ外等園等ノ 借地 トハ自ラ其生質ヲ異ニシ其土重木ノ建物ニモ無之後來ノ妨ト相成候條トモ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029751500、『明治13年大日記砲工の部 11月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
160		10	29	熊本山崎町地 貸渡 の伺	陸軍卿大山巖殿	陸軍卿大山巖殿	總木工第七四六号 熊本県下熊本区山崎町字花畑北石垣下地所貸渡ノ義ニ付同別紙共熊本県下熊本区山崎町字花畑北石垣下所轄地面積四百九十三坪六合三タハ熊本県下熊本区古城堀端町九十三番地片・・・奉幸ヨリ拝借願出候趣ヲ以テ熊本県ヨリ照会相成候右地所ハ熊本鎮台工兵作業場引渡シ線外ニ該場境接縫ノ事故鎮台江ノ照会候條差支	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029749800、『明治13年大日記砲工の部 11月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
161		10	29	幅重兵前道路還付方同	陸軍卿大山巖殿	陸軍卿大山巖殿	陸軍省受領 第五三〇二二号 總木工第七七五号 幅重兵前道路還付方ノ義ニ付同 別紙之通熊本県ヨリ再応照会申越候ニ付熊本鎮台江ノ照会候條該台ニ於テハ還付相成候而モ差支ノ筋無之云々回答有之候ハ履橋ヨリ岩根橋迄接続ノ公道ニシテ履橋ヨリ橋安坂迄ハ熊本県所有地該路下ニ中斷シ岩根橋迄ハ陸軍所轄地ト相成通行ノ便ナク	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029770000、『明治13年大日記砲工の部 12月 木坤 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—

162		11	10	熊本山崎町花畑下地貸渡	工兵第六方面本署	参謀本部	明治十三年十一月十日 卿 房長 総務局長 伍第三〇二二二工兵第六方面本署熊本山崎町花畑下地貸渡 同 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙之件ハ房長ヨリ篇参謀本部照会之ヲ何分御指令相成可然存候因テ案文取調及上申候也照会候 別紙伍第三〇二二二工兵第六方面本署ヨリ 届出就テ之御部何分之義意見致取致此段及御照会候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070700500、『明治13年 第5号審按 10 従10月1至12月』 (防衛省防衛研究所)	—	
163		11	19	熊本城内依り人民願に建設に付地	工兵第六方面本署	参謀本部	明治十三年十一月十九日 卿 房長 総務局長伍第三〇二二二工兵第六方面本署ヨリ熊本城内、人民願一依り記念碑建設ニ付地所貸渡同 別紙之件ハ参謀本部ニ於ハ當支参之見込ニ付、永代に係ルテ次テ之領台司官可取下問之ニ召之候、右ハ所有一係盡之ニ紅ハ何時可取除立御、約ニ約ニ之候条別紙下問ニ及召参上取置申	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070701800、『明治13年 第5号審按 10 従10月1至12月』 (防衛省防衛研究所)	—	
164		11	26	熊本城兵營外道路地返却	工兵第六方面	参謀本部	明治十三年十一月二十六日 卿 房長 総務局長 伍第三〇二二二工兵第六方面本署兵營外道路地返却同 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙之件審案仕候處参謀本部ニテモクレ支無旨ニ付返附之義太政官御届相成可然ト存候仍テ左ニ 但返附之義太政官取調條々千兩御引可渡参 熊本鎮台通義 熊本城重兵官引越泉通 橋空坂下迄之通	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070697200、『明治13年 第5号審按 10 従10月1至12月』 (防衛省防衛研究所)	—	
165		11	27	熊本人民從軍戦死者記念碑	児島歩兵中佐	熊本鎮台 佐官 御中	総本・第四四六号 先般熊本・終社員ヲ建設相成・記念・熊本県人民十条之・軍・支・戦死・者・メ記念碑建設致・人民・今般許可相成・条記念此段及御通候條也 十三年十一月二十七日 児島歩兵中佐 熊本鎮台 佐官 御中	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04029508400、『明治13年 大日記各鎮台 11月木津 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—	
166		11	30	土地売買譲渡規則	太政官	一	第五十二號 土地売買譲渡規則別紙ノ通稱・一條條之・布告候事 但明治八年六月第六百六號布告并同年十月第五拾三號布告廢止候事 土地売買譲渡規則 第一條 凡所有一ノ土地ヲ売買シ譲渡サント欲スル者ハ売買譲渡証文ニ地券ヲ受ケ之ヲ受入人又ハ譲受人ニ附屬スヘシ 但一筆ノ土地ヲ分割シテ典賣型印ヲ受ケタル者ハ一	『太政類典・第四編・明治十三年・第五十二卷・民法・婚姻』太00757100 (国立公文書館)	—	
167		12	21	熊本城重兵營外所轄地返却に付	内務卿松方正義	陸軍卿大山巖殿	第五四五五号 工ノ省内即一二二号 陸地第一八八号 熊本県下熊本城重兵兵營警報通 通ク御省所轄地内五百五十六坪六分四厘路ノ為返附ノ儀御通條之趣了承則該果江更前方相達候此旨御承相成度此段及御回答候也 明治十三年十二月二日 内務卿松方正義 陸軍卿大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120727300、『明治13年1月12月 諸省 9』 (防衛省防衛研究所)	—	
168	明治 14	1	22	鎮台警備通行開放に付新道開闢の地連統道路迄	内務権大書記官西村捨三	陸軍佐官御中	第一二八九号 総二六九号 熊第九七三号 熊本県下肥後国熊本区既橋ヨリ棒安坂并埋門ヲ経テ古町町ハ通スル道路之義ハ明治十年熊本鎮台警備之為ハ通行ヲ留メ五百三十七坪六分四厘新道開闢用地ニ細入相成居候処右之連統路ヲ遮断シモノニテ不都合ニ付返付之義田出ヨリ丁兵第六方面及照会條外於同所ハ無支費之見込	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09120781100、『明治14年従1月1至3月 諸省院使 開拓使被渡39 3』 (防衛省防衛研究所)	—	
169		11	16	熊本第六方面所轄地之借用	熊本県 申入	工兵第六方面本署 御中	御所轄地之内本県山崎郷土山砲營トノ召並ニ順方北裏・内之・地・一・町・九百七十七・〇・合五十二坪指之名熊本・印分願出候各・御支・借用為致度ニ付・之御回答相成度別紙願・各面御一通相送此段及御照会候 明治十四年一月十六日 熊本県 工兵第六方面本署 御中	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0780653600、『明治15年1月12月 「大日記 議趣、意見、参入」 自1号至142号』 (防衛省防衛研究所)	—	
170		12	23	熊本県北赤松空地貸渡の義に付同	工兵第六方面代理 陸軍歩兵少佐佐安有男	陸軍省大山巖殿	伍第四二二号 熊本県北赤松郷下之空地ニヶ所貸渡之義ニ付同 右者熊本県因該之山崎兵營之間并同県北赤松郷下之空地借用之義同案ヨリ協議ニ付熊本鎮台へも及協議候處支障無之旨別紙等之通回答申候處別紙各面中紫色ニイ之 地所者其當ニ近接シ彼是支障可有其地ハ印上ヨリ印ニ至ル合額五百三十三坪七合五厘之其所ニ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0780653500、『明治15年1月12月 「大日記 議趣、意見、参入」 自1号至142号』 (防衛省防衛研究所)	—	
171	明治 15	1882	1	19	熊本空地貸渡	工兵第六方面	明治十五年一月十九日 卿 房長 総務局長 伍第四二二工兵第六方面ヨリ熊本県北赤松空地貸渡 同 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙之件参謀本部意見之通御貸渡相成可然存候仍テ工兵第六方面ハ御指令案取調及上申候也 御指令案 何之通	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070916000、『明治15年 第4号審按 従1月至3月』 (防衛省防衛研究所)	—	
172		2	4	陸軍所轄地賃借額及明細書	源川得員	陸軍省	明細書 熊本県熊本区古京町・崖下番地 陸軍御所轄地朱線内面積七百坪二合・一借用地料金三銭 但別紙測量図一葉 水溜り一ヶ所 一家屋無之 一樹木無之 各之通ニ御雇候事 熊本県熊本区新堀町三十一番地 明治十五年二月四日 源川得員 同件同区同町二十八番地 保証人湯井松・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0780670200、『明治15年1月12月 「大日記 議趣、意見、参入」 自1号至142号』 (防衛省防衛研究所)	—	
173		3	24	熊本区古京町所轄地之貸渡に関する件	工兵第六方面代理 陸軍歩兵少佐佐安有男	陸軍卿大山巖殿	伍第七〇〇号 熊本区古京町所轄地御貸渡之義ニ付同 熊本県熊本区古京町・崖下番地面積為七千二百二合 地所間果・区新堀町源川得員ヨリ借用度旨出願之趣該果ヨリ照會有之調査候事・用之目途ヨリ無之候ニ付・一ヶ年期約ヲ以テ御貸下ニ相成度此段相候條也 丁兵第六方面代理 明治十五年三月二十四日 陸軍歩兵少佐	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0780670000、『明治15年1月12月 「大日記 議趣、意見、参入」 自1号至142号』 (防衛省防衛研究所)	—	
174		6	9	棒安坂下倉庫引渡の件	工兵第六方面	陸軍省	明治十五年六月九日 卿 房長 総務局長 伍第一二七九号 工兵第六方面同棒安坂下倉庫引渡ノ件 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙之件ハ御許可相成可然仍テ御指令案並 熊本鎮台へ御達案取調及上申候也 御指令案 何之通 但御受之儀熊本鎮台へ相達候事御達案 熊本城内棒安坂下倉庫其台へ引渡就丁兵第六方面本署ヨリ届出開届條々該台へ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09070953800、『明治15年 第5号審按 従4月至6月』 (防衛省防衛研究所)	—	
175		6	14	城郭実測図等の調整、提出の通知	工兵第六方面代理 陸軍歩兵少佐佐安有男	陸軍歩兵中佐児島益謙殿	方第二百八十号 各存城郭実測図及引渡條附近之附屬地同ニモ参謀本部ニ於テ需用之義申進候条当所管内城郭図面各正副二築実製圖可差出旨本年二月十日附送第七九二号ヲ以御照会之趣致テ承以開会轄内各存城郭図面正副二築実製圖各始案調製並進候條圖面取相成度此段申進候也 追テ製図例ニ本九ノ一ノ二ノ三ノ四ノ五ノ六ノ七ノ八ノ九ノ十ノ十一ノ十二ノ十三ノ十四ノ十五ノ十六ノ十七ノ十八ノ十九ノ二十ノ二十一ノ二十二ノ二十三ノ二十四ノ二十五ノ二十六ノ二十七ノ二十八ノ二十九ノ三十ノ三十一ノ三十二ノ三十三ノ三十四ノ三十五ノ三十六ノ三十七ノ三十八ノ三十九ノ四十ノ四十一ノ四十二ノ四十三ノ四十四ノ四十五ノ四十六ノ四十七ノ四十八ノ四十九ノ五十ノ五十一ノ五十二ノ五十三ノ五十四ノ五十五ノ五十六ノ五十七ノ五十八ノ五十九ノ六十ノ六十一ノ六十二ノ六十三ノ六十四ノ六十五ノ六十六ノ六十七ノ六十八ノ六十九ノ七十ノ七十一ノ七十二ノ七十三ノ七十四ノ七十五ノ七十六ノ七十七ノ七十八ノ七十九ノ八十ノ八十一ノ八十二ノ八十三ノ八十四ノ八十五ノ八十六ノ八十七ノ八十八ノ八十九ノ九十ノ九十一ノ九十二ノ九十三ノ九十四ノ九十五ノ九十六ノ九十七ノ九十八ノ九十九ノ百ノ百一ノ百二ノ百三ノ百四ノ百五ノ百六ノ百七ノ百八ノ百九ノ百十ノ百十一ノ百十二ノ百十三ノ百十四ノ百十五ノ百十六ノ百十七ノ百十八ノ百十九ノ百二十ノ百二十一ノ百二十二ノ百二十三ノ百二十四ノ百二十五ノ百二十六ノ百二十七ノ百二十八ノ百二十九ノ百三十ノ百三十一ノ百三十二ノ百三十三ノ百三十四ノ百三十五ノ百三十六ノ百三十七ノ百三十八ノ百三十九ノ百四十ノ百四十一ノ百四十二ノ百四十三ノ百四十四ノ百四十五ノ百四十六ノ百四十七ノ百四十八ノ百四十九ノ百五十ノ百五十一ノ百五十二ノ百五十三ノ百五十四ノ百	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10072747500、『明治15年従1月1至6月 兵各方面』 (防衛省防衛研究所)	—	
176		12	28	故陸軍佐長谷村計介の功牌碑東京靖国神	前熊本司令官 陸軍中將谷村中	陸軍卿大山巖殿	三月二日陸軍省案候故陸軍佐長谷村計介功牌建設場所之儀ニ付前熊本鎮台司令官谷中將ヨリ別紙ノ通願出候處是迄靖国神社附屬地内ニ於テ案来ノ功牌ヲ併祀セシ機牌ハ建設差許候儀有之候得共今般願出ノ如キ一ヶ所ノ為メニ設クル可致候儀ハ無之抑同儀内之儀ハ給テ六圓ト相類似セルモノニ付当省限り許可致候儀ニモ至リ甚候間	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A1511068400、『公文類聚、第七編・明治十四年・第六十一巻・土地・土地諸則一雜載』(国立公文書館)	—	
177	明治 16	1883	2	14	所轄地賃渡し込後其後代御下付の件	工兵第六方面代理 陸軍歩兵少佐佐安有男	陸軍卿大山巖殿	工ノ地方九五号 六方第三号 会甲第二百九十二号・・・・・・第一八六号 所轄地賃渡し込後其後代御下付の件 丁下附可相成哉否・之義同 所轄地熊本区山崎練兵場傍荒無地積面四千六百餘坪同区新二丁目長崎仁平明治十二年八月以降	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04036688100、『明治16年 大日記 砲工方面 3月木津 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—
178		4	4	熊本旧古城地受取の件	熊本鎮台	陸軍省	明治十六年四月四日 同五日照会 卿 房長 総務局長 肆第七七八号 熊本鎮台ヨリ何熊本旧古城地受領之件 別紙之件ハ参謀本部ニ於テ受領相成可然旨意見ニ付工兵第二方面御上之通照会相成可然存候因テ案文取調意見申進候也 照会按 別紙肆第七七八号之通熊本鎮台ヨリ申相成候願テハ該地並城壕並北受領之上当少ハ入居ハ・成之通能	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09071451900、『明治16年 4号審按 48 16 3月~4月』 (防衛省防衛研究所)	—	
179		7	18	陸軍所轄地貸下之儀	工兵第二方面代理 工兵中佐別役成義	陸軍卿大山巖殿	五第一一七五号 会甲百二十三号 工ノ五百五十三号 陸軍第五二五号 陸軍所轄地貸下之儀ニ付同 陸軍駐轄地熊本区古城新野跡地千〇五十九坪一ヶ月金二六銭五厘 借地料下・メ拝借之儀熊本県下熊本区新二丁目長・長崎佐太郎・・・・・・長崎次郎	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04030759600、『明治16年 大日記 砲工 8月木津 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—	
180		9	3	熊本古京町所轄地貸下の件	工兵第二方面代理 工兵中佐別役成義	陸軍卿大山巖殿	五第一一三五号 工ノ地第二百二号 二工ノ六百六十六号 総木工第六三十三号 熊本古京町所轄地御貸下之儀同 肥後国熊本区古京町陸軍駐轄地面積千七百四十七坪并二建家一棟右ハ熊本偕行社幹事山口素臣副幹事阪元純照	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04030773600、『明治16年 大日記 砲工部 9月木津 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—	
181		10	4	熊本県在庁地受領方云々申入	志志方少佐	工兵第一方面佐官 御中	總木工第六七号 熊本県殿・熊本古城地受領・・・・・・ニ付該・ヨリ回答之儀・・・・・・本年八月八日附テ之儀 熊本鎮台上申・・・・・・第モ有之候・該周間・・・・・・地ノ之當省・御取調何分・有之度此段申入候也 十六年十月四日・・・・・・官房・・・・・・長心	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04030784200、『明治16年 大日記 砲工部 10月木津 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—	
182		11	17	渡邊駒兵衛の隠匿テ人力車を破壊し	熊本鎮台	陸軍省	明治十六年十一月十七日 二十日付 卿 総務局長 房長 肆第三三三九号 熊本鎮台ヨリ渡邊駒兵衛人力車調馬の隠匿テ人力車ヲ破壊シテ弁償金ノ件同 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙肆第三三三九号同之件審案仕候處馬局馬ニ於テ調馬相成費ノ陸軍方ヲ抽削シ裏書証資料等宜テ以テ支給シ生例之 候間何之趣御指掛出費中難費ヲ支支出可	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09071599400、『明治16年 4号審按 48 23 11月』 (防衛省防衛研究所)	—	
183	明治 17	1	22	熊本花園山埋葬地へ石碑建設の件	工兵第二方面	陸軍省	明治十七年一月二十二日 二十六日付 卿 房長 総務局長 伍第三三三五号 工兵第二方面同熊本花園山埋葬地へ石碑建設ノ件 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙之件番按候処同方面同出ノ理、へ石碑建設スルトモハ埋葬人ノ体上ヲ通過テ人情二戻リ且ハ費難ヲ相難シ・・・・・・蒙リ別紙願出無支費付箋ノケ所へ石碑建設シ全体ノ彫石及ヒ至	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09072336100、『明治17年 第5号審按 従1月至4月』 (防衛省防衛研究所)	—	
184		4	30	熊本鎮台接近地(新堀町)買収の件	工兵第二方面代理 別役成義	陸軍卿山縣有朋殿	熊本城外七條新堀町門前左・受領地ハ買収相成候様致度此段書願図面相添相候候也 十六年四月二十日 工兵第二方面代理別役成義	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04031463200、『明治17年 大日記 鎮台 5月木津 陸軍省総務局』 (防衛省防衛研究所)	—	
185		5	3	熊本城内砲陣設置地代借人交替の件	工兵第二方面	陸軍省	明治十七年五月三日 五日付 卿 総務局長 房長 伍第五五六号 工兵第二方面同砲陣設置地代借人交替之件 主任局長 副長及次長 主任課長 別紙伍第五五六号之件番按仕候該地ハ・テ無年期無賃料ニテ貸渡相成居 場所ニ付供人交替候也 争・支無之ト・存候・御許可相成可然存・仍テ御指令案取調及上申候也 御指	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09072357700、『明治17年 第5号審按 従5月至8月』 (防衛省防衛研究所)	—	
186		5	24	熊本県在庁宇古城の皇族受領の儀差支に付再	内務卿松方正義	陸軍卿西郷從道殿	第一六七三号 陸地第二八号 熊本県在庁宇古城兵備上必須ノ地ニ付皇族御受領之義御照会有之候該石屋ノ上ニ一家屋塀・・・・・・等建設目下該果於テ使用居居候儀一有之ハ御取除ハ地形変換等ノ儀ニハ無之皇土庫保存ノ一トニ之趣果ステ然ハ石屋塀保存付該果へ相達今後石屋塀変換ヲ要スル時ハ熊本鎮台へ協議ノ上於テ政候條取計候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09121145100、『明治17年従5月8日迄 諸省院府』 (防衛省防衛研究所)	—	
187		5	26	熊本県下の地所受領に関する件	地理局長板垣敏	陸軍佐官御中	第一六六五号 工ノ地第一五七七号 地二〇二二号 熊本県下熊本区新堀町三十九田及四十一田三十三田之内六十七坪七坪七三三三			

[illegible]

214	4	15	熊本鎮台砲兵第六聯隊第三大隊ヲ松馬場新當ニ移転セリ	官報	—	四月十五日官報抄録熊本鎮台砲兵第六聯隊第三大隊ハ去ル四日松馬場新當ニ移転セリ(陸軍省)	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111319200、『公文類聚、第十一編・明治二十年・第十二巻・兵制門二・陸海軍官制二・庁衛及兵	—
215	6	9	熊本鎮台砲兵第六聯隊事務取扱方之件	陸軍省総務局長児島益謙殿	—	伍第八四四号 第六師団監督部 師団監督部事務取扱方之件 明治二十一年七月十三日副官ヨリ回答按 師団監督部ノ師団ニ於ル事務取扱区域之義ニ付御協議之趣ヲ承承ハ定額及ヒ給上ニ付師団長ヨリ陸軍省ニ照会若クハ申請スベキ事件アリテ監督部通牒アリ時ハ監督部条例第十八条ニ拠リ意見ヲ開陳スルニ止リ可然又同条例第二十一条ノ場合ニ在リテハ其事件ヲ呈するト否トハ協議ノ上適宜御取計可然存候此義及御答候也旧鎮台会計部ハ司令部直屬セシメ以テ経理給養ニ関係ノ事件ニ付司令部ヨリ上申下達ノ文書ハ總ア該部ニ於テ草案ヲ呈シ候処監督部条例御発布以後ハ草案ヲ呈セ意見ノシ陳述致来候ルニ般師団条例之発布監督部ハ師団ノ支部ニ置レタルニ因リ経理給養ニ関係ノ事件ハ總テ草案ヲ司令部ノ議案紙ニ認メ呈スヘキ旨	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050050400、『明治21年 伍大日記 7月』(防衛省防衛研究所)	—
216	6	22	熊本鎮台陸軍省所轄土地家屋等賃渡及返付	熊本鎮台監督部長井出正章代理熊本鎮台監督部、・・課長岡村宣通	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊本鎮台陸軍省所轄土地家屋等深川將養外五込継続賃渡及返附等別紙之通ニ候間此段及報告候也 明治二十年六月二十二日 熊本鎮台監督部長井出正章代理熊本鎮台監督部課長遠藤啓 陸軍大臣伯爵大山巖殿 熊本鎮台陸軍省所轄土地家屋継続賃渡及返地取調書 地名 地権 借料金 賃渡年限 借賃人 熊本県肥後国熊本地区京町北嶺下空地 百	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10050364000、『明治20年 編冊 各監督部』(防衛省防衛研究所)	—
217	7	6	松島渡路橋梁渡津等賃料請求差止方を確定ス	熊本県	内務省	七月六日熊本県ヨリ近衛鎮台充員及後備部召集ノ節等私費渡路橋梁渡津等賃料請求差止方ヲ確定ス官報抄録去月二十日熊本県ヨリ内務省へ明治十九年十月陸軍省令甲第三十九号陸軍省召集第三項ノ主旨ヲ兵員ニ通行敏速ヲ期スルニ外ナラサルベク思考致候遊々ハ從來人民私費ヲ以テ開設セル道路橋梁渡津等ニ於テ賃金請求	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111431400、『公文類聚、第十一編・明治二十年・第三十四巻・運輸門四・河渠、橋道一』(国立公文書館)	—
218	7	8	勅令第二十八号ニ依リ国道路線ヲ定ム	内務省告示	—	七八日内務省告示第三号本年勅令第二十八号ニ依リ国道路線左ノ通相定ム二十年七月八日四十五号東京ヨリ横須賀鎮守府ニ達スル路線地名管轄名国日本橋一ノ横濱神奈川県武蔵金沢市岡崎間相模四十六号東京ヨリ呉鎮守府ニ達スル路線地名管轄名国日本橋四十四号田原島根安芸出雲同四十七号東京ヨリ佐世保鎮守府ニ達スル路線地名	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111431000、『公文類聚、第十一編・明治二十年・第三十四巻・運輸門四・河渠、橋道一』(国立公文書館)	—
219	明治21	1888	地所継続賃渡の義に付届	熊本鎮台監督部長井出正章	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監監第八号 熊本県、・・・古城町一番地之内空地預借入別紙、・・回部ヨリ継続相借出願之趣ヲ以該県ヨリ照会越候処別之之差支之廉助ル、・・之義ヲ承来リ明治二十二年三月起古継続之処留置、・・此段御届仕候也 明治二十一年三月十日 熊本鎮台監督部長井出正章 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060017200、『明治21年 編冊 各監督部』(防衛省防衛研究所)	—
220	4	9	古城内熊本県陸軍省所轄土地家屋等賃料に付届	熊本鎮台監督部長井出正章	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監監第五〇号 古城内元熊本県庁建家本丸内へ転築落成候ニ付一昨七日當部并ニ司架部糧倉管理諸部共転移候間此段及御届候也 明治二十一年四月九日 熊本鎮台監督部長井出正章 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060017000、『明治21年 編冊 各監督部』(防衛省防衛研究所)	—
221	4	11	古建物下渡の件	熊本鎮台監督部長井出正章	陸軍大臣伯爵大山巖殿	伍第五八四号 熊本鎮台監督部 古建物下渡方之件 明治二十一年四月二十日 伺之趣相定當価ヲ以テ仏下パン 古遺物下渡方之候ニ付伺 熊本偕行社幹事副社長ヨリ古家屋無代價下渡之儀前紙之通願出/処古建物之内基内村工兵作業地内ニ有之付、去ル明治十九年二月工兵第二方面ヨリ借落ヲ以テ、・・作業材料格納所用トシテ前上取落へ御	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050027900、『明治21年 伍大日記 4月』(防衛省防衛研究所)	—
222	5	12	陸軍軍団配備表ヲ定ム	勅令按	—	勅令按 陸軍軍団配備方ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム御名御願明治二十一年五月十二日勅令第三十一号總理大臣陸軍大臣陸軍常備國体配備軍団步兵、・・兵砲兵工兵輜重兵諸隊衛成地旅団名称司令部所在地名称司令部所在地聯隊大隊聯隊大隊第一東京第一東京第一第一第一第一東京第二十五、・・中第二佐倉第二佐倉第三東京第一	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111509700、『公文類聚、第十二編・明治二十年・第十一巻、兵制一・兵制總』(国立公文書館)	—
223	5	12	陸軍管区ヲ制定ス	勅令按	—	勅令按陸軍管区制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム御名御願明治二十一年五月十二日勅令第三十二号總理大臣陸軍大臣陸軍管区表師管旅管大隊区警備隊区管府縣第一麻布東京麻布区麹町区神田区日本橋区京橋区南九南豊前赤坂区四谷区小石川区牛込区芝区豊多摩郡伊豆十島地奈川、・・郡筑前郡西多摩郡南多摩郡北多摩郡埼玉	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111509800、『公文類聚、第十二編・明治二十年・第十一巻、兵制一・兵制總』(国立公文書館)	—
224	5	12	鎮台条例ヲ廃止シ師司令部条例ヲ制定ス	勅令按	—	明治二十一年五月 師司令部條例制定鎮台條例廃止旅団司令部條例制定大隊区司令部條例制定衛成地旅団條例制定陸軍管区表制定之件 陸軍大臣伯爵大山巖殿之通奉仰充候候也師司令部條例旅団司令部條例制定鎮台條例廃止大隊区司令部條例制定陸軍軍団配備表陸軍管区表別紙之通相定相成度 勅令案 陸鎮台條例ヲ廢止シ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111513000、『公文類聚、第十二編・明治二十年・第十二巻、兵制二・陸海軍官制一』(国立公文書館)	—
225	7	23	肥後國熊本郵便局同電信局ヲ合併ス	逓信省告示	—	七月二十三日逓信省告示第百十九号来月八日ヨリ肥後國熊本熊本郵便局熊本電信局ヲ合併シ熊本郵便電信局ト稱シ同日ヨリ其事務ヲ取扱ハシメ二十一年七月二十三日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111615100、『公文類聚、第十二編・明治二十年・第三十九巻、運輸二・郵便通信二』(国立公文書館)	—
226	9	28	陸軍々隊ヲ増設ス	官報	—	九月二十八日官報抄録本年十二月第五師団歩兵第二十一聯隊、第二十二聯隊、第六師団歩兵第二十聯隊、第二十四聯隊へ各、第三大隊第一師団騎兵第一大隊、工兵第一大隊へ各、第三中隊ヲ輜重并第一大隊第一中隊、第二中隊へ各、一小隊ヲ第二師団工兵第一大隊、第二師団、工兵第二大隊へ各、第二中隊ノ内一小隊ヲ第四師団工兵第一大隊	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111511500、『公文類聚、第十二編・明治二十年・第十一巻、兵制一・兵制總』(国立公文書館)	—
227	11	1	第六師団工兵第一大隊ヲ移転ス	官報	—	十一月一日官報抄録第六師団工兵第一大隊ハ熊本城郭内千葉城へ仮ニ移転ス二十一年十一月一日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15111528900、『公文類聚、第十二編・明治二十年・第十五巻、兵制五・庁衛及兵營、兵器馬匹及輦	—
228	12	10	衛生材料廠及看護學教育所に係る新築	會計局長 役務局長	—	二第三七五六号 衛生材料廠及看護學修業台教育所ニ係ル新築及模様替之儀ニ付申進戰時衛生材料追々準備致候一就テハ近衛師団ニ衛生材料廠之建設ヲ要シ且今般被相達時衛生病院條例一依リ各衛成病院内ニ看護修業教育所之建設ヲ要シ、・・衛生材料廠ハ本年度内ニ於テ大坂師団ニ一棟ヲ新築シ他ハ後年度ニ備ヘ看護學修業兵校	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06080635500、『明治21年 貳大日記 12月』(防衛省防衛研究所)	—
229	明治22	1889	大日本帝國憲法ノ制定	陸軍大臣伯爵黒田清隆、樞密院議長、樞密院議長	—	朕奉天ノ運ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕親親スル所ノ臣民ノ即チ朕ノ祖宗ノ恩撫慈養シタマヒ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ之ヲ二俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セシムコトヲ望ミ又十四年七月十二日ノ詔命ヲ踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕力率由スル所ヲ示シ朕力後嗣及臣民及	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020029600、『御署名原本・明治二十二年・憲法十月十一日、大日本帝國憲法』(国立公文書館)	—
230	2	25	兵營湯吞所移転ノ件	第六師団監督部長井出正章	陸軍大臣伯爵大山巖殿	伍第三一三号 第六師団監督部 砲兵第六連隊湯吞所移転ノ件 明治二十二年二月二十五日 伺之趣聞屆ケ難シ右移転致不致ト敢而差支無之見込ニ有之候付御聞届不相成方可然存候也 陸軍省受領 伍第三一三号 熊監監甲第七号 砲兵第六連隊湯吞所移転之義ニ付伺 砲兵第六連隊湯吞所移転湯吞所之義ハ其位階部部背後ノ入口ニ接シ而シテ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050111400、『明治22年 伍大日記 2月』(防衛省防衛研究所)	—
231	2	25	看護學校修業兵教育所建設ノ件	第六師団監督部長井出正章	陸軍大臣伯爵大山巖殿	伍第二一八号 第六師団監督部 看護學修業兵教育所建設之件 議按 明治二十二年三月六日 伺之通 看護學修業兵教育所建設方之義ニ付伺 一金九百六十一円四十三銭 内 金九十一円五十三銭 熊本衛成病院看護室ヨリ看護學修業兵教育所ニ變換費 金四百四十三 小倉衛成病院看護室ヨリ新築費 金三百二十三圓圓圓衛成病院看護室ヨリ新築費 右當	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050116300、『明治22年 伍大日記 3月』(防衛省防衛研究所)	—
232	3	22	土地台帳規則	陸軍大臣伯爵黒田清隆、陸軍大臣伯爵大山巖殿	陸軍大臣伯爵黒田清隆	陸士土地台帳規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 陸陸 内閣總理大臣伯爵黒田清隆 内務大臣伯爵松方正義 勅令第三十九号 土地台帳規則 第一条 土地台帳ハ地租ニ關スル事項ヲ登録ス 第二条 市ノ土地台帳ハ府県庁ニ於テ之ヲ土地台帳ハ島庁府役所ニ於テ之ヲ設ケ其事務ヲ取扱フシ 第三条 登記所ニ於テ土地所有ノ移転及買入ノ登記ヲ為シ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020037300、『御署名原本・明治二十二年、勅令第三十九号、土地台帳規則』(国立公文書館)	—
233	7	18	存置を要せざる城郭及び不用土地等其売却の件	工兵局	會計局師	陸監監第八号 熊本県、・・古城町一番地之内空地預借入別紙、・・回部ヨリ継続相借出願之趣ヲ以該県ヨリ照会越候処別之之差支之廉助ル、・・之義ヲ承来リ明治二十二年七月二十五日 工兵局方面へ御達ス 各方面管理之別記城郭砲台地等所管監督部へ引渡スヘシ 陸軍省達達乙第三六七号 各師団監督部へ御達ス (第四師団監督部ヲ除ク) 別紙之通所並部へ引渡ス方ニ相達ス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06080856200、『明治22年 貳大日記 8月』(防衛省防衛研究所)	—
234	7	18	貸渡地所家屋受領御届	第六師団監督部長井出正章代理第六師団監督部、・・課長岡村宣通	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監監甲第二一二号 貸渡地所家屋受領御届 古城内旧熊本警備隊旅団所轄地所家屋之義去月二十年八月八日熊監監甲第二三九号出伍第七中第八号御附合ニ依リ同年八月九日備去ケ年間に定約ヲ以テ第五高等中学校へ貸渡中之處今般般附合来候間此段御届致候也 明治二十二年七月十八日 第六師団井出正章代理 第六師団井出監督部總務課長	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060173200、『明治22年 編冊 各監督部 陸軍省』(防衛省防衛研究所)	—
235	7	29	地震による城内石垣各城兵舎等損害報告	第六師団監督部長井出正章	大山陸軍大臣	陸監監第八号 熊本県、・・古城町一番地之内空地預借入別紙、・・回部ヨリ継続相借出願之趣ヲ以該県ヨリ照会越候処別之之差支之廉助ル、・・之義ヲ承来リ明治二十二年七月廿九日 第六師団井出監督部長 大山陸軍大臣	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060173400、『明治22年 編冊 各監督部 陸軍省』(防衛省防衛研究所)	335
236	7	30	土地収用法制定	陸軍大臣伯爵黒田清隆、陸軍大臣伯爵大山巖殿	陸軍大臣伯爵黒田清隆	陸士土地収用法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 陸陸 内閣總理大臣伯爵黒田清隆 内務大臣伯爵松方正義 法律第十九号 土地収用法 第一章 總則 第一条 公共ノ利益ノ為メノ工事ニ必要アレキハ此法律ノ定ムル所ニ依リ損失ヲ補償シテ土地ノ取用又ハ使用スルコトヲ得 土地ノ使用ハ三年以内ニ限ル但一年以上二年以上使用ノ為メタルノ形	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020031800、『御署名原本・明治二十二年、法律第十九号、土地収用法制定』(国立公文書館)	—
237	7	31	震災損害届	第六師団監督部長井出正章(印)	陸軍大臣伯爵大山巖殿	陸監監第九一五号 熊監監甲第二三五号 震災損害届 一昨廿九日不取敢電報ヲ以テ上申致置候通り、去ル廿八日午後十一時三十分頃突然大地震動、其勢頗ル激烈ノ為當城内石垣或ハ岸等數ヶ所破損、各官舎各兵營及兵器彈藥庫其他官舎諸建物等損害少カラズ、經理部主恐々人力ノ為ス能ハズ、空シク夜ノ明ヲ俟テ取調ニ着手候ニ、トシテ震害ニ罹ラサルナク、容易取調難出來、漸ク本日ニ至リ略目途相立候間、實況ノ概況別冊ヲ以テ及御届候也 尚修繕費用ノ儀ハ詳細取調、明治上申可致為念申添候也 明治二十二年七月三十一日 第六師団監督部長井出正章 (印) 陸軍大臣伯爵大山巖殿 追テ小倉・福岡・対馬警備隊、福元育成所、長崎分遣隊等取調候也、執レモ三損所無之旨申	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050216000、『明治23年 伍大日記 2月』(防衛省防衛研究所)	342

近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化

238		8	3	地震報告及 武庫火薬庫 の火災損害 無し報告	第六師団 監督部長 井出正章	陸軍大臣	伍第九二一号 熊本 陸軍大臣 井出監督部長 今年前二時十分震動強ク、為メニ武庫・火薬庫ニ応用セル城内西出丸ニ在ル十間ニ三間ノ櫓一棟、石垣ト共ニ崩潰セリ、右石垣櫓共崩潰ノ懸念アルヲ以テ火薬ハ仮小屋ヲ設ケ、前日之レ移シタルニ依リ損害ナシ、尤モ砲兵隊ヨリ預リノ大小榴弾ノ火薬、儘カニカラザレモ、凡ソ四五十斤程損害セシ趣キナリ 明治廿二年八月三日	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060173500、『明治22年 編制 各監督部 陸軍省』(防衛省 防衛研究所)	345
239		8	7	震災ニ関ス ル諸報告	第六師団 軍医部・ 衛戍病院 ・第六 師団監督 部	明治天皇	「震災ニ関スル諸報告 第六師団軍医部」 一、這回震災ノタメ負傷セシ者ハ別表ニ掲グル如ク、歩兵第十三聯隊ニ於テ兵卒一名、兵舎ノ階梯ヨリ飛下シ為ニ腰部ヲ打撲シ即時入院セシモ、漸ク快方ニ赴ケリ・・・明治廿二年八月七日「震災破損所概観書 第六師団監督部」師団司令部 一、本衛棟棟瓦凡式拾八間及壁凡百式拾八破損・・・「震災破損所概観書付録 第六師団監督部」巻号 石垣破壊 凡 長二十間 高五間 百坪・・・六拾九号 石垣破壊 凡 長十間 高三間半 三拾五坪 面積合計三千零六拾貳坪六合・・・	『震災ニ関スル諸報告』、識別番号 50272 (宮内公文書館)	356
240		8	19	城郭修築保 存之件	第六師団 監督部長 井出正章	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	伍第九七四号 序名 第六師団監督部 件名 城郭修築保存之件 議按 明治二十二年十二月五日 何之趣、本年度ニ於テ金九千七百八十七円五拾貳錢六厘増額候条、該金額ヲ以テ緊急ノ修繕ヲ為シ、其他ハ可成節約ヲ旨トシ費用取調更ニ伺出ヘシ 十二月九日 熊監発甲第二五二号 城郭修築保存之義ニ付請 当熊本城ハ、肥後守加藤氏慶長六年或ハ四年築城之土エヲ起シ、同十二年竣工、・・・今ヲ距ル二百八十余年間、城郭垣壁等風雨震災ニ今回ノ如キ大破壊落セシヲ聞カス、・・・修築費用、概算金七万三千五百餘円ヲ要ス、況ヤ全部保存修築ノ・・・今ニシテ保存費用ノ為メ名城ノ旧跡ヲ失フノ遺憾限リナシ、依テ目下急務ノ修築費用別途御下附ノ上、尚後來保存修築ノ御計画有之、至急何分之御指揮有之度候也 尚々此度震災ニ罹ル修築費用概算並ニ損所絵図面相添候也 明治二十二年八月十九日 第六師団監督部長井出正章 (印) 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050188900、『明治22年 伍大日記 12月』(防衛省防衛研 究所)	361
241		9	6	借行社敷地 拝借の件	第六師団 監督部長 井出正章	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	伍第一〇二六号 第六師団監督部 借行社敷地拝借之件 明治二十二年九月十七日 借行社及殉難者記念碑敷地ニ限り何之通 借行社敷地等拝借之義ニ付伺 従来借行社拝借敷地及其付属地之義ノ敷地ノ出願ニ係リ借用年限等不判明ノ分モ有之折柄今般般計局主務課ヨリ従来拝借ニ係ル分ハ此際更ニ図面等添付可伺出旨通達之次第有之修繕費ニ付	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050165100、『明治22年 伍大日記 9月』(防衛省防衛研 究所)	—
242		9	10	熊本震災に 係る修繕費 別途下付協 議案	会計局長 (印)	大蔵大臣 伯爵松方 正義 (印)	式第一〇四号 会四第一二六号 熊本震災ニ係ル修繕費別途下付之義ニ付、左按之通大蔵大臣ハ御協議相成度候也 明治二十二年九月十日 会計局長 (印) 大蔵大臣ハ御協議案 去ル七月廿八日、熊本地方激震地盤壊裂等之為メ、熊本城石垣及建物等大ニ損害ヲ蒙リ、・・・修繕費金拾万七千五百八拾三円三拾九錢ノ多額ヲ要シ候処、・・・臨時別途下付之義、至急設議相成度、別紙計算書相添及協議候也 送甲第一六六三九号 市進第七四號 本市會ニ於テ選挙区域ニ関スル條例ノ件別紙ノ通議決・・・ニ付許可ヲ請フ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06080899500、『明治22年 貳大日記 11月』(防衛省防衛研 究所)	364
243		11	6	熊本県熊本 市参事會熊 本県熊本市 条例ヲ設ク	熊本市長 杉村大八	内務大臣 伯爵山縣 有朋殿	市進第七四號 本市會ニ於テ選挙区域ニ関スル條例ノ件別紙ノ通議決・・・ニ付許可ヲ請フ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15112164500、神奈川県横浜 市、熊本県熊本市、福岡県小倉市 条例ヲ設ク (国立公文書館)	—
244		12	9	作業場増地 買収の件	第六師団 監督部長 吉沢直行 代理第六 師団監督 部	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	伍第一五三四号 第六師団監督部 ・・・兵作業場増地置・・・ノ件 議按 明治二十三年一月二十日 何之通 一月二十三日 陸内第二二七号 二十二年十二月二十八日送甲第二三〇四号ヲ以テ肥後国飽田郡島崎村及機手村友民有地国込並置・・・之件ニ付照会之趣ニ・・・右・・・本日其旨地方庁ヘ刻・・・取計・・・条此段及回答・・・也 明治二十三年一月二十九日 第六師団監督部 歩砲兵作業場買収地交領・・・ノ件 議按 明治二十三年三月六日 内閣ニ被告案 熊本県肥田郡飽田郡島崎村及機手村友民有地官民省地舎面積一・・・三千七百三十五・・・六・・・四号 砲兵作業場トシテ官省地ハ回・・・民省地ハ置・・・シ・・・内務省協議・・・省ヘ致・・・領ノ条及報告ノ出 三月十七日 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050199500、『明治22年 貳大日記 11月』(防衛省防衛研 究所)	—
245	明治 23	1890	2	作業場買収 地受領済の 件	第六師団 監督部長 吉沢直行 代理第六 師団監督 部	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	伍第二九八号 第六師団監督部 歩砲兵作業場買収地交領・・・ノ件 議按 明治二十三年三月六日 内閣ニ被告案 熊本県肥田郡飽田郡島崎村及機手村友民有地官民省地舎面積一・・・三千七百三十五・・・六・・・四号 砲兵作業場トシテ官省地ハ回・・・民省地ハ置・・・シ・・・内務省協議・・・省ヘ致・・・領ノ条及報告ノ出 三月十七日 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0705024600、『明治23年 伍大日記 3月』(防衛省防衛研 究所)	—
246		2	25	地所貸渡の 件	第六師団 監督部長 吉沢直行	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	伍第三二一号 第六師団監督部 地所貸渡之件 提出 二十三年七月十七日 執行 年月日 何之通 七月二十日 熊監三甲第四三三号 熊本城宇屋敷貸渡之義ニ付伺 一 地積三百三十三坪五合併借人河ノ正次郎 但三千年間貸渡地科一年金九十六錢 右地所各兵營ニ電気灯点灯御用出願致置候ニ付テハ該御用允許相成候上ハ機械設置之為メ拝借出願之趣ヲ以テ熊本県知事ヨリ照会・・・候然ルニ右各隊所用之灯火ヲ電気灯ニ交換之儀御認可相成候上ハ該機械場ノ如キハ所轄地内ニ有之候・・・ハ有事ノ日に於テ左弁益不少且該地ハ目下不用ニ有之候間尚兵工第二方面ヘモ達協議候処同方面ニ於テモ意存無之旨回答候間他ニ使用之御計画	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050232000、『明治23年 伍大日記 3月』(防衛省防衛研 究所)	—
247		4	7	熊本借行社 ヘ地所貸渡 の件	第六師団 監督部長 吉沢直行	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	伍第五一八号 第六師団監督部 熊本借行社地所貸渡ノ件 提出 二十三年四月二十一日 執行 年月日 何之通 地所貸渡方之義ニ付伺 熊本借行社敷地之義ハ曾テ貸渡相成居候処追々騎兵並ニ憲兵隊等御設置相成随テ將校之人員モ増加シ集会等之節ハ家屋狹隘ニシテ差支候ニ付件々ハ増築之見込ニ有之然ルニ目下其余地無ニ依リ宮内町旧日兵熊・・・第一五二二号 別紙市條例御裁可ノ件上奏書進達ス 明治廿三年六月廿日 内務大臣伯爵西郷従道 内閣総理大臣伯爵山縣有朋殿 市條例御裁可ノ件 熊本縣熊本市ニ於テ選挙区域外四件ニ関スル條例ヲ議決シ別紙ノ通許可ヲ稟請スルニ及ヘリ依テ之ヲ審査スルニ何レモ相當ノ規・・・ト被下候ニ付御裁可被為財部議決書ヲ相添謹テ上奏ス 明治廿三年六月四日 内務大臣伯爵西郷従道 市進第七四號 本市甲會ニ於テ選挙区域ニ関スル條例ノ件別紙ノ通議決ニ付許可ヲ請フ 熊本縣熊本市参事會 明治廿二年十一月六日 熊本縣熊本市市長 杉村大八 内務大臣伯爵山縣有朋殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050240300、『明治23年 伍大日記 4月』(防衛省防衛研 究所)	—
248		6	20	熊本市条例 ヲ設ク	内務大臣 伯爵西郷 従道	内閣総理 大臣伯爵 山縣有朋 殿	伍第八六二二号 序名 第六師団監督部 件名 新営費中流用之義ニ付伺 提出 二十三年八月十四日 何之通 八月十六日 伍第八六二二号 熊監發第八六号 本年度新営費各所新営予算御達高之義ハ、金三千百三拾六円七拾五錢ニ有之候、然ルニ實際工事ニ着手致候処、昨年震災ノ為メ地盤ニ破損ヲ生セシ箇所不敷、加之移転改築ヲ要スルモノノ中ニハ破損腐朽ノ材料亦少シトセ、因テ其地相ヲ鞏固ニシ、且ツ新材ニ取換等ノ為メ多額ノ費用ヲ要シ、實際該予算額ニテハ不足相生シ候、然ル処同項中熊本輻重庫倉庫一棟、新営予算高金五千八百八拾壹円三拾拾金ハ最初目通ノ仕法ヲ以テ競争入札施行候処、金千三百五拾七円三拾拾金ノ残餘相生シ候ニ付、之ヲ以テ各所新営ノ不足ヲ補填之義御許可相成度、別紙流用計算書相添。此段相候候也 明治廿三年六月廿四日 第六師団監督部長 吉澤直行 (印) 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15112164500、『公文類聚・第 十四編・明治二十三年・第六十九 卷』(国立公文書館)	—
249		6	24	新営費中流 用之義ニ付 伺	第六師団 監督部長 吉澤直行	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	乙七月一日参地第三四八号第一 (道路偵察報之件) 軍事必須ノ件ヲ蒐集ノ作戰上交通運輸ノ基礎ト為スハ主トシテ当本部ノ計画スル処ニ有之就テハ参謀官具他該官ノ実査ニ成ル者或ハ現ニ野砲隊ノ実験ヲ歴タル者等ハ左ノ道路調査標準ニ基キ別紙ノ十分一分一図ニ記入シ本年十月十日ヲ期シ報告スヘシ右送達ス明治二十三年七月一日参謀總長熾仁親王第一師団長男爵山縣有朋殿第二師団長男爵佐々木少将馬場第三師団長男爵黒川通軌殿第四師団長子爵高島鞆之助殿第五師団長子爵野津達貴殿第六師団長男爵野崎貢澄殿追テ全管内調査未済ニ候分ハ差向已成分メケ本文ノ期ニ報告スル義ト心得ヘシ(国道県道(図上二線道路) 其他野砲隊ノ通過シ得ヘキ道路ハ二十分一ノ地図ニ左ノ符号ニ準シ夫々記入スルモノトス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050268800、『明治23年 伍大日記 8月』(防衛省防衛研 究所)	368
250		7	1	参謀本部歴 史草案	参謀總代 熾仁親王	第一師団 長男爵山 縣有朋殿 ・・・・ 第六師団 長男爵野 崎貢澄殿	乙七月一日参地第三四八号第一 (道路偵察報之件) 軍事必須ノ件ヲ蒐集ノ作戰上交通運輸ノ基礎ト為スハ主トシテ当本部ノ計画スル処ニ有之就テハ参謀官具他該官ノ実査ニ成ル者或ハ現ニ野砲隊ノ実験ヲ歴タル者等ハ左ノ道路調査標準ニ基キ別紙ノ十分一分一図ニ記入シ本年十月十日ヲ期シ報告スヘシ右送達ス明治二十三年七月一日参謀總長熾仁親王第一師団長男爵山縣有朋殿第二師団長男爵佐々木少将馬場第三師団長男爵黒川通軌殿第四師団長子爵高島鞆之助殿第五師団長子爵野津達貴殿第六師団長男爵野崎貢澄殿追テ全管内調査未済ニ候分ハ差向已成分メケ本文ノ期ニ報告スル義ト心得ヘシ(国道県道(図上二線道路) 其他野砲隊ノ通過シ得ヘキ道路ハ二十分一ノ地図ニ左ノ符号ニ準シ夫々記入スルモノトス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C15120033500、『参謀本部歴史 草案 (12～14) 明治22～24 8/29 (宮崎史料)』(防 衛省防衛研究所)	—
251		7	21	官有地特別 処分規則	陸仁	内務大臣 伯爵西郷 従道	朕官有地特別処分規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 熾仁 内務大臣伯爵西郷従道 勅令第三百三十五号 官有地特別処分規則 第一条 内務大臣ハ左ノ場合ニ限り官有地ヲ競争ニ付セス隨意ノ契約ヲ以テ貸渡スヘキ売渡スコトヲ得 一 直接公用ニ供スル為メハ公共ノ利益トナル事業ノ為メ府県都市町村及公共組合又ハ其他ノ起業者ニ官有地ヲ貸渡スヘキ事 受領番号 伍第四九七号 序名 第六師団監督部 件名 砲兵營内ノ地所開闢ノ件 提出 二十六年八月二十四日 執行 年月日 御指令案 何之通 熊監三甲第一〇四号 野砲砲兵第六連隊之儀営内狹隘ニシテ本年度ニ於テ該隊兵器庫新営御許可アルモ之ヲ建設スヘキ余地ナシ依テ金倉敷地古城町之ニテヲ開闢シ之ニテ建設計画ニ相成居候然ルニ熊八月十八日陸軍省令第二十三号明治十八年十二月達甲第五十二号乙第六百六十七号陸軍省所轄土地家屋貸渡規則ヲ廢ス二十三年八月十八日但現今貸渡中ノモノハ満期マテ該規則ニ拠ルヘシ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020073600、『御署名原本・ 明治二十三年・勅令第三百三十五号・ 官有地特別処分規則』(国立公文書 館)	—
252		8	10	砲兵營内地 所開闢の件	第六師団 監督部長 曾山庸	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	朕官有地特別処分規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 熾仁 内務大臣伯爵西郷従道 勅令第三百三十五号 官有地特別処分規則 第一条 内務大臣ハ左ノ場合ニ限り官有地ヲ競争ニ付セス隨意ノ契約ヲ以テ貸渡スヘキ売渡スコトヲ得 一 直接公用ニ供スル為メハ公共ノ利益トナル事業ノ為メ府県都市町村及公共組合又ハ其他ノ起業者ニ官有地ヲ貸渡スヘキ事 受領番号 伍第四九七号 序名 第六師団監督部 件名 砲兵營内ノ地所開闢ノ件 提出 二十六年八月二十四日 執行 年月日 御指令案 何之通 熊監三甲第一〇四号 野砲砲兵第六連隊之儀営内狹隘ニシテ本年度ニ於テ該隊兵器庫新営御許可アルモ之ヲ建設スヘキ余地ナシ依テ金倉敷地古城町之ニテヲ開闢シ之ニテ建設計画ニ相成居候然ルニ熊八月十八日陸軍省令第二十三号明治十八年十二月達甲第五十二号乙第六百六十七号陸軍省所轄土地家屋貸渡規則ヲ廢ス二十三年八月十八日但現今貸渡中ノモノハ満期マテ該規則ニ拠ルヘシ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050496600、『明治26年 伍大日記 8月』(防衛省防衛研 究所)	—
253		8	18	陸軍省所轄 土地家屋貸 渡規則ヲ廢 ス	内閣	陸軍省	朕官有地特別処分規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 熾仁 内務大臣伯爵西郷従道 勅令第三百三十五号 官有地特別処分規則 第一条 内務大臣ハ左ノ場合ニ限り官有地ヲ競争ニ付セス隨意ノ契約ヲ以テ貸渡スヘキ売渡スコトヲ得 一 直接公用ニ供スル為メハ公共ノ利益トナル事業ノ為メ府県都市町村及公共組合又ハ其他ノ起業者ニ官有地ヲ貸渡スヘキ事 受領番号 伍第四九七号 序名 第六師団監督部 件名 砲兵營内ノ地所開闢ノ件 提出 二十六年八月二十四日 執行 年月日 御指令案 何之通 熊監三甲第一〇四号 野砲砲兵第六連隊之儀営内狹隘ニシテ本年度ニ於テ該隊兵器庫新営御許可アルモ之ヲ建設スヘキ余地ナシ依テ金倉敷地古城町之ニテヲ開闢シ之ニテ建設計画ニ相成居候然ルニ熊八月十八日陸軍省令第二十三号明治十八年十二月達甲第五十二号乙第六百六十七号陸軍省所轄土地家屋貸渡規則ヲ廢ス二十三年八月十八日但現今貸渡中ノモノハ満期マテ該規則ニ拠ルヘシ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15112157900、『公文類聚・第 十四編・明治二十三年・第六十六 卷』(国立公文書館)	—
254		8	22	熊本段山地 所授受済の 件	第六師団 監督部長 吉澤直行	陸軍大臣 伯爵大山 巖殿	伍第九六三三号 第六師団監督部 熊本臨山地所授受済ノ件 提出 二十三年九月十三日 内閣ニ報告案 熊本県飽田郡島崎村大字宮内字段山当省所轄地面積二百〇式坪新道具並設・・・地トシテ返付及同所在・・・官有道県・・・地面積百九十六坪間・・・当省ヘ受領之義内務省協議ニ付・・・受・・・条及報告・・・也 陸軍省送達 送甲第一五七四号 九月十三日 熊監三甲第一二八号 熊本県飽田郡島崎村大字宮内字段山陸軍所轄地之内新道・・・設地トシテ返付及所在・・・道・・・地受領之件熊監三甲第七〇号伺出伍第四七四号御指令ニ基キ・・・地所熊本県ト・・・受・・・ニ付此段申進・・・也 明治二十三年八月二十二日 第六師団監督部長吉沢直行 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050275600、『明治23年 伍大日記 9月』(防衛省防衛研 究所)	—

255			建物公売の義ニ付伺	第六師団監督部長吉澤直行	陸軍大臣伯爵大山巖殿	佐第一一〇七号 庁名 第六師団監督部 件名 建物公売の件ニ付伺 提出 二十三年十月二十六日 伺之通 十月廿一日 但、石瓦等總テ売却スヘシ 熊監三第一四七号 古城町元熊本縣庁及警察署地所家屋共、先年陸軍省へ受領爾後、縣庁跡家屋并土地之義ハ夫々御処分済之処、警察署跡ハ今尚存在セリ、然ルニ該家屋タル建造且旧藩已來之建物ニシテ、経年ノ久シク柱根等ハ勿論全體腐朽頗敗ニ及ヒ、加フルニ昨年之震災ニ付テモ亦若干ノ損折ヲ増加シ、到底保存之目的無之ニ依リ、処分方可同出見込之折損、去月二十三日ノ暴風雨ニ付テハ甚數傾斜ヲ生シ、將サニ転倒ニ無シタル部分モ有之、又園中赤色ノ杏棟ハ稍堅牢ナルヲ以テ便宜使用之為メヲ保留シ、餘ハ石瓦ヲ破キ此際公売候補致度、此段相伺候候 明治二十三年十月八日 第六師団監督部長吉澤直行 (印) 陸軍大臣伯爵大山巖殿 追而屋根瓦ハ各種相混同シ、普通修繕ノ用ニ適ササルノ部類モ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050284100、『明治23年佐大日記 10月』(防衛省防衛研究所)	369
256		11	官有財産管理規則	陸仁	内閣総理大臣伯爵大山巖殿	朕官有財産管理規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 陸仁 内閣総理大臣伯爵大山巖殿 内務大臣伯爵西郷從道 司法大臣伯爵山田顯義 大藏大臣伯爵松方正義 陸軍大臣伯爵大山巖 通信大臣伯爵後藤象二郎 外務大臣子爵青木周藏 海軍大臣子爵樺山資紀 文部大臣若山顯正 農商務大臣陸奥宗光 勅令第二百七十五号 官有財産管理規則 第一条 此ノ規	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020087600、『御署名原本・明治二十三年・勅令第二百七十五号・官有財産管理規則』(国立公文書館)	—
257		11	官有地取扱規則	陸仁	内閣総理大臣伯爵大山巖殿	朕官有地取扱規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 陸仁 内務大臣伯爵西郷從道 勅令第二百七十六号 官有地取扱規則 第一条 官有地ノ売買譲与交換及貸付ハ内務大臣ノ付処理ス 第二条 官有地ニ関スル願書ノ指令契約ノ締結登記ノ請求収入ノ徴収及収納並訴訟ハ内務大臣地方官ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘシ 第三条 各庁ニ於テ官有地ヲ使用セン	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050388100、『明治23年・勅令第二百七十六号・官有地取扱規則』(国立公文書館)	—
258	明治24	1891	土地面積更正の件	第六師団監督部長心得曾山庸代理同 官務局長	陸軍次官正・粘	佐第九十六号 第六師団監督部 土地面積更正之件 二十五年二月二十四日 回答案 ・・・・・・甲第一七号申出之趣了承土地其帳之義ハ訂正方・・・・支・・・・・・得・・・・度・・・・財産目録之義ハ已ニ其・・・・へ提出後ニ付・・・・更ニ方予取計・・・・ハ返・・・・二十四年度中校財産増減報告之義理由ヲ付シ右同時ニ報告相成可・・・・此段及	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050388100、『明治25年佐大日記 2月』(防衛省防衛研究所)	—
259		3	陸軍省 土地之部	陸軍大臣子爵高島勲之助	—	官有財産目録 土地之部 陸軍大臣子爵高島勲之助 陸軍省所管有財産總目録 明治二十四年三月三十一日現在 土地之部 金二百七十六千四百四十円四十七銭也 内訳 金三十二万八千三百四十四円四銭四厘 近衛監督部管理 金八十四万二千八百一十一円四十一銭五厘 第一師団監督部管理 金二十七万八千四百四十八円四十七銭 第二師団監督部管理	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050388100、『明治25年佐大日記 2月』(防衛省防衛研究所)	—
260		4	熊本憲兵隊本部敷地買収の件	第六師団監督部長吉澤直行	陸軍大臣伯爵大山巖殿	佐第一〇九号 第六師団監督部 熊本憲兵隊本部敷地買収之件 提出 二十四年三月二日 執行 年 月 日 伺之通 三月三日・・・・・・内第一号本年二月十九日送甲第四三八号ヲ以テ熊本憲兵隊本部敷地之像ニ付照会之趣了承ハ本日其旨地方庁へ及訓令時間此段及回答候也 明治二十四年二月二十四日 陸軍大臣伯爵西郷・・・・・・陸軍大臣伯爵大山	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050317300、『明治24年佐大日記 3月』(防衛省防衛研究所)	—
261		5	官有財産管理規則第十六条に依調製すべき目	軍務局長	陸軍省	会第三五五号 緊急 陸軍省受領第二第一一六号 官有財産管理規則第十六条ニ依リ調製スヘキ目録様式之義ニ付左案之通工兵両方面東京大阪兩砲兵工廠、各監督部、憲兵司令部屯田兵司令部千住製鐵所へ御達相成度候也 明治二十四年五月十一日 軍務局長 會計局長 御達案 官有財産管理規則第十六条ニ依リ調製スヘキ目録様式別冊	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06081391700、『明治24年憲大日記 5月』(防衛省防衛研究所)	—
262		5	将校集会所当番室用其他地所貸渡の件	第六師団監督部長心得曾山庸代理同	陸軍大臣子爵高島勲之助	佐第四三八号 第六師団監督部 将校集会所当番室用其他地所貸渡之件 提出 二十四年六月四日 執行 年 月 日 伺之通三月六日 熊監三甲第一九一号 将校集会所当番室用其他地所貸渡之義ニ付伺 歩兵第三連隊将校集会所ハ本隊ト隔離シ彼是不便ニ付將校私費ヲ以テ別紙図面生書之箇所へ当番室及馬廄所下副之ニ高取設置ニ付該地所借用宜	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050341400、『明治24年佐大日記 6月』(防衛省防衛研究所)	—
263		7	地所囲込の件	第六師団監督部長心得曾山庸	陸軍大臣子爵高島勲之助	受領番号 佐第五七四号 庁名 第六師団監督部 件名 地所囲込之件 提出 二十四年七月十七日 執行 年 月 日 伺之通 熊監三甲第一一七号 歩兵第二十三連隊管内へ地所囲込之儀ニ付伺 歩兵第二十三連隊花畑兵営内へ今般同連隊第三大隊官新築コ付而ハ管内狭路トナリ是迄狹窄射撃ニ使用場所ノ如キハ建設家屋ノ敷地ト相成殆ト余地無之然ルニ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050348600、『明治24年佐大日記 7月』(防衛省防衛研究所)	—
264		9	将校集会所物置場用地貸渡の件	第六師団監督部長心得曾山庸	陸軍大臣子爵高島勲之助	受領番号 佐第七二二号 庁名 第六師団監督部 件名 将校集会所ノ物置場用地貸渡ノ件 提出 二十四年六月二十二日 執行 年 月 日 御指令按 伺之通 九月二十四日 熊監三甲第一三〇号 将校集会所ノ物置場用地所貸渡之義ニ付伺 将校集会所ニハ從來物置場之設置無之候処先年研究等之為メ要スル校共ニ用ノ書籍其他物品並々嵩ニ格種方整	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050360500、『明治24年佐大日記 9月』(防衛省防衛研究所)	—
265	明治25	1892	土地面積更正の件	第六師団監督部長心得曾山庸代理第六課長坂村義典	陸軍次官正・粘	佐第九十六号 第六師団監督部 土地面積更正之件 二十五年二月二十四日 回答案 ・・・・・・甲第一七号申出之趣了承土地其帳之義ハ訂正方・・・・支・・・・・・得・・・・度・・・・財産目録之義ハ已ニ其・・・・へ提出後ニ付・・・・更ニ方予取計・・・・ハ返・・・・二十四年度中校財産増減報告之義理由ヲ付シ右同時ニ報告相成可・・・・此段及	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050388100、『明治25年佐大日記 2月』(防衛省防衛研究所)	—
266		6	帝國議會へ提出スヘキ官有財産増減算動報告	農商務書記官	内閣書記官御中	甲第二五五号官有財産管理規則第十七条ニ拠リ帝國議會ニ報告セラルヘキ増減算動報告方付テハ彙ニ目録編製ノ例ニ倣ヒ更ニ報告書調製標準御一定可相成御見込ニ候哉否取調着手ノ都合モ有之ニ付キテ御意見之程書取知度此段及御問合候也明治二十五年六月十一日農商務書記官内閣書記官御中農内ニ送明治二十五年六月各省へ照会案送附	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A15112482400、『公文類聚・第十六編・明治二十五年・第二十四卷・財政九・國債・貨幣・官有財	—
267	明治26	1893	楠樹根盗材の義に付届	第六師団監督部長曾山庸	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第一号 楠樹根盗伐之儀ニ付届 管内町旧工兵營跡ニ生立セル楠樹根量目凡二二百貫目盗伐セシ痕跡発見セシ旨掛官ヨリ届出候間此段御届申進候也 明治二十六年一月九日 第六師団監督部長曾山庸 陸軍大臣伯爵大山巖殿 遂テ熊本憲兵隊及警察署へハ當部ヨリ通知致置候間此段申送候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060365900、『明治26年分編 各監督部 製鐵所』(防衛省防衛研究所)	—
268		4	家屋崩壊の義に付申進	第六師団監督部長曾山庸	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第一号 家屋崩壊之儀ニ付申進 一飯所夫用間 一棟 右者熊本衛戍病院庭所付属飯所夫用間トシテ建設有之候処経年ノ久シク全量収積常ニ危険存候處候終ニ傾倒崩壊致候間此段申進候也 明治二十六年四月二十六日 第六師団監督部長曾山庸 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060368500、『明治26年分編 各監督部 製鐵所』(防衛省防衛研究所)	—
269		5	旧社存立樟樹下渡の件	熊本県知事松平正直	陸軍大臣伯爵大山巖殿	第一八六三三 熊本県 旧社存立樟樹下渡之件 高級副官ヨリ熊本県知事へ申進案 旧社地存立樟樹下渡之義送第三第一一〇七二号ヲ以テ御上申相成度右ハ特別下渡之義ハ詮議ニ・・・・ヒ及ノ条・・・・人候へ可我御指示・・・・相成度此段申進候也 送甲第一七〇四号 送第三第一〇九七二号 旧社地存立樟樹下渡之義ニ付上申 県下熊本市宇井川淵町鎮座東社藤崎八幡宮之儀ハ県内屈指ノ名社ニシテ今ヲ距ル九百六十一一年即承平五年ノ創建ニ係リ廢藩置縣ノ際迄ハ諸箇一切藩費支弁ニ属シ祭典・・・・ル盛大ナリシモ尔後漸ク氏子ノ負・・・・ニ帰シ加之明治十年ノ從社殿悉皆兵・・・・ニリ尋テ該地鎮一兵備線・・・・在スルヲ以テ遂ニ御省ノ御取轄地ノ相成乃チ社地ヲ今ノ取ニ換置スルニ当リ松梅校柵等ノ小木ハ陸軍工兵第六方面ノ交付金ニテ移・・・・候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03030784900、『壹大日記 明治26年5月』(防衛省防衛研究所)	—
270		6	大坂城内貯水池管線變更の件	第四師団監督部長堀忠次	陸軍大臣伯爵大山巖殿	受領番号 佐第三八五号 庁名 第四師団監督部 件名 大坂城内貯水池へ池管布設線變更之件 提出 二十六年六月二十八日 執行 年 月 日 伺之通 六月二十九日 四監甲第五二二号 大坂城内貯水池へ池管取設線變更之義ニ付伺 大阪市水道貯水池ハ大坂城内之取設ケ送水管ハ別紙図面工監總之通布設方御許可相成度候処迄般工事之故也ニヨリ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050487700、『明治26年『佐大日記 6月』(防衛省防衛研究所)	—
271		6	楠樹根盗材の義に付報告	第六師団監督部長児玉源太郎殿	陸軍次官児玉源太郎殿	熊監三甲第八八号 熊本市管内町旧工兵營跡跡リ藤崎神社跡一番地内ニ存立スル楠根引紙之通リ屢々盗伐ニ罹リ候ニ付其時々憲兵隊ハ勿論地方警察署へ通牒シ盜伐者ヲ追索スルモ来タ其所在ヲ得ス然ルニ該楠樹之儀ハ數年ヲ経タル大木ニシテ其数七本目通り概ネ三丈九尺余乃至一丈五尺余位ノモノニ有之ヲモ其書ヲ綴リタルハ東南端ニテ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060368000、『明治26年分編 各監督部 製鐵所』(防衛省防衛研究所)	—
272		6	熊本市梅屋敷陸軍所轄地電灯会社へ継続貸渡	第六師団監督部長曾山庸	陸軍省副官山内長入殿	熊監三甲第八七号 熊本市梅屋敷陸軍所轄地電灯会社、継続貸渡之件ニ付本年十五日付熊監三甲第八〇号ヲ以テ大臣へ上申候処右ハ付連之廉有之候ニ付該書類一先御返却相成度此段及御依頼候也 明治二十六年六月三十日 第六師団監督部長曾山庸 陸軍省副官山内長入殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060367700、『明治26年分編 各監督部 製鐵所』(防衛省防衛研究所)	—
273		8	砲兵営内地所囲込の件	第六師団監督部長曾山庸	陸軍大臣伯爵大山巖殿	受領番号 佐第四七七号 庁名 第六師団監督部 件名 砲兵営内地所囲込ノ件 提出 二十六年八月二十四日 執行 年 月 日 御指令案 伺之通 熊監三甲第一〇四号 野戰砲兵第六連隊之儀営内狹隘ニシテ本年度ニ於テ該隊兵器庫新當御許可アルモ之ヲ建設スヘキ余地ナシト依テ元官倉敷地古城町之一区ヲ囲込之上ニ之ヲ建設計画ニ相成居然ルニ能	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050496600、『明治26年佐大日記 8月』(防衛省防衛研究所)	—
274		11	転倒家屋木柵等物品ニ編入之件	第六師団監督部長山中行代理同部第一課長小川維時	陸軍大臣伯爵大山巖殿	佐第七三四号 庁名 第六師団監督部 件名 転倒家屋木柵等物品ニ編入之件 提出 二十六年 月 日 御指令案 伺之通 十二月一日 熊監三甲第一四四号 転倒家屋木柵等物品ニ編入致度儀ニ付伺 一、歩兵第三連隊宮北側百間石垣上板打木柵 八拾六間 一、歩兵第三連隊第三大隊官彈藥庫周圍木柵及樁門 式拾六間 一、第六師団司令部予備厩付厩前老棟 五合 一、此物品へ編入ノ上売却致度、明治廿六年十一月廿四日 第六師団監督部長山中行代理同部第一課長小川維時 (印) 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050516400、『明治26年佐大日記 12月』(防衛省防衛研究所)	370
275	明治27	1894	地所貸下期限の件	内務大臣伯爵井上馨	陸軍大臣伯爵大山巖殿	老第一四一〇号 熊本縣 地所貸下期限ノ件 二十七年三月二十四日 高級副官ヨリ第六師団監督部長へ通牒案 熊本縣飽田郡島崎村九州鐵道会社・・・・貸下地期限・・・・方之義会社・・・・長・・・・ヨリ出願ニ付熊本県上申・・・・熊・・・・三甲第一〇六号右上申ニ依リ別紙之通御指令相成候条此段及御通牒候也 送乙第五四九号 内務省へ御照会案 當省所轄熊本縣飽田郡島崎村地所・・・・列・・・・敵十八・・・・・・期・・・・ヲ以テ九州鐵道会社へ貸・・・・処・・・・官省財産・・・・規則ニ依リ期限契約之義ニ付別紙熊本縣署・・・・申越於貴省・・・・之候條申上意見・・・・候・・・・認可相成度別紙書類・・・・係及照会候也 追テ本文・・・・見・・・・・・別紙指令書・・・・捺印・・・・書類・・・・共ニ返却・・・・候也 送甲第二八三八号 御指令案 熊本縣 其縣下・・・・國飽田郡島崎村陸軍省所轄地之内九州鐵道会社ニ於テ使用期限定メ方・・・・本年八月二十二日付送二第三五四八号・・・・申之件・・・・二他候条第六師団監督部	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03030841600、『壹大日記 明治27年3月』(防衛省防衛研究所)	—

近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化

276			4	13	歩兵第23連隊兵舎及附属家外新営工事竣成に	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第一四四号 建物履歴表の儀ニ付申進 歩兵第二十三連隊兵舎及附属家外一廩新営工事竣成候ニ付營繕事務規程第二十条ニ依り別紙履歴表進達候也 明治二十七年四月十三日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣伯爵大山巖殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060563900、『明治27年編纂 各監督部』(防衛省防衛研究所)	—	
277			4	27	所轄地鐵線使用願の件	熊本県知事松平正直	熊本電燈会社社長河野政次郎	・・・・ハ御指令・共ニ四月二十七日内務省へ返却ス 第三六九号付属 命令書 熊本縣熊本市・町十五番地 熊本電燈会社社長 河野政次郎 陸軍省所在地住・使用・許可候補ニ付左之通確守スヘシ 第一条 使用許可地ハ熊本縣熊本市宇梅屋敷地坪三百三十三坪土合ニシテ別紙当記載之区域内トス 第二条 使用・期ハ明治二十六年三月ヨリ同五十六年二月ニテ三十ヶ年トス 第三条 使用目的ハ電燈機械据付及事務所建築ノ場所トス 特ニ許可ヲ得ルニアラサレハ・地ヲ当初ノ目的以外ニ使用スルコトヲ得ス 第四条使用料ハ前納トシ一ヶ年金九十六・トス其納額ハ納入先支出ニ推定スルニヨリ・・・・日迄ニ完納スヘシ 第五条使用・限内ト命モ法律勅令ノ施行ニ依リ又ハ軍事上及公益上官ニ於テ必要ト認メタルトキハ・時ニテモ無償ニテ本命令之ノ条項ヲ増減変更シ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03030846700、『憲大日記 明治27年4月』(防衛省防衛研究所)	—	
278			5	11	仏国伯爵ヘリドチュールフォール外1名大坂へ	仏国公使シャンキウィチ	山内陸軍省官房長殿	官第三二号 回答案 拜復貴国伯爵ヘリドチュールフォール氏及伯爵ユノルスデン氏大阪並熊本城一覽被致義ニ付御依頼之趣敬承右ハ差支無之候ニ付其筋通達致置候間右様ハ承知相成度此段貴答申進候也 五月十一日 第四、六師団へ通牒案 右同氏大阪(熊本)城一覽之義仏国公使ヨリ依頼有之承諾相成候案可然御取計相成度此段及御通	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06081949500、『明治27年乾武大日記5月』(防衛省防衛研究所)	—	
279			7	9	軍事上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル政府ノ物件 貸付 売渡方	陸軍大臣伯爵西山樸道	陸軍大臣伯爵大山巖殿	陸軍省上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル政府ノ物件ノ貸付ケ又ハ売渡ス場合ニ於テハ官有財産管理規則第四条、第六条及第七条ニ依ラサルコトヲ得	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020178200、『御署名原本・明治二十七年・勅令第九十二号・軍事上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル政府ノ物件貸付売渡方』(国立公文書館)	—	
280			8	30	第6師管地 図御渡方照会	留守第6師団参謀長石橋健蔵	参謀本部副官大生定孝殿	留参参第二号 臨着第五三四号 二十一・分第一師団地図(山口、豊浦、厳原、中津、小倉、唐津、大分、熊本、長崎、福・・・・、延岡、八代、野・・・・、江、宮崎、鹿児島、鹿屋、関 門嶺、・・・・島、屋久島、中島、宝島、奄	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06061168800、『明治27年自7月27日至9月25日 臨着書類 綴 底』(防衛省防衛研究所)	—	
281				9	12	暴風雨の爲 当熊本所轄 地内建物等 別紙の通破	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣伯爵大山巖殿	熊監三甲第四〇六号 本月十一日午前第一時頃ヨリ同第七時三十分頃迄之間ニ於テ暴風雨之爲メ当熊本所轄地内諸建物等別紙之通破損相生候間此段及報告候也 逐而本文破損ニ対スル修繕費ハ本年度予算額内ヲ以テ支弁シ得ヘキ見込ニ有之候此段申副候也 明治二十七年九月十二日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣伯爵大山巖殿 記 一輛重兵	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10060566000、『明治27年編纂 各監督部』(防衛省防衛研究所)	—
282	明治28	1895	2	6	仮病室建築の件	第六師団長事務取扱大沼涉	陸軍大臣伯爵西山樸道代理陸軍次官河野政次郎	第六一号 朝第七五四号 留守第六師団司令部 仮病室建築之件 二十八年二月 御指令案(電報) 留六発第一〇七号申請之件子算書 金額内ニテ病室床一尺以上ヲ上ゲ且ツ 熊本福岡へ屍室一棟ツツ増シ建設スヘシ 但熊本ハ土地清潔ヲ注意スヘシ 二月八日 本件費用金一万五千四百五十八錢 五厘ノ内ニテ差支無之尚不足金四千 四	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06022191500、『明治28年2月278年戦役日記 乙』(防衛省防衛研究所)	—	
283			7	25	避難室建設の件	黒木師团长	大山大臣	第三三三号 朝第七四八号 第六師団 避難室建設之件 二十八年七月 電報御指令案 熊本予備病院へ避難室増築ノ件 申請之通認可ス 七月二十五日 第六師団監督部へ御達案 (電報) 熊本予備病院へ四十名入避難室四棟増築ノ件師団長申請之通認可ス 右増築取計ヒ進テ計畫書図面取調差出スベシ 七月二十五日 本件費用概	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06022467900、『明治28年7月278年戦役日記 完』(防衛省防衛研究所)	—	
284	明治29	1896		10	9	砲2より 熊本支署大 阪砲兵工廠 派出所材料	第六師団監督部長片山中行	砲兵第二方面本署長祝所屬文化代理同	受領番号 伍 第六八二号 庁名 砲兵第二方面本署 件名 熊本支署大阪砲兵工廠派出所材料庫所轄替ノ件 提出 二十九年十月日 執行 年月 日 御指令按 伺之趣該監督部、打会使用スベシ 二月二十三日 第六師団監督部、御達按 熊本城東岳ノ丸別紙・面紅色ノ倉庫大坂砲兵工廠派出所材料倉庫トシテ使用之義砲兵第二方面本署ヨリ届出願	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050676000、『明治29年佐大日記 10月』(防衛省防衛研究所)	—
285	明治30	1897		6	22	熊本洗馬町 憲兵屯所敷 地決定の件	臨時陸軍建築部長男爵野田祐通	陸軍大臣子爵高島勲之助殿	参第六〇六号 臨時陸軍建築部 熊本市洗馬町憲兵屯所敷地決定ノ件 提出三十年六月日 執行 年月 日 御指令按 伺之通 陸軍省受領 参第六〇六号 臨着工家第六四八号 熊本市洗馬町憲兵屯所敷地決定之儀伺 熊本県熊本市山崎練兵場内 一陸軍用地二百四十七坪一合 右本年度ニ於テ要スル熊本洗馬町憲兵屯所敷地トシテ前記官有地内ニ御	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07041399000、『参大日記 明治30年6月』(防衛省防衛研究所)	—
286				9	13	輻重兵第12 大隊1中隊 藤崎倉敷合 へ移転の件	第六師団長男爵茨木惟昭	陸軍大臣子爵高島勲之助殿	輻重兵第十二大隊第一中隊ハ新設兵營落成時日遷延候ニ付テハ熊本市内藤崎倉敷合ニ本日移転為致候間此段及報告候也 明治三十年九月十三日 第六師団長男爵茨木惟昭 陸軍大臣子爵高島勲之助殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061286600、『明治30年編纂 官4 第6.7師団』(防衛省防衛研究所)	—
287	明治31	1898		1	19	4督より第 4師団司令 部構内水道 布設の件	第四師団監督部長吉田公宗	陸軍大臣子爵桂太郎殿	受領番号 伍 第六三三号 庁名 第四師団司令部 件名 第四師団司令部構内、水道敷設之件 提出三十一年二月日 執行 年月 日 御指令按 伺之通 二月九日 陸軍省受領 伍 第六三三号 四監建第一二号 第四師団司令部構内へ水道敷設ノ義ニ付伺 一金・百円五錢五厘 第四師団司令部構内ノ井水ハ不良ニシテ飲料 通シ兼往來因却ノ折損・ニ大	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07050793600、『明治31年佐大日記 2月』(防衛省防衛研究所)	—
288				4	4	熊本城本丸 内陸地測量 標建設の義 協議に付承	第六師団監督部長片山中行	陸軍大臣子爵桂太郎殿	熊監一甲第四〇三号 熊本県熊本市本丸町一番地(熊本城 本丸内)ニ拾ア陸地測量標建ノ儀陸地測量部出張員ヨリ協議有之候ニ付承認俟奈此段及報告候也 明治三十一年四月四日 第六師団監督部長片山中行 陸軍大臣子爵桂太郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061922200、『明治31年官房5号編纂 各監督部 2冊の2』(防衛省防衛研究所)	—
289				4	14	熊本県管内 陸軍省所轄 地内へ別紙 の通3等3	陸地測量部長藤井包總	陸軍大臣子爵桂太郎殿	熊本県管内貴省御所轄地内へ別紙取調書之通三等三角点建設致候間此段御届候也 明治三十一年四月十四日 陸地測量部長藤井包總 陸軍大臣子爵桂太郎殿 一三角点敷取調書・・・・葉 但熊本県本部長・・・・ニ係ルモノ 右進達候也 明治三十一年四月七日 陸地測量官松本三三郎(表)三角点敷地取調書 三角点 等級 番号 名称 府県 国	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10061502100、『明治31年官房2号編纂 1/4冊 本省 臨時軍用水道布設部、参謀本部』(防	—
290				5	1	土地交換 (1)	熊本県知事大浦兼武	陸軍次官中村雄次郎殿	第二十三聯隊營及該営園南一治ヲテ幅拾五間ノ地并ニ憲兵屯所敷地ヲ除キタル面積ニ相当スル奥地ヲ太江村野戦砲兵第六聯隊付近ニ於テ差出シ且ツ騎兵官諸建物及練兵場内障礙飛越場ノ建造物ヲ其他ヘ移転ヲ為ス事 二元橋重蔵ノ建物悉皆及元砲兵方面支署建物中官ニ於テ指示スル建物ヲ野戦砲兵第六聯隊移転跡地ヘ移転ヲ為ス事 三熊本城内ニ別紙図面被録色ノ通り道路ヲ作設シ且ツ橋梁ヲ架設スル事 四移転工事ノ着手ハ交換許可ノ月ヨリ八月以内トシ作成ノ期限ハ着手ノ月ヨリ十二月以内トス 送甲第一七四一号 七月十六日 副官ヨリ第六師団營繕部長ヘ通牒按 熊本市宇山崎町当省用地ト民有地ト交換ノ義ニ付本年三月送乙第九五四号ヲ以テ御通牒置ノ処其後市会ノ議決ヲ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04013563400、『憲大日記 明治31年12月』(防衛省防衛研究所)	—
291				5	30	土地交換 (2)	第六師団参謀長山根武亮	經理局長男爵野田祐通 陸軍次官中村雄次郎殿	可トス 交換地所ノ所有權ハ移転工事成功ノ上其引渡アル時ニ於テ之ヲ移転スルモノトス 右所有權移転ノ時期ハ他ノ都合アルニ於テハ何レノ場合ヲ以テ其時期ト為スモ差支ナシ 一・・・・一・・・・一・・・・ニ添付 謹白陳者過般滞京中御諮詢有之候熊本市山崎練兵場交換ノ件帰後篤ト取調左ニ敷段ニ分三現狀報告併セテ意見上申仕候御電覽ヲ賜テハ幸甚之至ニ候 第一段兵器支廠移転地ハ砲兵第六連隊旧營ノ全部ヲ用ヒズトモ其西辺ノ一部及古城其他ノ土地ヲ併用スレバ其地区充分ナリ信ス即チ甲号図ノ如ク新道ヲ設ケ図 營空地ヲ両分シ東方ヲ練兵場トシテ之ヲ存シ西方ヲ兵器支廠トスレノ其交通便利ニシテ其周囲モ火災等ニ対シテ安全ナリ其面積ハ第一所定ノ区画(図上ハノ部) 若	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04013563500、『憲大日記 明治31年12月』(防衛省防衛研究所)	—
292				9	28	兵器支廠設置の件	軍務局長 經理局長 人事課長	陸軍省	二第二四一三三 軍第二五号 兵器支廠設置ノ件 新設師団所在地並舞鶴兵器支廠設置ニ付左案之通御達相成度 軍務局長 經理局長 人事課長 明治三十一年十月ヨリ弘前、金沢、姫路、丸亀、小倉、舞鶴兵器支廠ノ置ク 但當分ノ内弘前兵器支廠ハ仙台兵器支廠内金沢兵器支廠ハ名古屋兵器支廠内、姫路兵器支廠ハ大阪兵器支廠内、丸亀兵器支廠ハ広島兵器支廠内、小倉兵器支廠ハ熊本兵器支廠ニ於テ事務ヲ取扱フ 陸達第八十一号 金沢、姫路、小倉兵器支廠ハ当該兵器支廠設置ノ日ヨリ廢止シ当該兵器支廠ノ派出所トス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06082900400、『明治31年乾武大日記9月』(防衛省防衛研究所)	—
293			12	17	土地交換 (3)	内務大臣侯爵西山樸道	熊本県	三甲第一〇七九号 法第三三三 第一一三六号 熊本県 土地交換ノ件 第六号・・・・御達按 熊本県熊本市宇山崎町所在 当省用地ト民有地ト交換之義同県知事ヨリ・・・・申ニ依リ別紙・・・・第一〇九九号之通り内務大臣ヨリ・・・・訓令・・・・之候条・・・・工事竣工之上・・・・交換方取計フベシ 高級・・・・第六師団参謀長ヘ通牒案 熊本県熊本市宇山崎町所在当省用地ト民・・・・地ト交換之儀ニ付・・・・之通り第六師団・・・・ヘ 御達・・・・条為・・・・及御通牒候也 送乙第四〇三四号 訓第一〇九九号 熊本県・・・・県下熊本市所在別紙調査甲印ノ地所ト乙印ノ地所ト交換可相成候条別記条件ヲ付シ官有地取扱・・・・第二案ニ依リ願書指令方取計フベシ但乙号ノ地所熊本市ノ所有ニ帰シ移転工事竣工ノ上ハ當地ノ授受ヲ為シ地種植	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04013563300、『憲大日記 明治31年12月』(防衛省防衛研究所)	—	

[illegible]

[illegible]

328			9	4	熊本輕便鉄道敷設の件	内務次官 男喜徳 一郎	陸軍次官 男爵石本 新六殿	第一三八二号 内務省 熊本輕便鉄道敷設ノ件 次官ヨリ内務次官へ回答案 熊本県熊本市西鹿人町ヨリ同県熊本郡山鹿町ニ至ル間輕便鉄道敷設ノ義出願ニ関シ熊甲第九四号ヲ以テ照会ノ趣了承右ハ命令書案中左記二条ヲ加フルニ於テハ異存無之候 追テ別紙図書及返戻候 左記 陸普第四四〇九号 九月廿一日 第二条 軌道ヲ敷設スル道路ハ左ノ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04014693900、『萱大日記 明治43年11月』(防衛省防衛研究所)	—
329			9	25	兵器庫新築の件	第六師団 経理部長 日足信亮	陸軍大臣 子爵寺内 正毅	肆第一、七〇三号 第六師団経理部 兵器庫新築ノ件 番号 経建甲第一四四三号 受領 明治四十一年九月二十八日 提出 明治 年 月 日 大臣官房 受領 明治 年十月二十三日 結了 明治 年十月二十九日 連帯局長 連帯課長 審案筆記者 御指令案 追書共同之通 但シ費用ハ臨時軍費ノ支弁ト心得ヘシ 十月二十六日 肆第一七〇三号 九月二十八日 戊申詔書 朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相徬リ彼此相済シテ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悌シ列國ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ムコトヲ期ス然レドモニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ恵沢ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須シ戰後日尚淺ク庶政益々軍備ヲ要ス官公上下ハ尤モニ忠実案ニ服シ善治ヲ治ス難シ信條	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07072480300、『明治41年 肆大日記 10月』(防衛省防衛研究所)	—
330			10	13	戊申詔書	陸仁	—	戊申詔書 朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相徬リ彼此相済シテ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悌シ列國ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ムコトヲ期ス然レドモニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ恵沢ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須シ戰後日尚淺ク庶政益々軍備ヲ要ス官公上下ハ尤モニ忠実案ニ服シ善治ヲ治ス難シ信條	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C14020145900、『朝論動脈綴 昭和10.6』(防衛省防衛研究所)	—
331	明治 42	1909		3	30	陸軍營繕費 補充資金特 別会計ノタ メニス陸 軍ニ於ケル 土地ノ貸付 ニ關スル件	陸仁	内閣総理 大臣兼大 藏大臣侯 爵桂太郎 陸軍大臣 子爵寺内 正毅 内務大臣 法学博士 一木喜徳 一郎	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020793800、『御署名原本・明治四十二年・勅令第七十号・陸軍營繕費補充資金特別会計ノタメニス陸軍ニ於ケル土地ノ貸付ニ關スル件』(国立公文書館)	—
332				4	5	陸軍營繕費 補充資金特 別会計施行 規則	陸軍省経 理局	会計検査 院	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06084720100、『明治42年乾武大日記4月』(防衛省防衛研究所)	—
333				8	7	露國俘虜改 葬の件 (10)	第六師団 経理部長 西島助義	陸軍大臣 子爵寺内 正毅殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06084902300、『明治43年乾の下 貳大日記1月』(防衛省防衛研究所)	—
334				9	6	桜馬場ノ兵器 庫敷地地 均工事の件	第六師団 経理部長 留土計正 湯淺儀太 郎	陸軍大臣 子爵寺内 正毅殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07072674800、『明治42年 肆大日記 10月』(防衛省防衛研究所)	—
335				12	15	軌道会社軌 道延長の件	内務次官 法学博士 一木喜徳 一郎	陸軍大臣 男爵石本 新六殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04014576500、『萱大日記 明治42年12月』(防衛省防衛研究所)	—
336	明治 43	1910		3	19	土地交換に 關する件	第六師団 経理部長 日足信亮	陸軍大臣 子爵寺内 正毅殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07072844900、『明治43年 肆大日記 8月』(防衛省防衛研究所)	—
337				5	30	土地貸下 の件	第六師団 経理部長 進藤秀松	陸軍大臣 子爵寺内 正毅殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0707280400、『明治43年 肆大日記 6月』(防衛省防衛研究所)	—
338				9	20	土地貸下 の件	第六師団 経理部長 進藤秀松	陸軍大臣 子爵寺内 正毅殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C07072874500、『明治43年 肆大日記 10月』(防衛省防衛研究所)	—
339				11	2	土地貸下 古京町ノ崖 ヲ削置シ大 門開墾シ	第六師団 経理部長 進藤秀松	陸軍大臣 子爵寺内 正毅殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0707288400、『明治43年 肆大日記 11月』(防衛省防衛研究所)	—
340	明治 44	1911		5	12	陸軍ニ於ケル 土地建造物 ヲ貸渡スト キ隨意契 約ニ依ルコ トヲ得ル件	陸仁	内閣総理 大臣兼大 藏大臣侯 爵桂太郎 陸軍大臣 子爵寺内 正毅	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020903900、『御署名原本・明治四十四年・勅令第一百五十六号・陸軍ニ於ケル土地建造物ヲ貸渡ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル件』(国立公文書館)	—
341				7	7	熊本常設招 徠祭壇敷 敷地として 陸軍用地使 用の件	熊本県知 事川路利 恭	陸軍省副 官竹崎晋 次郎殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031326600、『永存書類乙輯 第2類 第1冊 明治44年』(防衛省防衛研究所)	—
342				7	12	熊本市所在 湧水無料使 用の件	内務大臣 法学博士 男爵平田 東助	陸軍大臣 子爵寺内 正毅	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031368600、『永存書類乙輯 第2類 第3冊 明治44年』(防衛省防衛研究所)	—
343				7	31	歩兵第23 連隊敷地の 一部使用 の件	内務大臣 法学博士 男爵平田 東助	陸軍大臣 子爵寺内 正毅	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031326500、『永存書類乙輯 第2類 第1冊 明治44年』(防衛省防衛研究所)	—
344				11	30	43年度追加 土地利 事業実施 の件	第六師団 経理部長 進藤秀松	陸軍大臣 子爵寺内 正毅	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031313500、『永存書類乙輯 第1類 明治44年』(防衛省防衛研究所)	—
345				12	15	大日本軌道 株式会社所 有地(保田 権)と陸軍	第六師団 経理部長 進藤秀松	陸軍大臣 男爵石本 新六殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031442600、『永存書類乙輯 第2類 第1冊 明治45年 大正11年』(防衛省防衛研究所)	—
346	明治 45	1912		2	1	熊本市所在 軍用地の一 部貸下の件	第六師団 経理部長 進藤秀松	陸軍大臣 男爵石本 新六殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031436100、『永存書類乙輯 第2類 第1冊 明治45年 大正11年』(防衛省防衛研究所)	—
347				2	3	元熊本衛戍 監獄建物解 除の件	第六師団 経理部長 進藤秀松	陸軍大臣 男爵石本 新六殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031462500、『永存書類乙輯 第2類 第3冊 明治45年 大正11年』(防衛省防衛研究所)	—

近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化

348	大正 2	1913	4	8	熊本市宮内町陸軍用地 ^{地下} の件	第六師団 経理部長 矢上英太郎	陸軍大臣 男爵木越 安綱殿	主計課 第四第六二七号 第六師団経理部 土地貸下ノ件 主務局長 経建甲第一九四号 大正2年4月12日 大正2年5月13日 御指令案 何ノ通 4月22日 経建受・・・月12日 六経建第一七四号・・・第六二七号 4月12日 土地貸下ノ件ニ付同 大正2年4月8日 第六師団経理部長 矢上英太郎 陸軍大臣男爵 木越安綱 陸軍省用地熊本	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031575800、『永存書類乙輯第2類 第1冊 大正2年』(防衛省防衛研究所)	—
349			4	9	熊本市千葉城町陸軍用地 ^{地下} の件	第六師団 経理部長 矢上英太郎	陸軍大臣 男爵木越 安綱殿	主計課 第四第六二六号 第六師団経理部 土地貸下ノ件 主務局長 経建甲第一八四号 大正2年4月12日 大正2年5月13日 御指令案 何ノ通 4月23日 経建受4月12日 4月10日 六経建第一七八号・・・第六二六号 4月12日 土地貸下ノ件ニ付同 大正2年4月9日 第六師団経理部長 矢上英太郎 陸軍大臣男爵 木越安綱 陸軍省用地	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031575900、『永存書類乙輯第2類 第1冊 大正2年』(防衛省防衛研究所)	—
350			6	11	大日本軌道株式会社道路拡築猶予の件	本郷陸軍 次官	水野内務 次官	一第六八四号 内務省 道路拡築猶予ノ件 主務局長 鉄日第一二五 大正2年6月17日 (陸普) 次官ヨリ内務次官へ同答案 去6月11日土第一六二八号ヲ以テ照会相成候大日本軌道株式会社出願ニ係ル道路拡築猶予ノ件異存無之候也 陸普第二〇五四号 6月23日 4月1年 第二四二号・・・大正6月12日 内務省土第一六二八号ニ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031671300、『永存書類乙輯第3類 大正2年』(防衛省防衛研究所)	—
351			6	13	土地利用事業実施の件	第六師団 経理部長 矢上英太郎	陸軍大臣 男爵木越 安綱殿	主計課 砲兵課 騎兵課 第四九五五号 第六師団経理部 土地利用事業実施ノ件 主務局長 経建甲第四一三号 大正2年6月16日 大正2年9月15日 御指令案 何ノ通 但シ軍馬補充部用地ノ新規植樹ハ取止ムヘシ 9月17日 砲四第七五号 経7月9日 経建受6月16日 六経建第三二一号 第四九五五号 6月16日 特別会計ニ係ル事業費	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031583200、『永存書類乙輯第2類 第2冊 大正2年』(防衛省防衛研究所)	—
352			12	11	〔熊本市内陸軍用地 ^{地下} の件〕	第六師団 経理部長 矢上英太郎	陸軍大臣 楠瀬幸彦 殿	六経建第五四三号 土地貸下ノ件同 大正2年12月11日 第六師団経理部長 矢上英太郎 陸軍大臣 楠瀬幸彦 陸軍所轄地熊本市古城町一番地内ノ一部ヲ木材及石材置場並ニ同場監視ノ住家建設ノ為別紙ノ通り飯田平五郎ヨリ・願致・・・候該地ハ熊本城址ノ南西部ニシテ西方一帯ハ道路ニ沿ヒ東部ハ熊本陸軍兵器支廠及熊本偕行社ヲ以テ該城址ト中断セラルル狹長ナル凹地ニシテ軍隊演習等ニ使用セザル土地ニ有之候間 ^{地下} ノ義御認可相成度	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031683700、『永存書類乙輯第2類 第1冊 大正3年』(防衛省防衛研究所)	P491-13
353			12	16	土地利用事業実施の件	第六師団 経理部長 矢上英太郎	陸軍大臣 楠瀬幸彦 殿	主計課 歩兵課 騎兵課 砲兵課 第四一八一三号 第六師団経理部 土地利用事業実施ノ件 主務局長 経建甲第六号 大正2年12月19日 大正3年1月28日 御指令案 何ノ通 1月29日 騎四第一五五号 砲四第一四五号 第四一八一三号 12月19日 経建受12月16日 六経建第五四七号 經7月9日・・・第三九四号 陸軍營造費補	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031684000、『永存書類乙輯第2類 第1冊 大正3年』(防衛省防衛研究所)	—
354	大正 3	1914	1	10	熊本憲兵隊本部敷地を熊本縣公会堂用地ニ充当ノ件	熊本県知 事赤星典 太	第六師団 長梅澤道 治殿	肆第一六四号 第六師団 熊本憲兵隊本部敷地熊本縣設公会堂用地ニ充当ノ件 熊本城内熊本憲兵隊本部敷地ヲ熊本縣設公会堂用地ニ充用方同縣知事ヨリ師団長へ内議ノ件、左案ノ通決議相成度候也 一、右決裁ノ上ハ経議シ難シ 副官ヨリ第六師団參謀長へ通牒案 (陸普) 熊本憲兵隊本部敷地ヲ熊本縣設公会堂用地ニ使用ノ件ニ付庶務第二一〇号ヲ以テ大臣へ上申相成候也、右ハ経議不相成候案承知相成度候也 陸軍用地使用ノ件ニ就テ上申 大正三年一月三十日 第六師団長 梅澤道治 陸軍大臣楠瀬幸彦殿 熊本縣設公会堂ノ建設ニ就テ当地憲兵隊本部ノ敷地タル千葉城址使用ノ義ニ付別紙等ノ通り熊本縣知事ヨリ申出・・・土第一一四号 社會ノ文明ニ進ムニ・・・其候補地トシテ先ツ其擇定ニ当ルモノハ中憲兵隊ノ所在地タル千葉城址ハ屈指ノ適地・・・歴史上特種ノ遺蹟タルヲ以テ公会堂建設ノ好適地・・・今上天皇陛下御即位ノ大典ヲ挙ケサセラル由・・・大正三年一月十日 熊本縣知事赤星典太 第六師団長梅澤道治殿 追テ憲兵隊建物移転ニ要スル費用ハ・・・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031687700、『永存書類乙輯第2類 第1冊 大正3年』(防衛省防衛研究所)	P492-1
355			6	22	土地利用事業実施の件	第六師団 経理部長 道家次郎	陸軍大臣 岡市之助 殿	四第八七七号 第六師団経理部 土地利用事業実施ノ件 主務局長 経建甲第三〇五号 大正3年6月27日 大正3年7月14日 指令案 何ノ通 7月13日 四第八七七号 6月27日 経建受6月27日 六経建第二六七号 経7月9日 土地建造物利用ノ件同 大正3年6月22日 第六師団経理部長 道家次郎 陸軍大臣 岡市之助 大正3年度土地建	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031693500、『永存書類乙輯第2類 第1冊 大正3年』(防衛省防衛研究所)	—
356			7	23	〔運糧 ^{地下} の件同〕	第六師団 経理部長 道家次郎 (印)	陸軍大臣 岡市之助 殿	指令案 何ノ通 但シ貸付期間ハ許可ノ日ヨリ滿三年トナスヘシ 運糧貸下ノ件同 大正三年七月二十三日第六師団経理部長道家次郎 (印) 陸軍大臣岡市之助殿 陸軍所轄地熊本市古城町三番地内熊本陸軍兵器支廠外壕ハ従来運糧培育有之候ニ付、毎年度1ヶ年ヲ限り貸付ケ来リ候処、一ヶ年度毎ニ契約ヲ更新スル件ハ借受人ニ於テ翌年度収益ノ順應ナリ維新繁茂シ汚水浸入スルコトアルモ運糧採取ノ後ハ全ク手入リヲ為サ自然ノ成行ニ任スル・・・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031695900、『永存書類乙輯第2類 第1冊 大正3年』(防衛省防衛研究所)	P492-2
357			10	9	熊本陸軍兵器支廠職工棚其他新営ノ件同	第六師団 経理部長 道家次郎 (印)	陸軍大臣 岡市之助 殿	指令案 同ノ趣レノ通心得ヘシ 一、油脂格納庫屋根ハ鉄網或ハ鉄筋コンクリート造棧瓦葺トスヘシ 二、其ノ他何ノ通 肆第一二五五号 熊本陸軍兵器支廠職工棚其他新営ノ件同 大正三年十月九日 第六師団経理部長 道家次郎 (印) 陸軍大臣岡市之助殿 本年六月陸普第一六三〇号達 熊本陸軍兵器支廠兵器庫新築・・・職工棚其他別紙工事設計要領書ノ通り新設ノ必要相認メ候処・・・兵器庫工事競争入札執行ノ結果整備費費差違ヲ算・・・金三千貳百八拾七・・・ノ残餘ヲ生シ候ニ付、右予算残額内ヲ以テ実施致度・・・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031809600、『永存書類乙輯第2類 第2冊 大正4年』(防衛省防衛研究所)	P492-3
358	大正 4	1915	2	17	記念として青銅鑄物下付の件	第六師団 長男爵梅 澤道治	陸軍大臣 岡市之助 殿	軍事課、建築課連帶 経建受3月1日 四第二五六号 第六師団 記念トシ青銅鑄物下付ノ件 主務局長 銃四第二七号 大正4年2月20日 大正4年3月6日 指令 申請ノ通 但シ之ニ要スル運搬費並其保護ハ其師団司令部庁費ヲ以テ支弁スヘシ 3月6日 陸普 陸軍兵器本廠へ達一、青銅鑄物 一個 但シ目下熊本陸軍兵器支廠在庫ノ砲身ニシテ旧熊本藩主ノ定紋ヲ砲尾面ニ有シ熊本衛戍地正午砲用ノ交換下品タルモノトス 右其保管ノ製造材料第六師団ニ下付方取計フヘシ 但シ之ニ要スル運搬費及今後ノ保護ハ該師団司令部庁費支弁トス 陸普第五五三号 3月6日 四第二五六号 2月20日 武発第二五号 銃四第二七号・・・月20日 軍事四第五五号	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031837300、『永存書類乙輯第2類 第3冊 大正4年』(防衛省防衛研究所)	—
359			4	27	建物解除の件	第六師団 経理部長 道家次郎 (印)	陸軍大臣 岡市之助 殿	肆第六五九号 指令案 何ノ通 建物解除ノ件同 大正四年四月廿七日 第六師団経理部長 道家次郎 (印) 陸軍大臣岡市之助殿 熊本城内第十六号倉庫外三庫建物ハ何レモ明治十一年以前ノ建築ニ係ル古土造建物ニシテ目下穢腐腐朽ヨリ破損甚敷、且ツ将来使用ノ用途無之ニ付此際解除ノ上ノ不材材ハ売却シ其他ハ各所繕繕ニ応用致度候間認可相成度別紙予算書及図面相添ヘ相伺候也 追テ本件解除費用ハ令達繕修費予算内ヲ以テ支弁致度候也	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031818200、『永存書類乙輯第2類 第2冊 大正4年』(防衛省防衛研究所)	P492-4
360			6	29	土地利用事業計画実施の件	第六師団 経理部長 道家次郎	陸軍大臣 岡市之助 殿	主計課 四第八七七号 第六師団経理部 土地利用事業計画実施ノ件 主務局長 経建甲第二九六号 大正4年7月2日 大正4年7月14日 指令案 同ノ通 7月16日 四第八七七号 経7月12日 経建受7月2日・・・経建第三一五号 7月2日 土地建造物利用ノ件同 大正4年6月29日 第六師団経理部長 道家次郎 陸軍大臣 岡市之助 大正4	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031802300、『永存書類乙輯第1類 第1冊 大正4年』(防衛省防衛研究所)	—
361	大正 5	1916	3	27	湧水敷地無料使用の件	熊本県知 事川上親 晴	内務次官 一木喜徳 郎殿 大蔵大臣 武富時敏 殿	銃砲課 統一第一一〇号 第一三四一号 熊本県 湧水敷地無料使用ノ件 主務局長 経建甲第一五三三号 大正5年3月31日 大正5年4月10日 指令案 大正5年3月27日 土第三一三七号ヲ以テ内務大臣蔵向大臣宛稟請ニ係ル湧水敷地無料使用ノ件間・・・ク 4月7日 副官ヨリ内務大臣官房地理課長、第六師団経理部長へ (陸普) 別紙等ノ通熊本県知事ヨリ当省用地無料使用ノ件稟請有之候処本日許可相成候 (条及通報候) 也 陸普第一〇八三三号 4月7日 第六師団経理部行ハ () 内ヲ削ル 一第三四一三号 3月31日 経建受3月31日・・・土第三一三七号 湧水敷地無料使用ノ義ニ付稟請 熊本県熊本市古城町一番地陸軍省用地内 一湧水敷面積四坪 但使用期間	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031890900、『永存書類乙輯第2類 第1冊 大正5年』(防衛省防衛研究所)	—
362			5	19	大日本軌道株式会社道路拡築猶予の件	山田陸軍 次官	久保田内 務次官	一第五四八号 内務省 道路拡築猶予ノ件 主務局長 鉄日第四四号 大正5年5月20日 大正5年5月25日 (陸普) 次官ヨリ内務大臣次官へ同答案 大日本軌道株式会社道路拡築猶予ノ件ニ関シ5月19日附熊第一一〇号照会ノ趣異存無之候也 陸普第一七四八号 5月25日 一第五四八号 5月20日 熊土一一一〇号 大正5年5月19日 久保田内務次官 山田陸軍次官 道路拡築猶予ノ件 大日本軌道株式会社ヨリ標記ノ件ニ付別紙等ノ通出願有之大正6年12月31日・・・許可ノ見込ニ候処貴省ノ御意見承知致度 明治41年2月出願命令書道路幅員 単線ノ場合人家連備ノ場所四間以上其他ハ三間以上但国県道三間半以上 複線ノ場合人家連備	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031976400、『永存書類乙輯第3類 大正5年』(防衛省防衛研究所)	—
363			8	18	熊本市上水道配水池	陸軍省	内務次官	二第一二八六号 建築課 熊本・・・水道貯水池ニ関スル件 主務局長 経建甲第四二〇号 大正5年8月18日 大正5年8月18日 次官ヨリ内務次官へ通牒案 (陸普) 熊本市ニ於テ計画ナラシ水道配水池敷トシテ當省所管熊本城別紙図面ノ土地借用方同市長ヨリ内蔵有之候処該地ハ軍事上必要ナルニ依リ貸附シ難キ旨回答致置候条御参考迄及通牒候也 陸普第二二七七号 大正5年8月19日 本通牒ヲ発スルコトニ付テハ内務省主任者ニ協議済 18/8 建築課	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031897100、『永存書類乙輯第2類 第1冊 大正5年』(防衛省防衛研究所)	—

364		9	27	熊本市上水道配水池 (熊本城内箱馬場、天主堂跡の借地順)	熊本市長 依田昌兮	陸軍大臣 大島健一 一般	熊進第三四號ニ 借地順 熊本城内箱馬場天主堂跡 一、坪数式千六百參拾五坪右ノ熊本市唯一ノ高所ニシテ本市上水道配水池敷地トシテ最も適ナル場所ニ有之候所同所ハ軍事上必要ナル所ナラバ以テ御貸附相成難キ旨内務省へ御内牒ノ次第ヲ拝・シ甚タ遺憾ニ存候ノミナラス同所ヲ附キ他ニ四畝スヘキ場所ヲ発見セズ若シ強テ之ヲ求ムレハ技術上經濟上甚タ不利ナル場所ヲ撰定セサルヘカラスクシテハ水道建設費ニ多額ノ増加ヲ來シ實施上頗ル困難を感スル次第ニ付本市公益ノ為ニ特別ノ御詮議ヲ以テ借地御允許相成度設計書並ニ図面添附以段奉願候也 大正五年九月廿七日 熊本市長 依田昌兮 陸軍大臣 大島健一	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03010912500、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正6年』(防衛省防衛研究所)	—	
365		9	30	熊本水道敷地として官有地使用願副申の件	熊本県知事 川上親晴	陸軍大臣 大島健一 一般	第一一〇五七号 熊本水道敷地トシテ官有地使用願副申ノ件 第七三三号 経建甲第五一九号 熊本県知事へ通牒案 (陸普) 表記ノ件ニ関シ去月三十日親地第三四四七七号ヲ以テ当省大臣へ副申相成候処右ハ当省ニ於テモ極メテ緊要ノ場・・ニ付作遺徳詮議不相成候條承知相成度候也 陸普第三三五一号 東京陸軍省 山田陸軍次官閣下 ・・展 熊本第六・・ 拝啓益御清康奉賀候陳ハ当域水道問題ニ就テハ斯所御否拒の御旨明有之候由当分新聞ニテ承知致候小官ニ於テハ既往の・・於テモ不同意の事・・貴殿特致候事勿論ニ候間御安心被下度・・カ御参考迄内ニ申上候・・・九	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03010912500、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正6年』(防衛省防衛研究所)	—	
366		11	9	熊本市古城町陸軍用地有料貸下の件	第六師団 経理部長 道家次郎	陸軍大臣 大島健一 一般	軍事課 第四一五六一号 熊本市古城町陸軍用地有料貸下ノ件 指令案 何ノ通 十一月二十七日 六経建第五一二号 土地貸下ノ件 大正五年十一月九日第六師団経理部長道家次郎 陸軍大臣大島健一 陸軍所轄地熊本市古城町一番地内千四百九十七坪ヲ材木置場及石材置場並ニ監視住家建設ノ為メ熊本市古城堀端町十九番地飯田平五郎ニ大正三年	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02031902000、『永存書類乙輯第2類第1冊 大正5年』(防衛省防衛研究所)	—	
367		11	17	施路域内の一部返還方の件	第十師団 経理部長 掛札又太郎	陸軍大臣 大島健一 一般	第二一五号 肆第一五八三号 姫路城内ノ一部返還方ノ件 経建甲第六四九号 内務大臣へ照会 (陸普) 明治四十五年五月陸普第一六七〇号ヲ以テ照会ノ上姫路市へ使用許可セシ公園敷地中別紙図面ノ通面積二百四十坪ハ今回当省ニ於テ水道敷設ニ付配水池設備ノ為ニ必要ヲ生シ候ニ付返還セシ度候各書番異存無之候・・達書へ捺印ト上書	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03010893400、『永存書類乙輯第2類第1冊 大正6年』(防衛省防衛研究所)	—	
368	大正6	1917	1	29	土地貸下の件	第六師団 経理部長 道家次郎	陸軍大臣 大島健一 一般	第一一五号 肆第一五二二号 土地貸下の件 経建甲第四七号 指令案 何ノ通 六経建第六〇号 土地貸下ノ件 大正六年一月二十九日 陸軍大臣大島健一 陸軍大臣大島健一 明治四十五年二月十三日肆第二三九号ヲ以テ陸軍所轄地熊本市本丸町一番地ノ一部ヲ五ヶ年間熊本市手取本町六十一番地間本次七郎へ貸下認可相成候本年二月月日ヲ以テ期間満了ノ為メ引	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03010892800、『永存書類乙輯第2類第1冊 大正6年』(防衛省防衛研究所)	—
369		1	29	蓮堀貸下の件	第六師団 経理部長 道家次郎	陸軍大臣 大島健一 一般	第四一五二二号 第六師団経理部 蓮堀貸下ノ件 第一一〇三三三号 経建甲第四八号 指令案 何ノ通但シ契約済使用料並使用者住所氏名ヲ報告スベシ 六経建第六一〇号 蓮堀貸下ノ件 大正六年一月二十九日 陸軍大臣大島健一 陸軍大臣大島健一 大正三年八月十八日肆第九五五号ヲ以テ陸軍所轄地熊本市古城町二番地ノ内熊本陸軍兵器支廠外廢運堀ヲ三ヶ年間貸下テ認	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03010915500、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正6年』(防衛省防衛研究所)	—	
370		10	26	土地買収の件	第六師団 経理部長 八道弥七	陸軍大臣 大島健一 一般	第四一四六三三三 第六師団経理部 土地買収ノ件 第六九号 経建甲第五九二二号 指令案 何ノ通 標的ヲ自由ニ旋回スヘキ為標的間隔ヲ拡大ニスル要アリ依テ射撃場ノ幅員六間ヲ増加スル關係上土地ノ買収ヲ要ス・・坪数六〇二坪 価格五百八十六円四十三銭六・・建第六〇六号 土地買収ノ件 大正六年十月二十六日 陸軍大臣大島健一 陸普二四二二二号 指令案 何ノ通但シ貸付期間ヲ三年ニ改メ許可スベシ 六経建第七〇号 土地貸下ノ件 陸軍大臣大島健一 陸軍所轄地熊本市官内町二番地ノ内空地二百四十六坪ヲ熊本招魂祭々壇建設ノ為メ・・主催者タル熊本市長ニ貸下ノ件 大正二年四月二十	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03010912100、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正6年』(防衛省防衛研究所)	—	
371	大正7	1918	2	5	土地貸下 (熊本招魂祭々壇増建設)	第六師団 経理部長 八道弥七	陸軍大臣 大島健一 一般	肆第一五二二二号 第六師団経理部 蓮堀貸下ノ件 第一一〇三三三三 六経建第六一〇号 蓮堀貸下ノ件 大正六年一月二十九日 陸軍大臣大島健一 陸軍大臣大島健一 大正三年八月十八日肆第九五五号ヲ以テ陸軍所轄地熊本市古城町二番地ノ内熊本陸軍兵器支廠外廢運堀ヲ三ヶ年間貸下テ認	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011006500、『永存書類乙輯第2類第1冊 大正7年』(防衛省防衛研究所)	—
372		4	17	建物解除の件	第六師団 経理部長 八道弥七	陸軍大臣 大島健一 一般	肆第一五二二二号 第六師団経理部 土地買収ノ件 第六九号 経建甲第五九二二号 指令案 何ノ通 標的ヲ自由ニ旋回スヘキ為標的間隔ヲ拡大ニスル要アリ依テ射撃場ノ幅員六間ヲ増加スル關係上土地ノ買収ヲ要ス・・坪数六〇二坪 価格五百八十六円四十三銭六・・建第六〇六号 土地買収ノ件 大正六年十月二十六日 陸軍大臣大島健一 陸普二四二二二号 指令案 何ノ通但シ貸付期間ヲ三年ニ改メ許可スベシ 六経建第七〇号 土地貸下ノ件 陸軍大臣大島健一 陸軍所轄地熊本市官内町二番地ノ内空地二百四十六坪ヲ熊本招魂祭々壇建設ノ為メ・・主催者タル熊本市長ニ貸下ノ件 大正二年四月二十	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011039600、『永存書類乙輯第2類第3冊 大正7年』(防衛省防衛研究所)	—	
373		10	22	土地貸下の件	第六師団 経理部長 八道弥七	陸軍大臣 田中義一 一般	肆第一四四二二二 土地貸下ノ件 第八五号 指令案 何ノ通 六経建第四四三三三 土地貸下ノ件 大正七年十月二十二日 第六師団経理部長八道弥七 陸軍大臣田中義一 陸軍大臣大島健一 大正六年二月六日肆第一五三三三ヲ以テ陸軍所轄地熊本市本丸町一番地内ノ一部ヲ熊本市手取本町六十一番地間本次七郎へ貸下認可相成候本年二月月日ヲ以テ期間満了ノ為メ引	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011027000、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正7年』(防衛省防衛研究所)	—	
374		11	1	箱池軌道路幅拡張猶予期限延期の件	小橋内務次官	山梨陸軍次官殿	第一一〇一四四四 箱池軌道路幅拡張猶予期限延期ノ件 鉄日第一八二二二二 陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011109300、『永存書類乙輯第3類 大正7年』(防衛省防衛研究所)	—	
375	大正8	1919	3	11	土地貸下の件	第六師団 経理部長 八道弥七	陸軍大臣 田中義一 一般	第五〇一四四四 箱池軌道路幅拡張猶予期限延期ノ件 鉄日第一八二二二二 陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011122100、『永存書類乙輯第2類第1冊 大正8年』(防衛省防衛研究所)	—
376		3	11	土地貸下の件	第六師団 経理部長 八道弥七	陸軍大臣 田中義一 一般	第五〇一四四四 箱池軌道路幅拡張猶予期限延期ノ件 鉄日第一八二二二二 陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011122200、『永存書類乙輯第2類第1冊 大正8年』(防衛省防衛研究所)	—	
377		4	9	史蹟名勝天然記念物保存法公布	嘉仁	内閣総理大臣原敬内務大臣床次竹二郎	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03021172200、『御署名原本・大正八年・法律第四十四号・史蹟名勝天然記念物保存法』(国立公文書館)	—	
378		5	6	新植事業の件	第六師団 経理部長 八道弥七	陸軍大臣 田中義一 一般	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011128700、『永存書類乙輯第2類第1冊 大正8年』(防衛省防衛研究所)	—	
379		6	24	土地無償使用の件	第四師団 経理部長 宮里熊五郎	陸軍大臣 田中義一 一般	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011131300、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正8年』(防衛省防衛研究所)	—	
380		7	16	土地交換の件	第六師団 経理部長 八道弥七	陸軍大臣 田中義一 一般	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011274800、『永存書類乙輯第2類第1冊 大正9年』(防衛省防衛研究所)	—	
381		8	26	土地貸下の件	第六師団 経理部長 糸山静一	陸軍大臣 田中義一 一般	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011133700、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正8年』(防衛省防衛研究所)	—	
382		11	27	都市計画法施行期日	嘉仁	内閣総理大臣原敬大蔵大臣男爵高橋是清	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03021222100、『御署名原本・大正八年・勅令第四百八十一号・都市計画法施行期日』(国立公文書館)	—	
383		12	5	官有地相互管理換の件	陸軍次官	大蔵次官	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011431300、『永存書類乙集第2類第1冊 大正10年』(防衛省防衛研究所)	—	
384	大正9	1920	5	29	土地貸下の件	第六師団 経理部長 糸山静一	陸軍大臣 田中義一 一般	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011279600、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正9年』(防衛省防衛研究所)	—
385		8	10	土地無料使用の件	第六師団 経理部長 糸山静一	陸軍大臣 田中義一 一般	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011286200、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正9年』(防衛省防衛研究所)	—	
386		10	28	土地貸下の件	第六師団 経理部長 糸山静一	陸軍大臣 田中義一 一般	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011293400、『永存書類乙輯第2類第2冊 大正9年』(防衛省防衛研究所)	—	
387	大正10	1921	1	28	土地貸下の件	第六師団 経理部長 糸山静一	陸軍大臣 男爵田中義一 一般	陸普 次官ヨリ内務次官へ回答 案件ニ関シ十一月一日附熊第五三三三三照会趣テ承知ノ事情ヨリ得ザル儀ニ付来意ノ通具存無之候也 追テ別紙及返戻候 陸普第三八二八二二二 案件明治四十四年十月月日熊本・・・・・内務次官ヨリ路幅拡	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03011432200、『永存書類乙集第2類第1冊 大正10年』(防衛省防衛研究所)	—

[illegible]

411	大正14	1925	3	18	熊本市国産共進会	湯浅蓄電池製造株式会社	海軍大臣財部彪殿	熊本市国産共進会 省副官 第一部 第三課長 第三部長 艦政本部長 第一課長 第二課長 総務部長 発布 大正十四年三月十八日 省副官 湯浅蓄電池製造株式会社宛 国産共進会ニ出品ノ件 二月二十八日附願熊本市ニ開催ノ国産共進会ニ海軍大型二次電器外器運基抜出願ノ件認許相成 右通知ス 第一課 御願 湯浅蓄電池製造株式会社 今回熊本市一	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C08051490500、『大正14年公文備考 巻81 物件』(防衛省防衛研究所)	—
412			10	10	土地運賃付に関する件	第六師団経理部長横田章	陸軍大臣宇垣一成殿	明治四十四年四月十四日肆第二〇九号ヲ以テ認可相成候左記浦水使用本年十月尽日ニテ期限満了ニ付使用継続願出候間引続大正二十五年十月・・前同様ノ条件ニテ満拾叁ヶ年・・無料運賃付・・場所 熊本市宮内町二番地 一 物件 湧水式・・一 目的 公共飲料用及び防火用 一 使用料 無料 一 借受人 熊本市長 幸島	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03012061100、『永存書類乙集第2類第1冊 大正14年』(防衛省防衛研究所)	—
413	大正15	1926	4	29	故谷村計介銅像建設敷地として陸軍用地運賃付の件	第六師団経理部長平田為次	陸軍大臣宇垣一成殿	肆第四八七号其一 故谷村計介銅像建設敷地トシテ陸軍用地運賃付ノ件 第八五号 第六師団経理部長へ指令案(陸普) 四月二十九日付六経営第一四六号何ノ通実施差支ナシ 陸普第一九八八号 六経営第一四六号 故谷村計介銅像建設敷地トシテ陸軍用地運賃付ノ件何 大正十五年四月二十九日 第六師団経理部長平田為次 陸軍大臣宇垣一成殿 首題ノ件ニ関シ別紙ノ通熊本市長ヨリ願出ニ付左記ノ通許可シ差支ナキヤ指令セラレ度 追テ本件師団長ニ於テモ異存ナシ 左記 貸付事由 用地ハ旧城門跡石垣上ノ一部ニシテ其ノ一部ハ曩ニ熊本市長ヨリ日清戦捷記念碑移転敷地トシテ使用ノ儀出願大正十三年九月三日付肆第一二八七號ヲ以テ認可ヲ経タルモノナルモ其ノ後本年三月三十一日六経営第一〇八號報告ノ通市ノ都合ニ依リ移転中止ノ為契約解除ノ土地ニシテ陸軍ノ使用上何等支障ナク且銅像ノ建設ハ附近一般ノ風致ヲ添フルノミナラス熊本城址遺保存上且又社会思想ノ善導上良影響ヲ及ホスヘキニ付許可スルヲ適當トス 二、使用坪数 叁拾九坪叁合六勺二、使用料 無料 四、使用期間 差向キ・・・満拾叁年	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03012184700、『永存書類乙集第2類第1冊 大正15年』(防衛省防衛研究所)	—
414	昭和2	1927	3	15	熊本借行社移転改築敷地交換ノ件上申	第六師団経理部長長福田彦助	陸軍大臣宇垣一成殿	肆第三九〇、三九二号 第六師団経理部 国有財産用途変更ノ件 大臣ヨリ大蔵大臣ニ照会案(陸普) 熊本憲兵隊本部ハ旧千葉城址ノ頂上ニ位置シ交通不便ナル為業務執行上不利不勝ヲ以テ別団ノ通之ヲ第六師団兵器部倉庫ノ一隅ニ移転致度ニ付土地用途変更方承認アリ度又熊本借行社ハ経年ト蟻害ニ依リ建物類シ使用不能ノ状況ニ付改築ノ要アルモ部隊転営ノ結果現在位置ハ適當ナラサルヲ以テ前記憲兵隊本部跡ヲ充当スルコトシ・・追テ新借行社敷地ハ維新財産ニ編入 国有財産用途変更ニ関スル件何 昭和二年三月十五日 第六師団経理部長平田為次 陸軍大臣宇垣一成殿 熊本憲兵隊ハ本部及分隊各隊位置を異ニシ・・熊本借行社移転改築敷地交換ノ件上申 昭和二年三月十五日 第六師団経理部長長福田彦助 陸軍大臣宇垣一成殿 熊本借行社ハ軍隊渡鹿移転後其ノ位置偏在トナリ且又・・千葉城址・・右跡地ハ位置トシテモ亦史蹟トシテモ借行社用地ニ最も好適ノモノニ付・・上申候也 記 一、憲兵隊・・二、移転改築費ヲ金五万円トシ次ノ収入ニ依ルコト 金式萬圓 借行社資金ヨリ 金參萬圓 寄付其ノ他ヨリ 但、目下熊本市ヨリ金式萬圓寄付の申込アリ地元市街ヨリ出資ノ答其ノ他ハ研究中 三、千葉城址中借行社新敷地・・陸軍整理予定地(約千九百坪)ハ熊本市ニ於テ大蔵省ヨリ特売ヲ受ケ借行社移転ト連絡シ将来公園トシテ経営スル見込 但本文ノ公園経営ニ依リ生スル地元将来ノ繁栄ヲモ見越シ前項ノ寄付金ヲ出資スルニ至レリ 本整理地は都合上可成適ニ大蔵省へ引渡アリタシ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006115400、『永存書類乙集第2類第1冊 昭和3年』(防衛省防衛研究所)	P492-17
415			3	23	牛砲用火薬倉庫敷地無償貸付の件	第六師団経理部長平田為次	陸軍大臣宇垣一成殿	軍事課 軍事四第八三三 四第四三二二 第六師団 午砲用火薬倉庫敷地無償貸付ノ件 昭和2年3月28日 昭和2年4月9日 第六師団経理部長ニ指令案(陸普) 3月23日附六経営第九四号何ノ通実施差支ナシ 陸普第一三三三三 六経営第九四号 午砲用火薬倉庫敷地無償貸付ノ件何 昭和2年3月23日 第六師団経理部長 平田為次 陸軍大臣 宇垣一成殿 大正11年9月14日四第一、八〇〇号及大正15年3月20日四第二九九号ノ認可ニ依リ午砲台並ニ彈薬庫一棟熊本市長へ無償貸付中ノ処彈薬庫ハ合同師団ニ於テ入用ノ為メ解約セシヲメ火薬倉庫新築敷地ノ貸付方願出タルニ依リ左記ノ通り 無償貸付致度ニ付認可相成度 追テ本件ハ使用者ニ於テモ異存ナキニ付申添フ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006047400、『永存書類乙集第2類第1冊 昭和2年』(防衛省防衛研究所)	—
416			4	28	熊本城宇土櫓及附属土地運賃付ノ件	第六師団経理部長平田為次	陸軍大臣白川義則殿	肆第六二八号 第六師団経理部 熊本城宇土櫓及附属土地準賃付ノ件 第六師団経理部長ニ指令案(陸普) 四月二十八日附、六経営第一五七号何ノ通実施差支ナシ 土地建造物運賃付ニ関スル件何 昭和二年四月二十八日 第六師団経理部長 平田為次 陸軍大臣 白川義則殿 熊本城址保存会長ヨリ旧熊本城ノ一部ヲ保存スルノ目的ニテ、別紙ノ通り貸下方願出有之、調査セシ所支障ナキニ付、認可セラレ度 追テ師団長ニ於テモ異存ナキニ付申添フ、参考ノ為メ、修繕設計書及経費見積書別紙添付ス 異存ナシ 軍事課 御意見承知致度 建築課 熊保第三号 宇土櫓及附属土地建造物使用願 本邦名城ノトシテ譽アリ有スル熊本城ハ、・・土地面積千四百九拾坪及建造物ヲ建設シ、且ツ記念館ヲ建設シ史蹟ニ関スル材料ヲ備ヘ一般ノ縦覧ニ供シ、城址保存並国民精神教育ノ目的ヲ遂行致度候ニ付、・・特別ノ御詮議ヲ以テ御貸与相成度・・昭和二年四月十二日 熊本城址保存会長 岡正雄 第六師団経理部長平田為次殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006048000、『永存書類乙集第2類第1冊 昭和2年』(防衛省防衛研究所)	378
417			12	12	土地相互管理換の件	第六師団経理部長平田為次	陸軍大臣白川義則殿	四第一五九四号 第六師団経理部 土地相互管理換ノ件 昭和2年12月20日 昭和3年3月16日 第六師団経理部長へ指令案(陸普) 客年12月12日附六経営第四六三三号何ノ通實施差支ナシ 陸普第十二七号 月23日 四第一五九四号 12月20日 大経営第四六三三 土地相互管理換ノ件何 昭和2年12月12日 第六師団経理部長 平田為次 陸軍大臣 白川義則殿 首題ノ件ニ関シ別紙等ノ通熊本市長ヨリノ 議ニ対シ市街交通上必要ト認ムルノミナラス添附図面第三号ノ通り熊本県庁方面ト師、旅団司令部方面ニモ利便アルニ付添付図面第四道路敷移管附帯工事 平面図朱書ノ如キ附帯工事ノ條件トシテ異存ナキ旨回答致度ニ付指令相成度左記ノ書類添付ス	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006115300、『永存書類乙集第2類第1冊 昭和3年』(防衛省防衛研究所)	—
418	昭和3	1928	2	18	艦歴に関する件	財団法人熊本城址保存會長斉藤宗宣	海軍次官大角岑生殿	官房第六一四号ノ二 昭和三年二月二十四日 省副官 熊本城址保存會長宛 昭和參年式月式拾四日発布 艦歴ニ関スル件 財熊保第五号ヲ以テ申請相成候元帝國軍艦龍艦艦歴別紙ノ通ニ有之候 右送付ス (別紙添) 官房第六一四号 財熊保第五号 昭和三年二月十八日 財団法人熊本城址保存会 会長斉藤宗宣 海軍次官大角岑生殿 艦歴下付申請 拝啓陳者先般熊本城・・土換改築工事竣成候ニ付細川侯爵家ヨリ明治三年政府へ献納セラレタル帝國軍艦龍艦艦之写真及備砲一門、艦首裝飾ノ彫刻等今年教育資料トシテ全侯爵家ヨリ御寄贈相成候処全艦ニ関スル艦歴ヲ添ヘ一般ノ縦覧ニ供シ度存候間特別ノ御詮議ヲ以テ艦歴一部御下付御願度此段申請候也 軍務機密第三九番電報 昭和三年三月二十日 軍務局長 聯合艦隊參謀長宛 電報(暗号) 三月二十日午前十三時五十分発電済 返赤城ニ於テ司令部事務開始ノ件免令方取計シ難シ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04016204700、『公文備考 艦船3 巻66』(防衛省防衛研究所)	—
419	昭和4	1929	5	3	熊本城址午砲敷地無償貸付の件	第六師団経理部長平田為次	陸軍大臣白川義則殿	肆第五三七号 第六師団経理部 熊本城址午砲敷地無償貸付ノ件 番号 甲 一一三 第六師団経理部長へ指令案(陸普) 五月三日附六経営第二二一号何ノ通実施差支ナシ 陸普第二三八五号 昭和四年五月拾七日 肆第五三七号 六経営第二二一号 土地無償貸付ノ件何 昭和四年五月參日 大正十五年三月二十日肆第二九九号ヲ以テ認可ヲ受ケ準貸付中ノ左記記載ノ土地ヲ本年四月一ヨリ昭和七年三月三十一日迄尚引続キ借地方出願セシニ付別紙契約書ノ条件ニテ無償貸付差支無キヤ指示セラレ度 追而本件ハ所管長官ニ於テモ異存無キニ付申添フ 左記 一、場所 熊本市本丸町一番地(熊本城址)内 二、面積 拾坪 三、目的 午砲敷地 四、借地人 熊本市長	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006220500、『永存書類乙集第2類第1冊 昭和4年』(防衛省防衛研究所)	—
420			6	7	藤崎台練兵場の一部管理換の件	第六師団経理部長平田為次	陸軍大臣白川義則殿	肆第六八九號 第六師団経理部 藤崎台練兵場ノ一部管理換ノ件 甲一九一號 七月九日 第六師団経理部長電報指令案(陸) 六月七日附六経営第二七六號何ノ通実施差支ナシ 陸一八五 七月九日 肆第六八九号 六月十一日 六経営第二七六號 藤崎臺練兵場ノ一部管理換ノ件何 昭和四年六月七日 熊本市第二期線電氣軌道路線中上熊本線ハ巴ニ施	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006221000、『永存書類乙集第2類第1冊 昭和4年』(防衛省防衛研究所)	—
421	昭和5	1930	3	27	財団法人熊本城址保存会理事就職ノ件申請	第六師団経理部長古野好武(印)	陸軍大臣宇垣一成殿	肆第四〇〇号 第六師団経理部長 古野好武 財団法人ノ理事ニ就職ノ件 指令按 第六師団司令部經由 三月二十七日附六経営第三四号申請ノ通許可ス 陸普第一三三〇号 昭和五年四月四日 第六師団司令部經由 經由第一〇号 六経営第三四号 昭和五年三月二十七日 財団法人熊本城址保存会理事就職ノ件申請 昭和五年三月二十七日 第六師団経理部長古野好武 陸軍大臣宇垣一成殿 本職儀財団法人熊本城址保存会理事ニ就職致度別紙同会寄附行為相添ヘ申請ス 財団法人熊本城址保存会寄附行為(昭和二年七月八日設立許可) 第一章 目的及事業 第一条 本財団ハ熊本城址(宇土櫓、城壁、主ナル樹木、史蹟、其ノ他・・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006313400、『永存書類乙集第1類 昭和5年』(防衛省防衛研究所)	P493-2
422	昭和6	1931	8	24	陸軍用地に記念碑建設の件	第六師団経理部長古野好武	陸軍大臣南次郎殿	軍事 肆第七九七号 第六師団経理部 陸軍用地ニ記念碑建設ノ件 経建甲第一 七号 昭和六年九月五日 九月七日 第六師団経理部長へ指令案(陸普) 八月二十四日附六経営第三〇八号何ノ通実施差支ナシ 第三七五〇 昭和六年九月八日 陸軍省受領肆第七九七号 六経営第三〇八号 陸軍用地ニ記念碑建設ノ件何 昭和六年八月二十四日 熊本県知事ヲ會長トセル明治天皇聖蹟顕光撫會ニ於テ別紙ノ通師団司令部構内ニ記念碑建設方願出アリ許可シ差支ナキヤ至急指令セラレタシ 追テ本件ニ就テハ師団長ニ於テモ異存ナキニ付申添フ	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006455200、『永存書類乙集第2類 其1 昭和6年』(防衛省防衛研究所)	—

近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化

423			9	25	陸軍用地に 国旗掲揚台 設置の件	第六師団 経理部長 吉野好武	陸軍大臣 南次郎殿	軍 肆第八九七号 第六師団経理部 陸軍用地ニ国旗掲揚台設置ノ件 経建 第一八三号 昭和六年十月十七日 十月八日 第六師団経理部長へ指令案 (陸普) 九月二十五日附六 経営第三三八号何ノ通実施差支ナシ 陸普第四二六六号 昭和六年十月八日 陸軍省受領 肆第八九七号 六経営第三三八号 陸軍省所轄地ニ国旗掲揚台設置件ノ件 昭和六年九月二 宮内大臣官房秘書課官發第五三〇号 昭和六年十月二十七日 宮内大臣 一木喜徳郎 枢 密院議長男爵 倉富勇三郎殿 通牒天皇陛下陸軍特別大演習御統裁ノ為来十一月八日御 發掌熊本県下へ行幸鹿児島へ御立寄同二十一日還幸可被為在旨被仰出候御日程別紙ノ 通 十一月八日午前九時五分宣城御登覧 九時十五分東京御登車 十時三十分横須賀駅 文部省告示第五十九號 史跡名勝天然記念物保存法第一條ニ依り左ノ通指定ス 昭和八 年二月二十八日 文部大臣 鳩山一郎 第一類 史蹟 名称 地名 地域 熊本城 熊本縣熊本 本市本丸町 一番内実測二町三段八畝十六歩四号三勺自一番ノ一至一番ノ五 同二ノ九町 一番内実測一段四畝九歩四合八勺 一番ノ四内実測五畝十六歩五合八勺 一番内室	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006455400、『永存書類乙集 第2類 其1 昭和6年』(防衛省 防衛研究所)	—
424			10	27	天皇陛下陸 軍特別大演 習御統裁ノ 為熊本県下	宮内大臣 一木喜徳 郎	枢密院議 長男爵倉 富勇三郎 殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A06050717800、『枢密院文書・ 宮内省往復・彙纂・雜書・昭和六 年』(国立公文書館)	—	
425	昭和 8	1933	2	28	官報 (史蹟 指定)	文部大臣 鳩山一郎	—	官報 昭和八年二月二十八日 第八八 百四十七號	381	
426			7	21	熊本城天主 閣再建の件	第六師団 留守参謀 片山省太 郎	陸軍省副 官牛島満 殿	議啓時下酷暑の候益ニ御健勝の段奉賀候 扱、当地熊本城宇土槽改修以來、本丸天主閣 復興の声近時頗に熾盛となり、殊に大阪城天主閣建立以來一層其勢を加へ居る現況に 有之候 就而、本件に関しては当部としては別紙理由の依り賛意を表し難き次第にて此 度師団としての意見は先方関係者に通告致し、考慮を求むる所存に有之候に付、請願 等其筋に申出づる場合は可考慮相煩し、此段得貴意候 敬具 昭和八年七月三十一 日 第六師団留守参謀片山省太郎 陸軍省副官牛島満殿 師団意見 一、天主閣再建には 同意を表し難し 1、天主閣再建の場所は現在第六師団庁舎構内の一隅にして、・・	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01003987100、『密大日記 第 4冊 昭和8年』(防衛省防衛研究 所)	384
427	昭和 9	1934	2	1	財団法人の 役員に就任 の件	第六師団 参謀長陸 軍歩兵大 佐秦雅尚	陸軍大臣 林銑十郎 殿	第三七一号 陸軍歩兵大佐秦雅尚 外二名 財団法人ノ役員ニ就任ノ件 第 四四号 陸 普 出願者へ許可指令案 第六師団司令部經由 二月一日附出願財団法人熊本城址保存会 評議員 (理事) 二就任ノ件順ノ通許可ス 陸普第一一六八号 昭和九年二月二 十八日 陸軍省受領 第三七一号 二月二十六日 第六師団司令部經由 財団法人役員ニ就 任 軍事 四第五一七号 第六師団経理部 陸軍省所轄地ニ無償準貸付ノ件 昭和9年3月2 0日 大臣ヨリ第六師団経理部長へ指令案 (陸普) 3月15日附六経営第八〇号何ノ 通實施差支ナシ 追而同日附六経営第七九号報告ノ土地ハ所轄稅務監督局へ引継クヘシ 陸普第一九六八号 昭和9年4月2日 雜報財政引継ノ件 大臣ヨリ太政大臣へ通陸普	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006520800、『永存書類乙集 第1類 昭和9年』(防衛省防衛研 究所)	—
428			3	25	陸軍省所管 地ニ無償準 貸付の件	第六師団 経理部長 近藤昌雄	陸軍大臣 林銑十郎 殿	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006534300、『永存書類乙集 第2類 第1冊 昭和9年』(防衛省 防衛研究所)	—	
429			—	—	国有地 (花 畑町) と市 有地 (小学 校跡地) の	大蔵省	(議案第 九號)	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A09050465700、『昭和財政史資 料第6号第26冊』(国立公文書 館)	—	
430	昭和 10	1935	1	26	熊本博覧会 に閑院総裁 宮殿下臨 を度件	熊本市長 山隈康	陸軍大臣 林銑十郎 殿	請願書 我カ熊本市ハ近時内容外観ノ設備漸リ完整ノ域ニ達シ九州中央ニ於テル文化都 市トシテノ面目ヲ一新スルニ至リ更ニ産業トシテノ経営ニ鋭意邁進シツヘ アルノ現状ニ有之候熊本ハ此ノ市勢ノ進展ヲ市民ノ民ノ典論ニ鑑ハ所アリ来ハ三月二 十五日ヨリ五十日間新興熊本博覧會一屆ノ發展ヲ期スルト共ニ我國産業貿易ノ飛躍 振興ニ資シ度リ目下着々トシテ準備進歩中ニ有之候熊本博覧會開設ノ機ニ我カ熊本 市ニ於テ第六師団第十二師団管下ノ在郷軍人分会長大及及両師団管下在郷軍人連合支 部總會開催ノコト決マラレ在郷軍人会ニ於テハ右大会ニ閑院帝国在郷軍人会總裁宮殿 下ノ御台臨ヲ仰キ度旨及奏請屆候趣ニ有之候ニ付幸ニシテ新興熊本博覧會ニモ殿下 ノ御台臨ヲ仰リコトヲ得	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C10073325900、『昭和10年 請願建議等に関する書類』(防衛省 防衛研究所)	—
431			3	25	午砲敷地の 準貸付	第六師団 経理部長 近藤昌雄	陸軍大臣 林銑十郎 殿	四三 土地 肆第五五三号 第六師団経理部 陸軍省所轄地無償準貸付ノ件 経建甲第一〇 四号 昭和十年四月四日 四月五日 大臣ヨリ第六師団経理部長へ指令案 三月二十五日 附六経営第九四号何ノ通實施差支ナシ 陸普第一八四二号 昭和十年四月五日 陸軍省 受領 肆第五五三号 六経営第九四号 陸軍省所轄地無償準貸付ノ件 昭和十年三月二 十五日 昭和七年二月十二日陸普第七九六号ニヨリ認可相受ケ準貸付中ノ左記土地ヲ本 年四月一日ヨリ昭和十五年三月三十一日迄引續キ借地地方出願セシニ付別紙契約書案ノ 條件ニテ無償準貸付致シ差支無キヤ指示セラレ度 追テ本件ハ所管長官ニ於テモ異存無 キニ付申添フ 左記 一、場所、熊本市本丸町一番地 (熊本城址) 内 二、面積 拾陸	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01006613500、『永存書類乙集 第2類 第1冊 昭和10年』(防 衛省防衛研究所)	—
432	昭和 11	1936	3	12	故谷村計介 銅像建設敷 地の準貸付	第六師団 経理部長 藤原明夫	陸軍大臣 伯爵寺内 壽一殿	軍事 四第五一〇号 第六師団経理部 陸軍省所轄地無償準貸付ノ件 昭和11年3月1 7日 昭和11年5月6日 大臣ヨリ第六師団経理部長へ指令案 3月12日附六経営第 九〇号何ノ通認可ス 陸普第一九二三号 昭和11年4月7日 四第五一〇号 六経営第 九〇号 陸軍省所轄地無償準貸付ノ件 昭和11年3月12日 第六師団経理部長 藤 原明夫 陸軍大臣伯爵 寺内寿一殿 大正15年5月18日陸普第一九八八号認可ニ係ル 左記準貸付中ノ土地本年5月17日貸借期間満了ノ処更ニ10年間繼續借地地方出願セ シニ付別紙契約書案 (従来通) ノ条件ニテ無償貸付致シ差支無キヤ指示セラレ度 追テ 本件ハ所管長官ニ於テモ異存ナシ 左記 一、場所、熊本市本丸町一番地 (熊本城址) 内 二、面積 參拾九坪參合六勺 三、目的 故谷村計介銅像建設敷地 四、借地人	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01002100700、『永存書類乙集 第2類 第1冊 昭和11年』(防 衛省防衛研究所)	—
433			8	5	兵器部兵器 庫新築工事 実施の件	第六師団 経理部長 藤原明夫	陸軍大臣 伯爵寺内 壽一殿	銃砲、軍事 四第一四八三号 第六師団経理部 第六師団兵器部兵器庫新築工事實施ノ件 昭和11年8月8日 昭和11年9月10日 第六師団経理部長へ達案 (陸普) 首題工 事ハ別紙ニ拠リ實施スヘシ 陸普第五二一九号 昭和11年8月27日 別紙控ハ建築課 ニ保管ス 六経営第二五三三号 第六師団兵器部兵器庫新築工事ノ件上申 昭和11年8月 土地 肆第一、八九四号 第六師団経理部 陸軍用地ニ西南戦争六十年記念銅像建設ノ 件 経建甲第四三三号 九月廿二日 大臣ヨリ第六師団経理部長へ指令案 九月三日 附留第六師経営第一八号何ノ通認可ス 陸普第五六九五号 昭和十二年九月廿四日 受領 肆第一八九四号 留六経営第一八号 陸軍用地ニ西南戦争六十年記念銅像建設ノ件 同 昭	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01002128700、『永存書類乙集 第2類 第1冊 昭和11年』(防 衛省防衛研究所)	—
434	昭和 12	1937	9	3	陸軍用地に 西南戦争6 0年記念銅 像建設の件	留守第六 師団経理 部長早稲 田俊彦	陸軍大臣 杉山元殿	軍事 肆第四六四号 第六師団経理部 陸軍省所轄地無償準貸付ノ件 経建甲第七六号 昭 和十二年三月十八日 三月十八日 大臣ヨリ第六師団経理部長へ指令案 () 二月二十 六日附六経営第三四号何ノ通認可ス 陸普第一四〇〇号 昭和十二年三月十九日 陸軍省 売領 肆第四六四号 六経営第三四号 陸軍省所轄地無償準貸付ノ件 昭和十二年二月 二十六日 昭和二年四月七日陸普第一三三三号ヲ以テ認可セラレタル左記準貸付土地ハ 本年三月三十一日貸借期間満了ノ處更ニ二十年間繼續借地地方出願セシニ付別紙契約書 (従前ノ通り) ノ条件ニテ無償準貸付致シ差支ナキヤ指示セラレ度 追テ本件ハ所管長 ニ於テ異存ナキニ付申添フ 左記 一、場所、熊本市本丸町 二、面積、四坪 三、目 的、午砲用火薬倉庫敷地 四、借地人、熊本市長	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01002194100、『御署名原本・ 昭和十二年・法律第八五号・臨時軍 事費特別会計法』(国立公文書館)	—
435			2	26	午砲用火薬 倉庫敷地 (無償準貸 付)	第六師団 経理部長 藤原明夫	陸軍大臣 杉山元殿	軍事 肆第四六四号 第六師団経理部 陸軍省所轄地無償準貸付ノ件 大臣ヨリ留守 第六師団経理部長へ指令案 (陸普) 三月十五日附留六経営第八二號何ノ通實施スヘシ 陸普第四三二六號 昭和十三年七月十九日 留六経営第八二號 陸軍省所轄地無償準貸付 ノ件 昭和十三年三月十五日 昭和八年五月八日陸普第二八一四號ヲ以テ認可セラレ タル左記準貸付土地ハ本年五月七日貸借期間満了ノ處更ニ向六十年間繼續借地地方出 願セシニ付別紙契約書案 (従前ノ通り) ノ条件ニテ無償準貸付致シ差支ナキヤ指示セラ レ度 追テ本件ハ師團長並使用部隊ニ於テ異存ナキニ付申添フ 左記 一、場所 熊本市宣 内町二番地 陸軍警備兵場ノ一部 二、面積 五百九十四坪 三、目的 熊本招魂祭ノ敷 敷地 四、借地人 熊本招魂祭團理事ト 熊本市長 山隈 康	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01002183300、『永存書類乙集 第2類 第1冊 昭和12年』(防 衛省防衛研究所)	—
436	昭和 13	1938	9	9	臨時軍事費 特別会計法	裕仁	内閣総理 大臣公卿 近衛文麿 海軍大臣 米内光政	法律第八十五号 朕内閣議案ノ協賛ヲ経テ臨時軍事費特別会計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ 公布セシム 裕仁 内閣総理大臣公卿 近衛文麿 海軍大臣 米内光政 陸軍大臣 杉山元 大蔵大臣 賀屋興宣 臨時軍事費特別会計法 支那事變ニ関スル臨時軍事費ノ會計ハ一般 ノ歳入歳出ト区分シ事件ノ終局迄ヲ會計年度トシテ特別ニ之ヲ整理ス 一般會計ニ 兵務 肆第五九〇號 留守第六師団経理部 陸軍省所轄地無償準貸付ノ件 大臣ヨリ留守 第六師団経理部長へ指令案 (陸普) 三月十五日附留六経営第八二號何ノ通實施スヘシ 陸普第四三二六號 昭和十三年七月十九日 留六経営第八二號 陸軍省所轄地無償準貸付 ノ件 昭和十三年三月十五日 昭和八年五月八日陸普第二八一四號ヲ以テ認可セラレ タル左記準貸付土地ハ本年五月七日貸借期間満了ノ處更ニ向六十年間繼續借地地方出 願セシニ付別紙契約書案 (従前ノ通り) ノ条件ニテ無償準貸付致シ差支ナキヤ指示セラ レ度 追テ本件ハ師團長並使用部隊ニ於テ異存ナキニ付申添フ 左記 一、場所 熊本市宣 内町二番地 陸軍警備兵場ノ一部 二、面積 五百九十四坪 三、目的 熊本招魂祭ノ敷 敷地 四、借地人 熊本招魂祭團理事ト 熊本市長 山隈 康	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03022078200、『御署名原本・ 昭和十二年・法律第八五号・臨時軍 事費特別会計法』(国立公文書館)	—
437	昭和 13	1938	3	15	熊本招魂 祭ノ敷敷地 (無償準貸 付)	留守第六 師団経理 部長藤原 明夫	陸軍大臣 杉山元殿	軍事 肆第五九〇號 留守第六師団経理部 陸軍省所轄地無償準貸付ノ件 大臣ヨリ留守 第六師団経理部長へ指令案 (陸普) 三月十五日附留六経営第八二號何ノ通實施スヘシ 陸普第四三二六號 昭和十三年七月十九日 留六経営第八二號 陸軍省所轄地無償準貸付 ノ件 昭和十三年三月十五日 昭和八年五月八日陸普第二八一四號ヲ以テ認可セラレ タル左記準貸付土地ハ本年五月七日貸借期間満了ノ處更ニ向六十年間繼續借地地方出 願セシニ付別紙契約書案 (従前ノ通り) ノ条件ニテ無償準貸付致シ差支ナキヤ指示セラ レ度 追テ本件ハ師團長並使用部隊ニ於テ異存ナキニ付申添フ 左記 一、場所 熊本市宣 内町二番地 陸軍警備兵場ノ一部 二、面積 五百九十四坪 三、目的 熊本招魂祭ノ敷 敷地 四、借地人 熊本招魂祭團理事ト 熊本市長 山隈 康	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01007164200、『永存書類 乙 集 第2類 第1冊 昭和14年 「土地建物」』(防衛省防衛研究 所)	—
438	昭和 14	1939	3	17	防空警報及 午砲用サイ レン設置敷 地 (無償準 貸付)	留守第六 師団経理 部長木崎 求雄	陸軍大臣 板垣征四 郎殿	土地 陸軍 肆第六八二號 留守第六師団経理部 陸軍省所轄地無償準貸付ノ付 留守第六 師団経理部長へ指令案 (陸普) 三月一七日附留六経営第七五號何ノ通實施スヘシ 陸 普第二二四三號 昭和十四年四月十二日 留六経営第七五號 陸軍省所轄地無償準貸付ノ 件 昭和十四年三月十七日 左記陸軍省用地ニ防空警報及午砲用サイレン設置敷地敷 地トシテ借地方熊本市長ヨリ出願セシニ付別紙契約書案ノ條件ニテ無償準貸付致シ差 支ナキヤ至急指示セラレ度 追テ本位置ハ非常時ニ於ケル集合等ニハ全然支障ナク且 防空警報徹底上絶好ノ適地ニシテ所管長官ニ於テモ異存ナシ 左記 一、位置其他 契約書 案記載ノ通	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01007184000、『永存書類 乙 集 第2類 第1冊 昭和14年 「土地建物」』(防衛省防衛研究 所)	—
439	昭和 15	1940	7	16	陸軍用地に 神社建設の 件	留守第六 師団経理 部長石原 通	陸軍大臣 畑俊六殿	建物 肆第一五一七號 留守第六師団経理部 陸軍用地ニ神社建設ノ件 経建甲第五七七 號 陸軍 副官ヨリ留守第六師団経理部長へ通牒案 (陸普) 七月十六日附留六経営第 三六一號何ノ通實施差支ナキニ付依命通牒ス 陸普第五二三四號 昭和十五年八月五日 陸軍省受領肆第一五二七号 陸軍 留六経営第三六九一號 陸軍用地ニ神社建設ノ件 同 昭 和十五年七月十六日 熊本陸軍幼年學校長ヨリ別紙寫ノ通熊本陸軍幼年學校校庭内ニ神 社建設方申請アリテ許可シ差支ナキヤ指令セラレ度 世紙圖面、書類ハ建築課ニ保 管ニ置候	JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01002358500、『永存書類 乙 集 第2類 第1冊 昭和15年 「建物」』(防衛省防衛研究 所)	—
440			8	14	官報 (史蹟 追加指定)	文部大臣 橋田邦彦	—	文部省告示第五百三十三號 史跡名勝天然記念物保存法第一條ニ依り昭和八年二月文 部省告示第五十九號ヲ以テ指定シタル史蹟熊本城ノ地域ニ左記地域ヲ追加スル 昭和十五 年八月十四日 文部大臣 橋田邦彦 名称 地名 地域 熊本城 熊本縣熊本市古城町一番 同古京町一番ノ四、同宮内町一番ノ三、同新堀町四十番ノ三・・	官報 昭和十五年八月十四日 第四八 十二號	P493-7